平成23年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

商標法における認証・証明マークの保護の在り方に関する調査研究報告書

平成２４年２月

一般財団法人　知的財産研究所

要　約

本調査研究の背景・目的

認証・証明マークは、多くの国・地域で「証明商標制度」によって保護が図られているが、我が国の商標法では、諸外国の「証明商標制度」のような認証・証明マークに関する特別な商標制度はなく、通常の商標として出願・登録し得るに止まっている。このため、当初から認証・証明を受けた事業者に使用させることを想定した認証・証明マークの特質と異なり、現行商標法は、原則として、商標登録し得るのは業として商品・役務を証明する者がその商品・役務について使用をする認証・証明マークとなる。

一方、国際的な競争が激化する中、今後、我が国の商品・役務の高技術、高品質等の優秀性を需要者に発信していくため、その技術、品質等を特定の者により認証・証明されたものであることを表す認証・証明マークは、その商品・役務の技術、品質等を需要者に認識させるツールとして、その意義や重要性が益々高まることが予想される。

そこで、今後、特許庁が証明商標制度の検討を進めていく上で、まず、我が国の認証・証明マークの実情の把握が重要となる。すなわち、どのような種類の認証・証明マークが存在し、どのように商品又は役務の品質の認証・証明を行い、どのように認証・証明マークが使用されているか等である。これらに関する実態調査等を踏まえ、認証・証明マークの保護、証明商標制度に対するニーズ、仮に我が国において証明商標制度を導入する場合の法的論点等について把握、分析、検討していく必要がある。

調査研究内容

本調査研究では、認証機関における認証・証明業務の実態、認証機関により認証・証明された認証・証明マークの使用の実態及び現行の商標法における認証・証明マークの保護について、国内アンケート調査を認証機関・団体、日本知的財産協会会員企業及び特許事務所に実施し、また、国内ヒアリング調査を認証機関・団体、企業及び学識経験者に実施し、さらに、諸外国の制度調査のために国内外文献調査を実施した。

そして、認証機関、企業及び学識経験者から構成される委員会では、アンケート調査、ヒアリング調査及び内外国文献調査の結果報告、並びに認証・証明マークの使用態様及びその認証方法等、認証・証明業務の実態等に関する報告がなされ、それらを踏まえた上で、認証・証明マークの保護について証明商標制度を導入する際の法的論点整理を行った。

Ⅰ．　序

１．　本調査研究の背景・目的

認証・証明マークとは、商取引上、商品又はサービスについて、商品の原産地、材料若しくは製造方法又はサービスの提供、品質、正確さその他の特徴との関係を証明されたものを、そのような証明がされていない他の商品又はサービスと区別するために使用される又は使用が意図されたマークをいう。これらのマークは、その特質上、認証・証明を受け、実際にマークを使用する個々の事業者が登録することになじまず、むしろ、認証・証明の業務を行っている者が登録することになるものとされる。

このような認証・証明マークについて、多くの国・地域で商標制度の中に「証明商標制度」という特別な制度を設け、商標登録することによって保護を図っている。しかしながら、我が国の商標法においては、諸外国の「証明商標制度」のような認証・証明マークに関する特別な商標制度はなく、当該マークについても、通常の商標として出願・登録し得るにとどまっている。このため、当初から認証・証明を受けた事業者に使用させることを想定したマークである認証・証明マークの特質と異なり、現行商標法上、原則として、商標登録し得るのは業として商品・役務を証明する者がその商品・役務について使用をする認証・証明マークとなる。

一方、国際的な競争が激化する中、今後、我が国の商品・役務の高技術、高品質等の優秀性を需要者に発信していくため、その技術、品質等を特定の者により認証・証明されたものであることを表す認証・証明マークは、その商品・役務の技術、品質等を需要者に認識させるツールとして、その意義や重要性がますます高まることが予想される。

国際情勢をみても、近年、自由貿易協定（FTA）及び経済連携協定（EPA）に関する議論・交渉が各国間で進められているが、今後、このような交渉において知的財産制度について議論されることとなった場合、証明商標制度の創設が課題となる可能性がある。

そこで、今後、特許庁が証明商標制度の検討を進めていく上で、まず、我が国の認証・証明マークの実情の把握が重要となる。すなわち、どのような種類の認証・証明マークが存在し、どのように商品又は役務の品質の認証・証明を行い、どのように認証・証明マークが使用されているか等である。これらに関する実態調査等を踏まえ、認証・証明マークの保護、証明商標制度に対するニーズ、仮に我が国において証明商標制度を導入する場合の法的論点等について把握、分析、検討していく必要がある。

２．　本調査研究の実施方法

本調査研究では、認証機関における認証・証明業務の実態、企業における認証・証明マ

ークの使用の実態及び商標法における認証・証明マークの保護について、国内アンケート調査（認証機関・団体、日本知的財産協会会員企業、特許事務所)、国内ヒアリング調査（認証機関・団体及び企業、学識経験者)、諸外国の制度調査のために国内外文献調査を実施し、その結果を基に、分析、検討を行った。

Ⅱ．　商標法による認証・証明マークの保護の在り方に関する検討

１．　認証マークと適合性評価について

認証・証明マークの定義について、国際ルールに基づく枠組みでは、証明マークの定義は存在しない。一方、第三者機関による評価結果を表すマークを認証マークと言い、製品認証マークとマネジメントシステム認証マークがある。なお、認証マークに加え認証機関に対する評価結果を表す認定マークも考慮する必要がある。認証・証明マークは、マークの裏付けとなる適合性評価の結果の表示であり、マークの信頼性は必ずしも同一ではない。国際ルールでは、マネジメントシステム認証の信頼性の裏付けは、認定機関が行うマネジメントシステム認証機関の認定に基づく。製品認証の信頼性の裏付けは、製品認証機関に対する国による登録審査又は認定機関による認定、認証機関グループの相互承認、あるいは認証機関自身の自己評価に基づいている。国による登録あるいは認証機関グループの相互承認は、認定と同様の信頼性を備えているとみなせる。製品認証システムにおける認証のための評価の手順及び認証後の評価活動は、認証マークを運営するスキームの規定に基づいており、サーベイランス、工場審査、製造プロセス審査及びサンプル試験に関する取扱いは必ずしも同じではない。

２．　認証機関としての認証・証明業務の実態

電気用品安全法技術基準等Ｓマークについては、企業から製品の認証の申込みがあると、同マーク認証基準への適合性を確認するため製品試験を実施するとともに、認証する製品が常に同じ品質で生産できる体制にあるかを確認するため初回工場調査を実施する。確認が取れると「認証」して、認証マークの使用許諾をする。認証機関は認証リストを公表し、企業は認証マークを製品に表示して出荷する。

製品カテゴリごとに初めての申込み、企業からの要望、または、認証機関が必要であると認めた場合には、生産開始した製品が認証時と同じ仕様かどうかを確認する初回ロット検査を実施する。

必要に応じて市場監視を実施し、認証継続のためのフォローアップとして年に１回の定期工場調査を実施する。

３．　認定機関としての認証・証明業務の実態

「製品、プロセス、システム、人又は機関に関する規定要求事項が達成されることの実証」である適合性評価を行う組織体を「適合性評価機関」と言い、認証機関などがある。一方、認定とは「適合性評価機関が特定の適合性評価を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明」であり、適合性評価機関を認定する組織体を認定機関という。認定機関が認証機関を認定し、更に認証機関が、マネジメントシステムでは企業などの組織を、製品認証では製品・サービスに対して認証を与える。製品あるいはサービスを購入する顧客に代わって品質等を確認するのが認証機関である。そして、認証機関の審査能力を確認し、保証するのが、認定機関である。さらに、国際的な認定機関の集まりである国際認定フォーラム（IAF）が、相互評価により認定機関の能力を保証している。相互評価により承認されることで、その認定を受けた認証は、世界で通用する認証となる。

４．　国内の実態調査及び分析

国内アンケート調査によると、マークを付す基準は、①法令で定める基準に基づいてマークを製品に付する場合、②業界団体が定める基準に基づき該業界団体の検査を経てマークを製品に付する場合、③業界団体が定める基準に基づき企業の自主検査を経てマークを製品に付する場合、④業界団体が定める基準に基づきマネジメントシステム認証をしてマークをホームページ等に付する場合の４つに分類できる。企業がマークを使用する理由は、①需要者の信用を獲得するため、②法令上の義務、③他社との差別化を図るため、④業界団体内の取決め、⑤環境に貢献することや規格に適合していることをアピールするため、が挙げられる。

国内ヒアリング調査結果によると、認証後の更新（品質維持の確認）は、製品認証について、認証の更新がないタイプ、認証の有効期間があり、有効期間が切れる前に再認証を行うタイプ、定期的な検査（品質管理状況の確認）を行うタイプがある。マネジメントシステム認証について、定期審査、更新審査（再認証）がある。不正使用には、認証を受けていないのに勝手にマークを使用している無断使用、マークの使用を契約している企業が認証された製品以外の製品にも使用している不正使用、マークを製品に付す際の使用形態に誤りがある誤使用のケースに分かれる。マークの不適正使用と誤使用の対応は、是正や話合いで解決している。マークの無断使用の対応は、話合いや警告で解決しており、訴訟にまで至ったケースはなかった。

認証・証明マークの保護に対する必要性（ニーズ）を以下説明する。認証機関が自己の認証・証明マークを通常の商標として商標登録をしている割合は、76%と高い割合であっ

た。認証・証明マークを不正使用（無断使用、不適正使用、誤使用）されたことがある割合が 35%であった。認証・証明マークを使用している企業が当該マークを使用する理由として、需要者の信用を獲得するため：71%、法令上の義務：48%、他社との差別化を図るため：26%、業界団体内の取決め：22%であった。証明商標制度の導入に関するアンケート質問に対して、賛成の割合が 60%であった。賛成の理由は、認証マークの信頼性を高めることができる、標準化及び品質の維持向上に有効、認証・証明マークが不正に付された製品が市場に出回ることを防止できる、現行法では保護できないニーズが出た場合に対応できる、認証マークは通常の商標とは用途・機能が異なるためにその実態にあった保護制度の導入が望ましい等の意見があった。認証・証明マークの無断使用は認証・証明マークのスキーム枠外であり、法令により無断使用を排除することができる認証・証明マーク以外は認証機関等による制御を行うことはできない。また、無断使用されたマークが付された製品の品質は悪いことが多いため、品質の悪い製品をつかまされた消費者は被害を被ることになり、それによって認証・証明マークに化体する信用が落ちて認証機関等が被害を被ることにもなる。

５．　証明商標制度に関する諸外国の制度について

米国、英国、豪州、中国及び韓国においては、認証・証明マークは証明商標として保護されている。それぞれの国の証明商標の定義、主体要件、提出書類、使用規則の記載項目、審査、使用規則の審査、使用規則の公開、関係省庁への照会、権利の効力、権利行使、第三者の正当な使用、商標権者自身の使用、商標権者の管理義務違反への制裁、登録商標の不使用取消し、出願料と更新料等に関して調査・研究し、国ごとに若干の相違はあるがほぼ同様の制度において運用されていることが確認された。

６．　証明商標制度の導入に関する法的論点の整理

実質的に証明商標として使用されている（通常の）商標は、商標の保有者が自ら使用をするものではなく「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」（商標法第 3 条第 1 項柱書）ではないため、現行法上は本来登録要件を満たしていないと考えられる。そのため、証明商標を導入することにより、証明商標の登録を制度上も可能とすべきである。

導入に際して、通常商標から証明商標への移行措置が問題となるが、団体商標の導入時と同様に移行期間を設けて、登録・出願の変更を認めるべきである。その際には、自己の証明業務にかかる第 42 類の役務については、通常商標のままとし、他人に使用をさせる商品・役務についてのみ、分割して証明商標と変更しうるように措置する必要がある。

主体要件としては、法人格を有する限り、広く法人や国・地方公共団体等を含めるべきであるが、個人については、使用の実態や保護ニーズに照らして検討すべきである。

出願に際しては、出願人に証明商標の使用管理規則を提出させ、必要事項が規定されているか、公序良俗に反しないか等の一定事項につき審査を行い、規則の内容の妥当性については、取消審判や他の法令等による規制にゆだねるべきと考える。また、使用規則は、公開されるべきである。

第 3 条の登録要件に関しては、地理的名称により構成される商標の保護や現行法の第 3 条第 2 項の表現振りからすれば、証明商標について第 3 条第 2 項とは別の規定を設けて、本来的な識別力を欠く証明商標であっても使用により現に証明された商品とそれ以外とを識別しうる状態に至っている場合には、商標登録を受けることができるように措置すべきである。第 4 条の登録要件は、現行法どおりとすべきだが、先行商標との類否判断に際して、取引の実情として証明商標であることを考慮し、非類似と判断しうる場合もあると思われる。

無効理由・取消理由については、通常商標よりも厳格に適用すべきであり、登録要件を元々満たさなかった又は事後的に満たさなくなった場合や、使用管理規則に従った管理を怠った場合の無効理由又は取消理由等を規定すべきである。

証明商標の効力は、通常商標と同様とすべきである。

Ⅲ.　まとめと考察

本調査研究では、認証・証明マークの国内の実態や海外主要国の制度・運用についての調査・研究を踏まえた上で、我が国において証明商標制度により認証・証明マークの保護を図ることとした場合における法的な論点や制度・運用上の手当について検討を行い、報告書としてとりまとめることができた。

商標法による認証・証明マークの保護の在り方に関する検討は、上述のように、認証・証明マークの実態を理解した上で、証明商標の主体要件・使用者、識別性の考え方、登録要件及び権利の効力等に関する慎重な議論が必要となる問題であるところ、本報告書が、今後の政府内における、望ましい制度・運用に関する検討に資することを期待するものである。

はじめに

認証・証明マークは、多くの国・地域で「証明商標制度」によって保護を図っているが、我が国の商標法では、通常の商標として出願・登録し得るにとどまっている。当初から認証・証明を受けた事業者に使用させることを想定した認証・証明マークの特質と異なり、現行商標法は、原則として、商標登録し得るのは業として商品・役務を証明する者がその商品・役務について使用をする認証・証明マークとなる。一方、国際的な競争が激化する中、今後、我が国の商品・役務の高技術、高品質等の優秀性を需要者に発信していくため、その技術、品質等を特定の者により認証・証明されたものであることを表す認証・証明マークは、その商品・役務の技術、品質等を需要者に認識させるツールとして、その意義や重要性がますます高まることが予想される。

本調査研究は、このような背景を踏まえ、我が国の商標法の下での証明商標制度による保護のあり方について、国内の認証機関・団体、企業及び特許事務所にアンケート調査、国内の認証機関・団体、企業及び学識有識者にヒアリング調査、並びに諸外国の証明商標制度に関する国内外文献調査を行い、その調査結果を踏まえて、認証機関・企業・学識経験者の有識者からなる委員会において分析、検討を行った。

本報告書は、以上の調査及び検討の結果を集約したものであり、本報告書が、今後の認証・証明マークに係る商標の保護に関する検討の一助となれば幸いである。

最後に、本調査研究の遂行にあたり、報告書の一部について執筆・発表の労をおとりいただいた土肥一史教授、住本守氏、鈴木一弘氏、久保真氏、江幡奈歩弁護士、をはじめとする委員の方々、国内アンケート調査、国内ヒアリング調査に御協力いただいた方々の皆様に対して、この場を借りて深く感謝申し上げる次第である。

平成 24 年 2 月
一般財団法人　知的財産研究所

「商標法における認証・証明マークの保護の在り方に関する調査研究」
委員会名簿

委員長

土肥　一史	日本大学法学部知的財産専門職大学院　教授

委員

江幡　奈歩	阿部・井窪・片山法律事務所　弁護士
小川　宗一	日本大学法学部・大学院法学研究科・知的財産研究科　教授
久保　真	公益財団法人　日本適合性認定協会 代表理事　常務理事　認定センター長
鈴木　一弘	一般財団法人　電気安全環境研究所　理事・経営企画部長
住本　守	独立行政法人　製品評価技術基盤機構　客員調査員
根本　直人	日本知的財産協会　商標委員会　副委員長 （株式会社大和証券グループ本社　経営企画部　法務課　次長）
藤田　雅彦	日本弁理士会　第２商標委員会　委員長 （特許業務法人　香原・藤田特許事務所　弁理士）
宮脇　正晴	立命館大学法学部　教授
高橋　勝利	一般財団法人 知的財産研究所　主任研究員（兼事務局）

（敬称略，五十音順）

オブザーバー

橋本　正洋	特許庁　審査業務部長
小林　　徹	特許庁　知的財産研究官
林　　栄二	特許庁審査業務部　商標課長
青木　博文	特許庁審査業務部商標課　商標制度企画室長
今田　三男	特許庁審査業務部商標課　地域団体商標・小売等役務商標推進室長
平山　啓子	特許庁審査業務部商標課　商標審査基準室長
金子　尚人	特許庁審査業務部商標課　商標審査企画官
旦　　克昌	特許庁審査業務部商標課　課長補佐
吉屋　拓之	特許庁総務部総務課　総括班長
根岸　克弘	特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室　室長補佐
古田　敦浩	特許庁総務部企画調査課　研究班長
高橋　幸志	特許庁総務部国際課　課長補佐
小俣　克巳	特許庁審判部審判課　課長補佐
泉　　卓也	経済産業省通商政策局通商機構部　参事官補佐
松岡　　徹	経済産業省経済産業政策局知的財産政策室　課長補佐
伊藤　裕明	経済産業省産業技術環境局認証課　企画係長
根上　友美	経済産業省産業技術環境局認証課　工業標準専門職
齋藤　健児	外務省経済局国際貿易課知的財産室　課長補佐

事務局

大森　陽一	一般財団法人　知的財産研究所　専務理事
三平　圭祐	一般財団法人　知的財産研究所　首席研究員
天野　斉	一般財団法人　知的財産研究所　研究第二部長
岩井　勇行	一般財団法人　知的財産研究所　統括研究員
オン　ポーチュアン	一般財団法人　知的財産研究所　主任研究員
清水　将寛	一般財団法人　知的財産研究所　研究員

目　次

要約
はじめに
委員会名簿

Ⅰ．　序 …… 1
　１．　本調査研究の背景・目的 …… 1
　２．　本調査研究の実施方法 …… 2
　　（１）　国内アンケート調査 …… 2
　　（２）　国内ヒアリング調査 …… 4
　　（３）　国内外文献調査 …… 4

Ⅱ．　商標法による認証・証明マークの保護の在り方に関する検討 …… 5
　１．　はじめに …… 5
　２．　検討の方向について …… 5
　３．　認証マークと適合性評価について …… 5
　　（１）　認証・証明マーク …… 5
　　（ⅰ）　概要 …… 5
　　（ⅱ）　認証マークと証明マーク …… 6
　　（２）　認定と認定マーク …… 7
　　（ⅰ）　認定 …… 7
　　（ⅱ）　認定マーク …… 8
　　（３）　適合性評価機関と認証マーク …… 9
　　（ⅰ）　適合性評価機関 …… 9
　　（ⅱ）　マネジメントシステム認証 …… 10
　　（ⅱ-1）　マネジメントシステム認証マーク …… 10
　　（ⅲ）　製品認証 …… 11
　　（ⅲ-1）　製品認証マーク …… 14
　　（４）　まとめ …… 17
　４．　認証機関としての認証・証明業務の実態 …… 20
　　（１）　第三者認証制度（マーク認証）発足の経緯について …… 20
　　（２）　SCEA の概要について …… 21
　　（ⅰ）　SCEA の組織体制 …… 21

（ⅱ） SCEA の活動 ····· 22
（ⅲ） Sマーク認証状況 ····· 22
（３） Sマーク認証スキームについて ····· 23
（ⅰ） 認証システム ····· 23
（ⅱ） 認証マーク ····· 23
（ⅲ） 認証機関の要件 ····· 24
（ⅳ） 対象製品 ····· 24
（ⅴ） 認証試験基準 ····· 24
（ⅵ） 工場調査 ····· 24
（ⅶ） Sマーク認証スキーム ····· 26
（４） 今後の課題 ····· 26
（ⅰ） Sマークの社会的信頼性向上 ····· 26
（ⅱ） 行政の動きへの迅速対応 ····· 27
（ⅲ） Sマーク不正使用対策 ····· 27
５． 認定機関としての認証・証明業務の実態 ····· 27
（１） 認定機関：公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の概要 ····· 27
（２） 適合性評価制度の生い立ち ····· 28
（３） 適合性評価制度の概要 ····· 29
（４） 国際相互承認 ····· 30
（５） 認証証明マークの利用 ····· 31
（６） JAB が経験した商標登録の問題 ····· 35
（７） 認証・証明商標に係る疑問・課題 ····· 35
６． 国内の実態調査及び分析 ····· 36
（１） 国内アンケート調査の結果及び分析 ····· 36
（ⅰ） 国内アンケート調査の結果及び分析 ····· 36
（ⅱ） 証明商標制度導入の是非について ····· 38
（２） 国内ヒアリング調査の結果及び分析 ····· 39
（ⅰ） マークの使用形態について ····· 39
（ⅱ） 海外でマークを商標登録していない理由について ····· 40
（ⅲ） 現行法でマークを通常の商標として商標登録する際の問題点 ····· 40
（ⅳ） マークを使用する企業と結んでいる契約について ····· 40
（ⅴ） 認証後の更新（品質維持の確認）について ····· 41
（ⅵ） 不正使用を見つける体制について ····· 42
（ⅶ） 不正使用の実例について ····· 43
（ⅷ） 不正使用への対応について ····· 44

（ⅳ）　権利者自身のマークの使用について…… 44
（ｘ）　専用使用権の設定について…… 44
（ｘｉ）　マークの権利者と使用許諾について…… 44
（ｘⅱ）　その他…… 45
（３）　認証・証明マークの保護に対する必要性（ニーズ）について…… 45
（ｉ）　アンケート調査から得られた認証・証明マークの保護について…… 45
（ⅱ）　ヒアリング調査から得られた認証・証明マークの保護について…… 47
７．証明商標制度に関する諸外国の制度について…… 48
（１）　米国…… 48
（２）　英国…… 52
（３）　豪州…… 56
（４）　中国…… 62
（５）　韓国…… 66
（６）　諸外国の制度一覧表…… 73
８．　証明商標制度の導入に関する法的論点の整理…… 77
（１）　現行法の整理…… 77
（ｉ）　商標法における「証明商標」の位置づけ…… 77
（ⅱ）　既存の証明商標的な通常の商標の取扱い…… 79
（２）　証明商標の保有主体・使用者…… 81
（ｉ）　証明商標の保有主体…… 81
（ⅱ）　証明商標の使用者…… 82
（３）　証明商標の登録要件…… 84
（ｉ）　定義…… 84
（ⅱ）　使用管理規則の提出…… 85
（ⅲ）　第３条の登録要件…… 87
（ⅳ）　第４条の登録要件…… 91
（４）　証明商標に係る商標権の効力…… 92
（ｉ）　証明商標に係る商標権の効力…… 92
（ⅱ）　通常使用権者の権利…… 92
（５）　無効・取消理由について…… 93
（ｉ）　諸外国における取消事由…… 93
（ⅱ）　証明商標の制度設計…… 95
（ⅲ）　除斥期間の適用…… 96
（６）　その他…… 96

Ⅲ．　まとめと考察 …… 97

資料編

資料Ⅰ　国内アンケート調査結果

資料Ⅰ－１　国内アンケート調査の概要 …… 105
資料Ⅰ－２　国内アンケートの調査票（認証機関・団体） …… 107
資料Ⅰ－３　国内アンケート調査結果（認証機関・団体） …… 114
資料Ⅰ－４　国内アンケートの調査票（企業） …… 136
資料Ⅰ－５　国内アンケート調査結果（企業） …… 144
資料Ⅰ－６　国内アンケートの調査票（特許事務所） …… 165
資料Ⅰ－７　国内アンケート調査結果（特許事務所） …… 168
資料Ⅰ－８　認証・証明マークを付する基準の根拠と不正使用との相関関係 … 175
資料Ⅰ－９　証明商標制度の導入に関する意見について …… 177
資料Ⅰ－１０　認証機関が認証の対象としている商品・役務と、証明商標制度の導入に関するアンケートへの回答との相関関係 …… 179
資料Ⅰ－１１　企業の業種と証明商標制度の導入に関するアンケートへの回答との相関関係 …… 182

資料Ⅱ　国内ヒアリング調査結果

資料Ⅱ－１　国内ヒアリング調査の概要 …… 187
資料Ⅱ－２　国内ヒアリング調査結果 …… 189

参考資料　JIS 法及び JAS 法が規定するマークの不適正使用について …… 243

本報告書は、委員会での議論を基に各委員が執筆している。執筆の分担は以下のとおりである。

Ⅱ．３．　住本守　　委員
Ⅱ．４．　鈴木一弘　委員
Ⅱ．５．　久保真　　委員
Ⅱ．８．　江幡奈歩　委員

また、本調査研究の国内ヒアリング調査では、以下の学識経験者を訪問した。（敬称略）

・明治大学法科大学院教授　弁理士　高倉成男
・森・濱田松本法律事務所　弁護士・博士（法学）　遠藤誠
・創英国際特許法律事務所　弁理士　工藤莞司

本調査研究は、一般財団法人　知的財産研究所　高橋勝利　主任研究員、清水将寛　研究員、オン　ポーチュアン　主任研究員、岩井勇行　統括研究員、天野斉　研究第二部長が担当した。

Ⅰ．　序

１．　本調査研究の背景・目的

認証・証明マークとは、商取引上、商品又はサービスについて、商品の原産地、材料若しくは製造方法又はサービスの提供、品質、正確さその他の特徴との関係を証明されたものを、そのような証明がされていない他の商品又はサービスと区別するために使用される又は使用が意図されたマークをいう。これらのマークは、その特質上、認証・証明を受け、実際にマークを使用する個々の事業者が登録することになじまず、むしろ、認証・証明の業務を行っている者が登録することになるものとされる。

このような認証・証明マークについて、多くの国・地域で商標制度の中に「証明商標制度[1]」という特別な制度を設け、商標登録することによって保護を図っている。

しかしながら、我が国の商標法においては、諸外国の「証明商標制度」のような認証・証明マークに関する特別な商標制度はなく、当該マークについても、通常の商標[2]として出願・登録し得るにとどまっている。

このため、当初から認証・証明を受けた事業者に使用させることを想定したマークである認証・証明マークの特質と異なり、現行商標法上、原則として、商標登録し得るのは業として商品・役務を証明する者がその商品・役務について使用をする認証・証明マークとなる。

また、海外への出願を考えた場合、現状においては、我が国では証明商標として出願、登録できないことから、我が国の国民は、認証・証明マークについて、マドリッド協定議定書を利用して我が国での出願・登録を基礎に一つの出願で広く海外に証明商標として出願・登録することができない[3]。

---

[1] 証明商標について国際的に確立した定義はないが、世界知的所有権機関（WIPO）が作成した文書(SCT/21/3)においては、「証明商標は、取引上取り扱われ又は提供される商品又はサービスであって、証明商標の所有者によって商品の原産地、材料若しくは製造方法又はサービスの提供、品質、正確さその他の特徴との関係を証明されたものを、そのような証明がされていない他の商品又はサービスと区別するために使用される又は使用が意図された標識ということができる」とされている。

[2] 我が国商標法第２条第１項第１号及び第２号は以下のとおり規定しており、業として商品・役務を証明する者がその商品・役務について使用をする商標については、通常の商標として出願・登録することとなっている。

商標法第２条第１項　この法律で「商標」とは、・・・であって、次に掲げるものをいう。

一　業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの

二　業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの

[3] 国際登録及び指定国において証明商標として保護を受けるには、国際出願の様式上にあるボックスをチェックすることにより表示することとなっているが、この表示は本国における基礎出願・基礎登録においてその旨が示されている（証明商標として登録されている）場合のみ行うことができることとなっている（共通規則 9(4)(a)(x)、標章の国際登録に関するガイド 07.51)。

したがって、我が国において通常の商標登録出願・商標登録をしていたとしても、我が国の商標法上、証明商標制度がないために、その出願・登録を基礎にマドリッド協定議定書を利用して証明商標としての国際出願をすることはできない。

また、我が国を指定する国際商標登録出願において、証明商標として保護を求めた場合、同様の理由から商標法第３条第１項柱書きの規定により登録を受けることができない（商標審査便覧 27.71)。

一方、国際的な競争が激化する中、今後、我が国の商品・役務の高技術、高品質等の優秀性を需要者に発信していくため、その技術、品質等を特定の者により認証・証明されたものであることを表す認証・証明マークは、その商品・役務の技術、品質等を需要者に認識させるツールとして、その意義や重要性がますます高まることが予想される。

国際情勢をみても、近年、自由貿易協定[4]（以下「FTA」という。）及び経済連携協定[5]（以下「EPA」という。）に関する議論・交渉が各国間で進められているが、こうした協定には知的財産条項が盛り込まれることが多く、今後、このような交渉において知的財産制度について議論されることとなった場合、証明商標制度の創設が課題となる可能性がある。

また、昨年度、地理的表示の証明商標制度による保護の可能性について調査研究を行ったところ、地理的表示に特化した証明商標制度でなく、一般的な証明商標制度の調査研究の必要性も指摘されていた[6]。

そこで、今後、特許庁が証明商標制度の検討を進めていく上で、まず、我が国の認証・証明マークの実情の把握が重要となる。すなわち、どのような種類の認証・証明マークが存在し、どのように商品又は役務の品質の認証・証明を行い、どのように認証・証明マークが使用されているか等である。これらに関する実態調査等を踏まえ、認証・証明マークの保護、証明商標制度に対するニーズ、仮に我が国において証明商標制度を導入する場合の法的論点等について把握、分析、検討していく必要がある。

したがって、これら検討に資するため、我が国の商標法による認証・証明マークの保護の在り方に関する検討のための基礎資料作成を目的として、本調査研究を行う。

２．　本調査研究の実施方法

本調査研究では、商標法における認証・証明マークの保護について、国内アンケート調査（認証機関・団体、日本知的財産協会会員企業、特許事務所)、国内ヒアリング調査（認証機関・団体及び企業、学識経験者）及び国内外文献調査を実施し、その結果を基に、分析、検討を行った。

（１）　国内アンケート調査

認証・証明マークを実際に運用している認証機関・団体、認証・証明マークを使用して

---

[4] 物品の関税、その他の制限的な通商規則、サービス貿易等の障壁など、通商上の障壁を取り除く自由貿易地域の結成を目的とした、2 国間以上の国際協定。

[5] FTA の要素を含みつつ、締約国間で経済取引の円滑化、経済制度の調和、協力の促進等市場制度や経済活動の一般化のための取組も含む協定。

[6] 平成 22 年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「地理的表示・地名等にかかる商標の保護に関する調査研究報告書」平成 23 年 2 月　財団法人知的財産研究所。以下、「22 年度報告書」という。

いる日本知的財産協会会員企業、特許事務所に対し、認証・証明業務の実態、認証・証明マークの使用の実態、認証・証明マークのニーズを把握し、商標法における認証・証明マークの保護の在り方に関する議論の基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施した。

（ⅰ）　調査方法

アンケート調査では、認証・証明業務の実態、認証・証明マークの使用の実態、認証・証明マークの不正使用の実態、認証・証明マークの商標登録の有無、証明商標制度に対するニーズ等について情報を収集するために、以下の調査を行った。

①　調査対象

・認証・証明機関

認証・証明業務を実施している認証機関・団体、商標登録されている団体商標のうち認証・証明マークの機能を果たしていると思われる団体商標をピックアップしてその団体商標の権利者である機関・団体、併せて 210 者にアンケートを送付した。

・企業

日本知的財産協会の会員企業 897 者にアンケートを送付した。

・特許事務所（弁理士）

日本弁理士会商標委員会の委員 50 者にアンケートを送付した。

②　調査実施期間

アンケート発送日　2011 年 9 月 27 日
アンケート回収締切日　2011 年 10 月 27 日

（ⅱ）　回収状況

認証・証明機関 81 者（回収率 39%）、企業 160 者（回収率 18%）、特許事務所（弁理士）21 名（回答率 42%）から回答があった。

（２）　国内ヒアリング調査

国内アンケート調査の回答結果から、認証・証明マークの不正使用に関する回答等があった認証・証明機関及び企業を中心に 17 者を選定し、また、商標に関する専門的知識を有する学識経験者 3 者を選定の上、ヒアリング調査を実施し、より詳細な実務上の課題やニーズを把握することで、本調査研究の検討の基礎とした。

・調査対象

計 20 者にヒアリングを実施した。

内訳

認証・証明機関：15 者

企業：2 者

学識経験者：3 者

・調査実施期間

2011 年 11 月～2012 年 2 月

（３）　国内外文献調査

証明商標制度が既に導入されている海外主要国である米国、英国、豪州、中国、及び韓国の証明商標制度について、国内外文献調査を実施した。また、証明商標制度の導入に関する法的論点の整理のために、我が国の旧商標法（大正 10 年法）の標章について、国内外文献調査等を実施した。

Ⅱ．　商標法による認証・証明マークの保護の在り方に関する検討

1.　はじめに

我が国における認証・証明マークの保護の現状及び国際調和の観点から、我が国における認証・証明マークの保護の在り方について検討する必要があることは先に述べた。以下、我が国における認証・証明マークの保護の現状把握と保護のニーズ及び諸外国の制度を調査、分析をするとともに、商標法による証明商標の保護に関する論点整理を実施した。

２．　検討の方向について

我が国における認証・証明に係る機関、認証・証明マークを使用するユーザー等に対するアンケート調査及びヒアリング調査、並びに国内外文献調査を実施するとともに、これらの調査結果に基づいて、商標制度及び認証・証明業務の有識者によって構成される委員会において、以下の事項について検討を行った。

・認証・証明マークの概要（種類、仕組み等）
・認証・証明業務の実態
・認証・証明マークの保護に対する必要性（ニーズ）
・認証・証明マークに関する諸外国の制度
・商標法による証明商標の保護に関する論点整理

３．　認証マークと適合性評価について

（１）　認証・証明マーク

（ｉ）　概要

認証・証明マークについて、適合性評価の結果を表すマークとしての視点で、その概要について述べる。

認証・証明マークは、ある事柄についてそれが事実と実証されていることを利害関係者に伝達するための手段の一つであり、主に商取引の際の判断基準として利用されている。これらのマークは、ある種の信頼の根拠を簡潔で見やすく提示しており、関連する多くの利害関係者に利用されている。主な利害関係者による利用の例を次に示す。

購入者：
・商品を購入する際の選択の基準
・商品の購入を検討する際の評価の簡素化のよりどころ
供給者：
・販売促進の手段
・説明責任を果たす手段の一つ
規制当局：
・市場監視の手段
・粗悪品の排除
・健全な市場の育成

個々の認証・証明マークがどのような利用に適するかは、マークの根拠となる「ある事柄についてそれが事実であることを実証する」行為の信頼性により決まる。この実証する行為の信頼性に影響する重要な要素として、(a)実証する際の判断基準、及び(b)実証の手順がある。(a)は実証の対象に関する基準であり、いわゆる製品規格などに該当する。(b)②は実証に関し、誰が、どのように行うかを規定するもので適合性評価基準として国際的に統一されたルールが存在し、我が国もこれらの多くを JIS 規格に採用している。

（ⅱ）　認証マークと証明マーク

制度の検討には、対象となる認証マーク及び証明マークの定義が必要と思われる。適合性評価の国際ルールには、証明マークの定義は存在しない。一方、適合性評価の結果を示すマークは、次のように定義されている。

3.1　適合マーク：特定の規格その他の技術仕様に適合した製品又はサービスについて、第三者認証システムの手順に基づき適用又は発行される法的に登録されたマーク[7]

なお、適合性評価及び認証は、各々次のように定義されている。

2.1 適合性評価（conformity assessment）　製品、プロセス、システム、要員又は機関に関する規定要求事項が満たされていることの実証[8]

5.5 認証（certification）　製品、プロセス、システム又は要員に関する第三者証明[9]

[7] ISO/IEC GUIDE23 第三者認証制度のための規格への適合を示す方法 3.1 適合マーク
[8] JIS Q17000:2005 適合性評価 - 用語及び一般原則 2.1 適合性評価
[9] JIS Q17000:2005 適合性評価 - 用語及び一般原則 5.5 認証

適合性評価は誰が行うかによって、第一者適合性評価、第二者適合性評価及び第三者適合性評価に分類される。第二者適合性評価の結果に基づく証明を表す用語はないが、第一者適合性評価の結果に基づく証明は「宣言」といい、第三者適合性評価の結果に基づく証明を「認証」という。宣言と認証は適合性評価の観点からその客観性及び公平性に差異があり、同等ではない。また、宣言に基づくマークは、認証マークとは明確に区別されている。宣言に関しマークを表示する場合の注意事項が次のように示されている。

9. 製品上へのマーク表示 適合宣言の存在を示すために製品上に表示を行う場合、そのような表示は、他の何らかの認証マークと混同することのないような形式でなければならない。このような表示は、適合宣言にトレーサブルでなければならない。[10]

認証・証明マークは、その基となる「ある事柄についてそれが事実であることを実証する」ための活動の違いにより、信頼の程度が異なる。対象となるマークの定義に際しては、個々の認証・証明マークの根拠となる活動（適合性評価）の信頼性を考慮する必要がある。特に、国際ルールに基づいた認証マークの信頼性の維持に留意する必要がある。

（2）　認定と認定マーク

（ｉ）　認定

適合性評価とは、評価の対象が規定要求事項を満たしていることの実証であり、適合性評価の国際ルールの枠組みでは、製品、プロセス、システム又は要員を評価する適合性評価と、適合性評価を行う機関を評価する認定が規定されている。認定の対象は、適合性評価機関であり、製品認証を行う製品認証機関、マネジメントシステム認証を行うマネジメントシステム認証機関、人の認証を行う要員認証機関、試験を行う試験機関及び検査を行う検査機関等である。

認定は、次のように定義されている。

5.5 認定（accreditation）　適合性評価機関に関し、特定の適合性評価業務を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明[11]

認定は、適合性評価機関が評価業務を行う能力を備えていることを実証する活動であり、

[10] JIS Q17050-1 適合性評価 - 供給者適合宣言 - 第 1 部：一般要求事項 9 製品上へのマーク表示
[11] JIS Q17000:2005 適合性評価 - 用語及び一般原則 5.5 認定

認証は製品、プロセス、サービス、マネジメントシステム及び要員が規定要求事項を満たしていることを実証する活動である。国際ルールの枠組みに基づく適合性評価は、認定及び認証の二階層により、認証の信頼性、妥当性、客観性、公平性等を確保している。

適合性評価機関が認定されているかどうかが、認証・証明マークの信頼性の評価の基準になり得る。この基準からの乖離の程度、すなわち認定の有無、機関に対する要求事項を満たす程度、適用する技術基準の妥当性等によりマークの信頼性を測ることができる。

（ⅱ） 認定マーク

認定の証明を表すマークとして認定マークがある。認定マークは認定された機関に対しその使用を許可するマークであり、製品認証機関、マネジメントシステム認証機関、要員認証機関、試験機関及び検査機関が使用し、これらの機関が認証した対象への表示を許可する場合もある。製品認証及びマネジメントシステム認証では機関の認証マークと併せて表示されることがある。要員認証では認証書に、試験機関及び検査機関では試験報告書や検査証に認定マークが付されるのが一般的である。

認定マークに関して、その管理及びマークに付帯すべき情報が、適合性評価の国際ルールに次のとおり決められている。

8.3 認定の言及及び認定シンボルの使用

8.3.1 認定機関は、認定された適合性評価機関による使用を意図した認定シンボルの所有者として、認定シンボルの保護および使用を管理する方針をもたなければならない。認定シンボルには、認定がいずれの活動と関係するかの明確な識別を含むか、又は識別を伴わなければならない。認定された適合性評価機関は、認定の範囲内で発行する報告書又は証明書にこの認定シンボルを使用することが認められる[12]*。*

[12] JIS Q17011:2005 適合性評価－適合性評価遺憾の認定を行う機関に関する一般要求事項 8.3 認定の言及及び認定シンボルの使用

関連する活動の識別を含んだ認定マークの例[13]：

ロゴ部分
（白抜きのMSは、マネジメントシステム認定を表している。）

ロゴの下部に近接して、認定プログラム及び認定番号が入る

所有者：公益財団法人日本適合性認定協会

試験事業者認定に発行される認定マークの例[14]：

所有者：独立行政法人製品評価技術基盤機構

なお、認定マークは国際ルールに従って、認証機関との間の契約などにより次の管理が要求され、また、必要な場合は適切な処置をとることが要求されている。

- 認定マークを使用する場所
- 不許可の使用の禁止
- 誤解を招く使用の禁止
- 認定が失効した時の使用の停止
- 認定機関によって承認（認証）されていると暗示するような使用の禁止

（３） 適合性評価機関と認証マーク

（ｉ） 適合性評価機関

適合性評価機関には、製品認証機関、マネジメントシステム認証機関、要員認証機関、試験機関及び検査機関があり、製品認証機関、マネジメントシステム認証機関、製品認証機関及び要員認証機関が認証活動を行っている。

マネジメントシステム認証機関は組織のマネジメントシステムを対象に、また、製品認証機関は組織の製品やサービスあるいはプロセスを対象に、さらに、要員認証機関は人の

[13] 商標登録第 4343631 号、http://www.jab.or.jp/cgi-bin/bal/jab_bal_rb_j.cgi JAB N410:2011 第 13 版 認定シンボル使用規則 5 頁［最終アクセス日：2012 年 2 月 9 日］
[14] http://www.iajapan.nite.go.jp/iajapan/pr/pamph_jnla.pdf ［最終アクセス日：2012 年 2 月 2 日］

能力を対象に、それぞれ認証を行っている。中でも、マネジメントシステム認証及び製品認証に基づく認証マークが、広く一般的に使用されている。

（ⅱ）　マネジメントシステム認証

マネジメントシステム認証とは、該当するマネジメントシステムの規定要求事項に組織のマネジメントシステムが適合することの実証を基に行う認証のことで、品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、情報セキュリティマネジメントシステム及び食品安全マネジメントシステム等がある。日本のマネジメントシステム認証を行うマネジメントシステム認証機関のほとんどは、日本適合性認定協会あるいは日本情報経済社会推進協議会など、認定機関の認定を受けている。

（ⅱ-1）　マネジメントシステム認証マーク

マネジメントシステム認証機関は、認証した組織に対し、機関が所有するマークの使用を許可しているが、マネジメントシステム認証マークの製品への表示は、製品認証との誤解を避けるため禁止されている。マネジメントシステム認証マークは、多くの場合、認証された工場あるいは認証された組織に属する人の名刺などに表示されている。

マネジメントシステム認証マークに関して、その管理及びマークに付帯すべき情報が、適合性評価の国際ルールに次のとおり決められている。

8.4 認証の引用及びマークの使用

8.4.1 認証機関は，認証機関が被認証組織に使用権限を与えるあらゆるマークの管理方針をもたなければならない。この場合，特に，マークから認証機関へのトレーサビリティを確保しなければならない。認証された対象が何であるか，また，どの認証機関が認証を授与したかについて，マーク又はその附帯文言にあいまい（曖昧）さがあってはならない。このマークは，消費者の目にとまる製品及び製品の包装に用いてはならず，また，製品の適合性を示すと解釈される可能性がある他のいかなる方法でも用いてはならない[15]*。*

[15] JIS Q17021:2011 適合性評価 - マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項 8.4 認証の引用及びマークの使用

品質マネジメントシステム認証マークの例[16]：

ロゴ

認証の対象と認証機関

品質マネジメントシステム認証マークと認定マークが表示された例：

認証マーク・認定マーク[17]

認証マーク・認定マーク[18]

マネジメントシステム認証マークは国際ルールに従って、認証機関と組織との間の契約によって次の管理が要求され、また、必要な場合は適切な処置をとることが要求されている。

- 不許可の使用の禁止
- 誤解を招く表示の禁止
- 認証が失効した時の使用の禁止
- マネジメントシステム認証マークの製品への表示の禁止

（ⅲ）製品認証

製品認証とは、製品の特性に関して決められた基準を基に評価し、適合を証明する行為で、狭義には適合性評価の国際ルールに基づいて評価された認証機関が利害関係者の合意の下に決めた基準を基に製品の持つ特性について行う認証を指す。しかし、この狭義の認証に該当しないものも、世間一般には認証と呼ばれている。狭義の認証は、国の制度に基づく認証や安全性など製品の重要特性に関わる認証に限定されており、全体に占める割合

[16] 商標登録第 4319186 号、http://www.iseto.co.jp/torikumi/quality.html 最終アクセス日：2012 年 2 月 9 日］
[17] 商標登録第 5207971 号、商標登録第 4343631 号、http://www.oks-lime.jp/iso1.htm［最終アクセス日：2012 年 2 月 9 日］
[18] 商標登録第 4882988 号、商標登録第 4343631 号、http://www.kishugiken.co.jp/solution/index.html［最終アクセス日：2012 年 2 月 9 日］

は多くない。

製品認証は幅広く各種製品の様々な側面に関し行われており、国が運営する認証、認証機関グループが運営する認証、業界団体が運営する認証、及び認証機関が運営する認証など多種多様である。いずれの認証においても、認証の結果を示すマークの信頼性の多くは評価を行う認証機関の信頼性に依存する。製品認証の基本は、製品が要求事項を満たしていることに関する信頼を提供することであり、基本的には能力及び客観性を備えた第三者により行われることが望ましい。

製品認証の基本的な機能を特定した全体体系を製品認証システムと呼び、対象とする製品及び基準を特定したシステムを、製品認証スキームと呼ぶ。製品認証の基本的な機能には、次の三つが組み込まれていなければならない。

① 選択：
評価する特性の確定、評価する規定要求事項の確定、サンプリングの手順など
② 確定：
試験、測定、検査、設計評価、サービスの評価、監査などによる評価の結果と要求値との比較
③ レビュー及び証明：
量的及び質的証拠の妥当性のレビュー、採否の決定、文書化

上記機能にライセンスの授与及びサーベイランスが加味され、具体的な製品認証のシステムが構築される。例えば、上記三機能しか含まない一回限りの認証（ライセンスの授与はない。）、上記三機能に加え該当するロットにだけ認証をライセンスするロット認証、上記三機能に認証のライセンスの条件として市場サンプル試験などのサーベイランスを加味した認証等である。最も信頼性があり国際的に一般的となりつつある認証システムは、品質管理システム又は製造プロセス審査及び市場あるいは工場サンプルの試験を加味した認証である。

適合性評価の国際ルールには、製品認証システムに関し次の組合せの例が示されている。

（JIS Q0067:2005 から抜粋）

製品認証システム要素[a]	製品認証システム[b,c,d]							
	1a	1b	2	3	4	5	6	№[e]
1） 選択[f]（サンプリング）、該当する場合	x	x	x	x	x	x		
2） 特性の確定[f,g]、該当する場合、次による a） 試験（JIS Q17025） b） 検査（JIS Q17020） c） 設計評価 d） サービスの評価	x	x	x	x	x	x	x	
3） レビュー（評価（evaluation））[f,g]	x	x	x	x	x	x	x	
4） 認証に関する決定 認証の授与、維持、拡大、一時停止、又は取消し	x	x	x	x	x	x	x	
5） ライセンスの授与（証明[f]） 証明書又はマークの使用権の授与、維持、拡大、一時停止又は取消し		x	x	x	x	x	x	
6） サーベイランス適用可能な場合、次による a） 市場からのサンプルの試験又は検査 b） 工場からのサンプルの試験又は検査 c） 無作為試験又は検査と組み合わせた品質管理システム監査 d） 生産プロセス又はサービスの評価			x 	 x x	x x x	x x x x	 x x	

［注意］

a：適用可能な場合、要素は、申請者の品質システムの初回評価及びサーベイランス（例は ISO/IEC Guide53 にある。）、又は生産プロセスの初回評価と組み合わせることができる。評価を実施する順番は変わってもよい。

b：製品認証システムは，少なくとも要素 2)，3)及び 4)を含んでいることが望ましい。

c：よく使用されて実証済みの製品認証システムモデルは，ISO/IEC Guide 28 に記載されている。それはシステム 5 に対応する製品認証システムである。

d：特定製品に関係する製品認証システムに対しては，“スキーム”という用語が使用される（JIS Q 0067 3.2 の備考 2.参照）。

e：JIS Q 0067 参考文献[17]は，システム 7（バッチ試験）及びシステム 8（全数試験）に言及している。少なくともシステム 1a の要素が含まれているならば，これらは製品認証システムであると考えてもよい。

f：定義は JIS Q 17000 参照。

g：評価（evaluation）は，あるシステムでは確定を，別のシステムではレビューを意味する。

認定あるいは登録又は相互承認に際し、認証機関に適用される要求事項は JIS Q0065:1997 で規定されおり、認証機関が認証プロセスの三機能及びそれに付随するライセンス及びサーベイランスが確実に実施できるかどうかを評価するための、次の内容を含んでいる。

- 一般要求事項：
  組織、運営、下請け契約、品質システム、認証の条件及び手順、文書化、記録及び機密保持等
- 認証機関の要員：
  要員の適格性、職務に関する指示文書、資格基準等
- 認証要求事項の変更
- 異議申立て、苦情及び紛争
- 認証のプロセス：
  申請、評価、認証に関する決定、サーベイランス
- 適合にかかる権利、認証書及びマークの使用
- 供給者に対する苦情

注：JIS Q0065:1997 の国際規格である、ISO/IEC GUIDE65 は現在改正作業中で、近い将来 ISO/IEC 17065 に置き換わる、同時に JIS Q0065 も国際規格に合わせ改正され予定である。

（ⅲ-1）　製品認証マーク

製品認証の結果を製品に表示する手段の一つが製品認証マークであり、多種多様に行われている製品認証の結果として、あらゆる種類の製品認証マークが市場にはん濫している。製品認証マークは、対象となる製品及び認証の側面（適用する基準）を特定した製品認証システムである製品認証スキームごと、及び認証機関ごとに存在する。

スキームのマークを認証機関が共有している製品マークの例：

マーク	スキームオーナー	認証機関	対象品目	適用基準
[19]	国	JIS 登録審査機関	JIS 規格	各種製品
[20]	国	登録検査機関	電気製品	電気用品の技術上の基準を定める省令
FSC [21]	Forest Stewardship Council：森林管理協議会（ドイツに設立）	Soil Association Woodmark （豪州）＜審査は、株式会社アタミ環境認証研究所＞	木材・木材製品（Chain of Custody）	FSC が規定した基準

スキームのマークに認証機関のロゴを合わせ表示している製品マークの例[22]：

マーク名	スキームオーナー	対象製品	適用基準
S マーク	電気製品認証協議会	電気製品	電気用品の技術上の基準を定める省令

マーク	認証機関	マーク	認証機関
JQA	一般財団法人日本品質保証機構	UL Japan	株式会社 UL Japan
JET	一般財団法人電気安全環境研究所	TÜVRheinland	ティフラインランドジャパン株式会社

[19] http://www.jisc.go.jp/newjis/newjismknews.htm ［最終アクセス日：2012 年 2 月 2 日］
[20] http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/outline/hou_outline.htm ［最終アクセス日：2012 年 2 月 2 日］
[21] 商標登録第 5411890 号
[22] 商標登録第 4059045 号、http://www.s-ninsho.com/s_meaning.html［最終アクセス日：2012 年 2 月 2 日］

業界団体による製品マークの例：

マーク	認証機関	対象製品	認証側面	適用基準	認定機関
[23]	社団法人日本玩具協会	幼児用乗り物を含む玩具	安全	独自の認証基準	該当なし
[24]	社団法人日本自転車協会	自転車	安全	独自の基準	該当なし
[25]	ザ・ウールマーク・カンパニー	衣類	品質	独自の基準	該当なし
[26]	社団法人日本冷凍食品協会	冷凍食品	品質・衛生	独自の基準	該当なし
[27]	インテリアファブリック性能評価協議会	インテリアファブリック	品質（防ダニ）	独自の基準	該当なし

[23] 商標登録第 1049493 号
[24] 商標登録第 4759448 号
[25] 商標登録第 700584 号
[26] 商標登録第 2232465 号
[27] 商標登録第 4410666 号

認証機関の製品マークの例：

マーク	認証機関	対象製品	認証側面	適用基準	認定機関
[28]	社団法人繊維評価技術協議会	繊維製品	抗菌・防臭	独自の認証基準＋ JIS L 1902	公益財団法人日本適合性認定協会
[29]	社団法人繊維評価技術協議会	繊維製品	消臭	独自の基準	該当なし
[30]	一般財団法人日本ガス機器検査協会	ガス機器	安全・品質	独自の検査基準＋省令による国の技術基準	RvA（オランダ）
[31]	財団法人日本燃焼機器検査協会	石油燃焼機器	安全及び品質	独自の検査基準＋JIS 規格	該当なし
[32]	財団法人製品安全協会	乳児用品、福祉用具、等の家庭用品	安全	独自の認証基準及び品目ごとの技術基準	該当なし
[33]	財団法人日本環境協会　エコマーク事務局	家電製品、家庭用品、衣類など	環境・リサイクル	独自の認定基準	該当なし

なお、国際ルールに従っている製品認証機関が発行する製品認証マークに関しては、認証機関と組織との間の契約によって次の管理が要求され、また、必要な場合は適切な処置をとることが要求されている。

- 使用権、使用と表示に対する適切な管理
- 不正確な言及の禁止
- 誤解を招く表示の禁止

（4）　まとめ

- 制度で対象とする認証・証明マークの定義が必要

[28] 商標登録第 2289491 号
[29] 商標登録第 4597676 号
[30] 商標登録第 4078397 号
[31] 商標登録第 4559484 号
[32] 商標登録第 1117618 号
[33] 商標登録第 2335350 号

- 国際ルールに基づく枠組みでは、証明マークの定義は存在しない。
- 認証・証明マークには、認証機関を評価の対象とする認定マークも考慮する必要がある。
- 第三者機関による評価結果を表すマークを認証マークという。
- 認証マークには、製品認証マークとマネジメントシステム認証マークがある。
- マネジメントシステム認証マークは製品に表示してはならない。

➢ 認証・証明マークは、マークの裏付けとなる適合性評価の結果の表示であり。マークの信頼性は必ずしも同一ではない。

- 認定

  国際ルールでは、マネジメントシステム認証の信頼性の裏付けは、認定機関が行うマネジメントシステム認証機関の認定に基づく。

  製品認証の信頼性の裏付けは、製品認証機関に対する国による登録審査または認定機関による認定、あるいは認証機関自身の自己評価に基づいている。
- 認定機関の評価基準は、JIS Q17011 である。
- マネジメントシステム認証機関の評価基準は、JIS Q17021 である。
- 製品認証機関の評価基準は、JIS Q0065 である。
- 認定機関により認定された認証機関のマークは、適切な管理が要求されている。
- 国による登録あるいは認証機関グループの相互承認は、認定と同様の信頼性を備えているとみなせる。
- 国際ルールに基づいた認証マークの信頼性は、尊重すべきである。

➢ 製品認証システムにおける認証のための評価の手順は、認証マークを運営するスキームの規定に基づいており、サーベイランス、工場審査、製造プロセス審査及びサンプル試験に関する取扱は必ずしも同じではない。

➢ 製品認証マークの所有者は以下のケースがある：

- 国際スキームのオーナー
- 国
- 業界団体
- 認証機関
- 認定機関など

➢ 製品認証マークは、対象とする製品及び認証の側面ごとに多数存在する。

附表　適合性評価及び適合マークに関する主な国際ルール

用途	文書番号	表題	対応 JIS
用語	ISO/IEC 17000:2004	Conformity assessment - Vocabulary and general principles 適合性評価－用語及び一般原則	JIS Q17000:2005
適合性マーク	ISO/IEC 17030:2003	Third party marks of conformity and their use 第 3 者適合マーク及びその使用	JIS Q17030:2004
自己適合宣言	ISO/IEC 17050-1:2004 17050-2:2004	Conformity assessment - Supplier's declaration of conformity - Part 1: General requirements 適合性評価－供給者適合宣言－第 1 部：一般要求事項 Conformity assessment - Supplier's declaration of conformity - Part 2: Supporting documentation 適合性評価－供給者適合宣言－第 2 部：支援文書	JIS Q17050-1 JIS Q17050-2
認定機関	ISO/IEC 17011:2004	Conformity assessment -- General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項	JIS Q17011:2005
試験校正機関	ISO/EC 17025:2005	General requirements for the competence of testing and calibration laboratories 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項	JIS Q17025:2005
製品認証機関	ISO/IEC Guide 65:1996	General requirements for bodies operating product certification systems 製品認証システムを運営する機関のための一般要求事項	JIS Q0065:1997
システム認証機関	ISO/IEC 17021:2011	Conformity assessment -- Requirements for bodies providing audit and certification of management systems 適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項	JIS Q17021:2011

参考文献：

- 製品認証の国際規格・ガイド集 日本規格協会編 財団法人日本規格協会
- 平成 20 年度戦略的な基準認証政策に関する調査研究報告書 株式会社三菱総合研究所
- 平成 22 年度工業標準化推進事業委託費 社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業（個別産業技術分野に関する標準化）成果報告書 ＜分冊 IX＞
  製品マークの信頼性確保に向けた取り組み調査 調査研究報告書 株式会社三菱総合研究所

４．　認証機関としての認証・証明業務の実態

電気製品の第三者認証制度

～ 電気製品認証協議会（SCEA）と Sマーク認証 ～

（１）　第三者認証制度（Sマーク認証）発足の経緯について

昭和 36 年に公布された電気用品取締法は、時代の流れとともに政府による強制認証品目（甲種電気用品）を増やし、安全基準の充実を図ってきたが、昭和 58 年には GATT スタンダード協定上の要請、諸外国からの要望等を踏まえ認証手続の内外無差別を法制度的に確保するための改正が行われ、外国の製造事業者が日本に製品を輸出する際に輸入事業者を介さず直接通商産業大臣（現：経済産業大臣）の承認を得て製造することができるようになった。さらに昭和 60 年には、「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」を政府が決定し、電気用品取締法については、甲種電気用品 144 品目を事業者自らが安全基準への適合性を確認すれば足りる品目（乙種電気用品）に移行するとともに、国際規格（IEC 規格）採用等の改正が行われ、取締り行政の一層の国際化が図られた。

平成に入り、安全確保体制の国際的な整合化、製造物責任法（PL 法）の導入等を契機とする自己責任原則への移行等の情勢を踏まえ、政府認証を基調とする体制から欧米先進国で既に一般化している民間機関による第三者認証制度を有効に活用する体制への変革が求められたことから、平成 6 年には

・甲種電気用品の中から、家電製品等を乙種電気用品に移行すること。
・IEC 規格へのより一層の整合化について作業体制を整備すること。
・第三者認証制度を発足させること。

等の規則緩和推進計画が閣議決定された。

規制緩和推進計画でうたわれている第三者認証制度の発足に当たっては、通商産業省（現：経済産業省）からの検討依頼により電気用品調査委員会でその在り方を検討した後、電気用品安全検討会の審議を経て『第三者認証制度の公平な運営及び普及等について認証機関に提言を行い、我が国の電気製品等の安全性向上に貢献することを目的とする』電気製品認証協議会（略称：SCEA）が平成 6 年 12 月に発足し、翌年より SCEA に参加している認証機関（一般財団法人 電気安全環境研究所（略称：JET）等）によって第三者認証（Sマーク認証）業務が開始された。

また、平成 7 年 7 月には、電気用品取締法関係法令が改正・施行され、政府の認可が必要な「甲種電気用品」の中から、いわゆる家電製品を中心とする 117 品目（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、TV、電子レンジ等）が、安全確保は事業者の自己確認で足りる「乙

種電気用品」に移行し、併せて、乙種電気用品に表示が義務付けられていた ㊦マークが廃止され、さらに、施行規則で規定している表示の中に ㋞マークを表示することが可能（図 1：銘板の表示例参照）となったことから、乙種電気用品を中心とする電気製品の S マーク認証が本格的に推進されることになった。

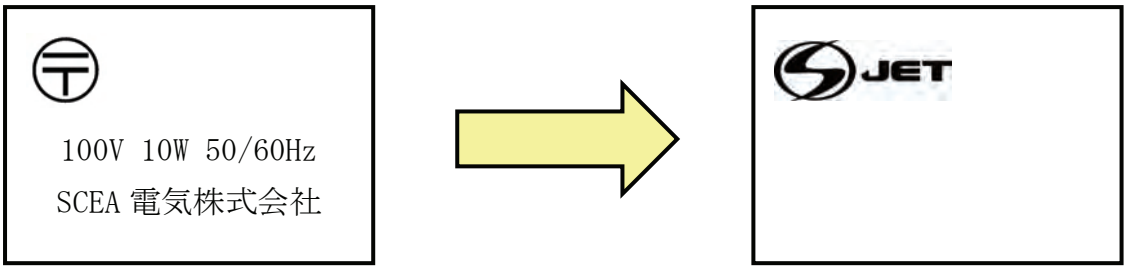

図 1：銘板の表示例

（2） SCEA の概要について

（i） SCEA の組織体制

SCEA の会員数は、2012 年 1 月末現在、学識経験者 5、諸団体等 43、認証機関 4 の合計 52 で、組織体制は図 2 のとおりである。

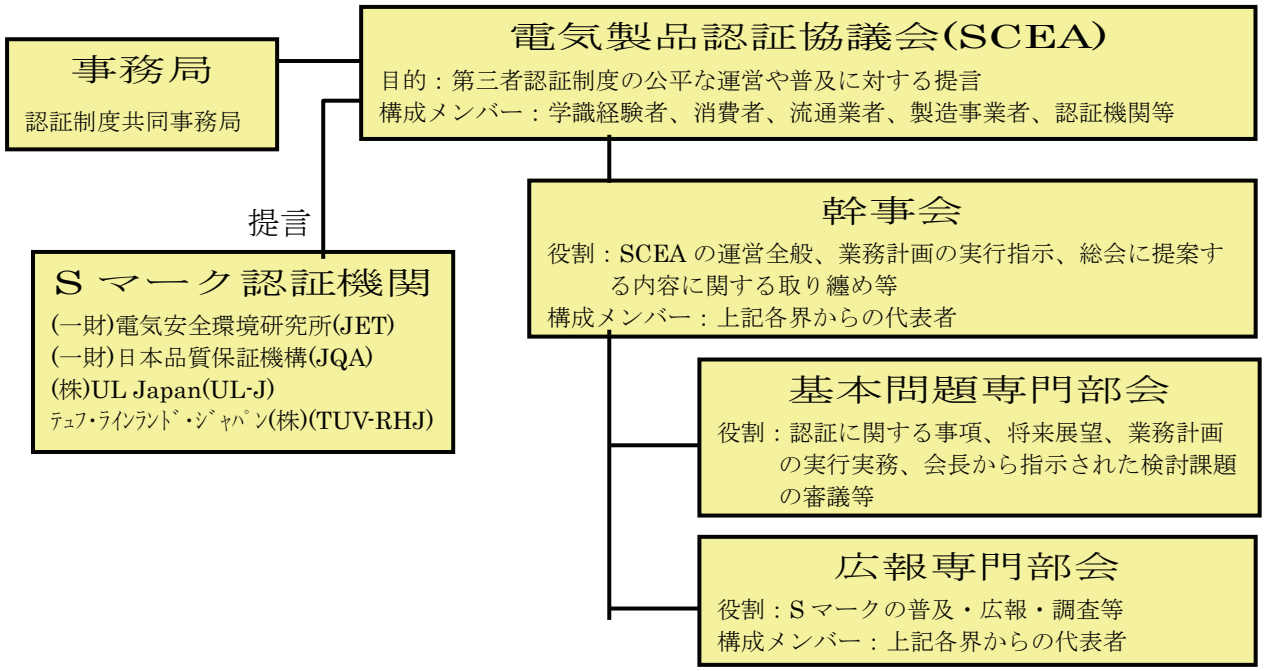

図 2：組織体制図

（ⅱ）　SCEA の活動

①　Sマーク付電気製品の店頭普及実態調査

SCEA では、平成 8 年度から継続してSマーク付電気製品の店頭普及実態調査を実施している。平成 22 年 11 月の調査は地域電器店 3、百貨店 2、総合量販店 2、家電量販店 3、DIY 会員 2、通信販売協会会員 7 の合計 19 店舗で、データ提供方式と店頭訪問方式で実施（調査製品は電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気炊飯器、TV 受信機、電子レンジ等 17 品目、総数 5,299）し、Sマーク付電気製品の店頭普及率は 71.0%となっている。

②　Sマーク認知度調査

総合量販店でのSマーク広報・普及促進活動を通じて、御来店のお客様に直接アンケートによるSマーク認知度調査を平成 19 年度から継続して実施（Sマークを知っているか、Sマークを見たことがあるかを調査）している。

平成 22 年度の調査結果（認知度）は、イトーヨーカドー東京・大井町店で 24.7%、アピタ愛知・稲沢店で 18.4%となっている。

③　セミナーの実施

販売業者、製造・輸入事業者等を対象に、電気用品安全法の補完的役割を担うSマーク認証についての普及・啓発を目的としたセミナーを適宜実施している。

④　Sマーク追加基準の検討

「事故防止と国際整合性等」の観点から

・事故防止や新製品出現等により、事故防止のために基準化が急務なもの
・IEC 規格や安全 JIS の制定・改定に伴うもの
・電安法技術基準改正の先行運用
・その他 Sマーク認証の目的を達成するために、安全対策上必要なもの

について、S マーク認証機関で追加基準の原案を検討し、「関係工業会との合意」を踏まえ、基本問題専門部会で審議・制定し、公表している。

（ⅲ）　Sマーク認証状況

2011 年 3 月 31 日現在、Sマーク認証の有効認証件数は 20,655 件、有効モデル数は 117,435 モデルとなっている。

また、登録工場数は、海外 1,071 工場（58%）、国内 782 工場（42%）で、海外工場の 77.2%が中国に集中している。

（３）　Sマーク認証スキームについて

マーク認証は、認証の対象となる製品に関し、利害関係を有しない JET 等の第三者認証機関が公平にその品質（安全・EMC(Electromagnetic Compatibility)等）を評価し、その証として認証を付与した認証機関の認証マークを認証製品に表示することができる制度であり、詳細は以下のとおりである。

（ｉ）　認証システム

この認証に当たっては、どのような評価を行って認証付与及び認証継続を決定するかについての認証要件のタイプ（形式）が、「ISO/IEC ガイド 67　適合性評価 － 製品認証の基礎」に定められている。

電気分野においては、欧米をはじめとする世界各国で広く使用されている認証要件のタイプは、ISO/IEC ガイド 67 に定められているタイプ No.5 製品認証システム（認証付与の要件として製品試験及び初回工場調査、認証継続の要件として定期工場調査（認証製品の再評価のための試験を含む）（1 回/年）及び必要に応じ、市場監視（市場にある認証製品の評価）からなる認証システム）である。Sマーク認証においても、このタイプ No.5 を採用している。

（ⅱ）　認証マーク

マークと認証機関のロゴ（JET 等）を組み合わせたものを認証マーク（図 3 参照）としている。

なお、Sマーク[34]は、認証機関の JET と JQA（一般財団法人 日本品質保証機構；Japan Quality Assurance Organization）が共同で商標登録（「S（図）」 第 42 類）しているものである。

図 3：認証マークの例[35]

[34] 商標登録第 4059045 号
[35] http://www.jet.or.jp/products/s_jet/index.html［最終アクセス日：2012 年 2 月 3 日］

（iii）　認証機関の要件

・認証機関は、「ISO/IEC ガイド 65　製品認証機関に対する一般要求事項」への適合性が求められる。
・試験所は、「ISO/IEC17025　試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」への適合性が求められる。
・検査（工場調査）機関は、「ISO/IEC17020　検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項」への適合性が求められる。
　なお、ISO/IEC ガイド 65 等への適合性については、IECEE-CB 制度[36]に加盟している認証機関間で定期的に評価（Peer Assessment）をしている。

（iv）　対象製品

・電気用品安全法（電安法）対象製品
・電安法対象外製品（低電圧電源（100V 未満）機器、電池を電源とする機器、定格等から電安法の対象とならない機器　等）
・電気製品に使用する部品類

（v）　認証試験基準

・電安法技術基準の省令第 1 項または省令第 2 項
・当該製品の IEC 規格または安全 JIS 規格
・SCEA が制定した「追加基準」
・その他申請者と認証機関が合意した基準（他法令や業界団体基準等を参考に作成）[37]

（vi）　工場調査

①　工場調査レポートフォーム
　欧州各国で広く製品認証に用いられている CENELEC（欧州電気標準化委員会）フォームをベースにしたレポート

[36] IECEE-CB 制度（IEC 電気機器適合性試験認証のための試験データ相互活用制度）:
　IECEE に加盟している世界 49 カ国の製品安全認証機関が、相互の試験結果（CB レポート）を認めることによる試験の重複を避け、お客様の便宜を図る制度。
　S マーク認証機関（JET、JQA、 UL-J、TÜV-RHJ）も IECEE-CB 制度に加盟し、CB レポートを発行している。 また、S マーク認証に際し、加盟認証機関が発行した CB レポートを活用している。
（IEC＝International Electrotechnical Commission：国際電気標準会議）
[37] 電安法対象外製品で S マーク認証した製品を認証基準とともに SCEA のホームページで公表

② 初回工場調査

認証のために製品試験と並行して行なわれ、製造工場が、認証製品を認証要求事項に適合して継続的に製造できる体制を確立していることを、認証に先だって検証する。

③ 定期工場調査

工場が認証製品を認証要求事項に適合して、継続的に製造する体制を前回の工場調査以降も維持しており、かつ、今後も維持できることを検証する。(年1回実施)

④ 調査内容

工場調査の調査内容は、概略以下のとおりである。

・購入部品、材料の受入検査
・製造工程及び日常試験
・試験・測定装置の機能動作点検
・試験・測定装置の校正
・保管場所
・製品確認試験
・記録
・品質システムの内部監査
・不適合品の管理
・顧客からの苦情
・認証製品の変更確認

（vii）　Sマーク認証スキーム

上述の認証スキームの流れを、図 4 に示す。

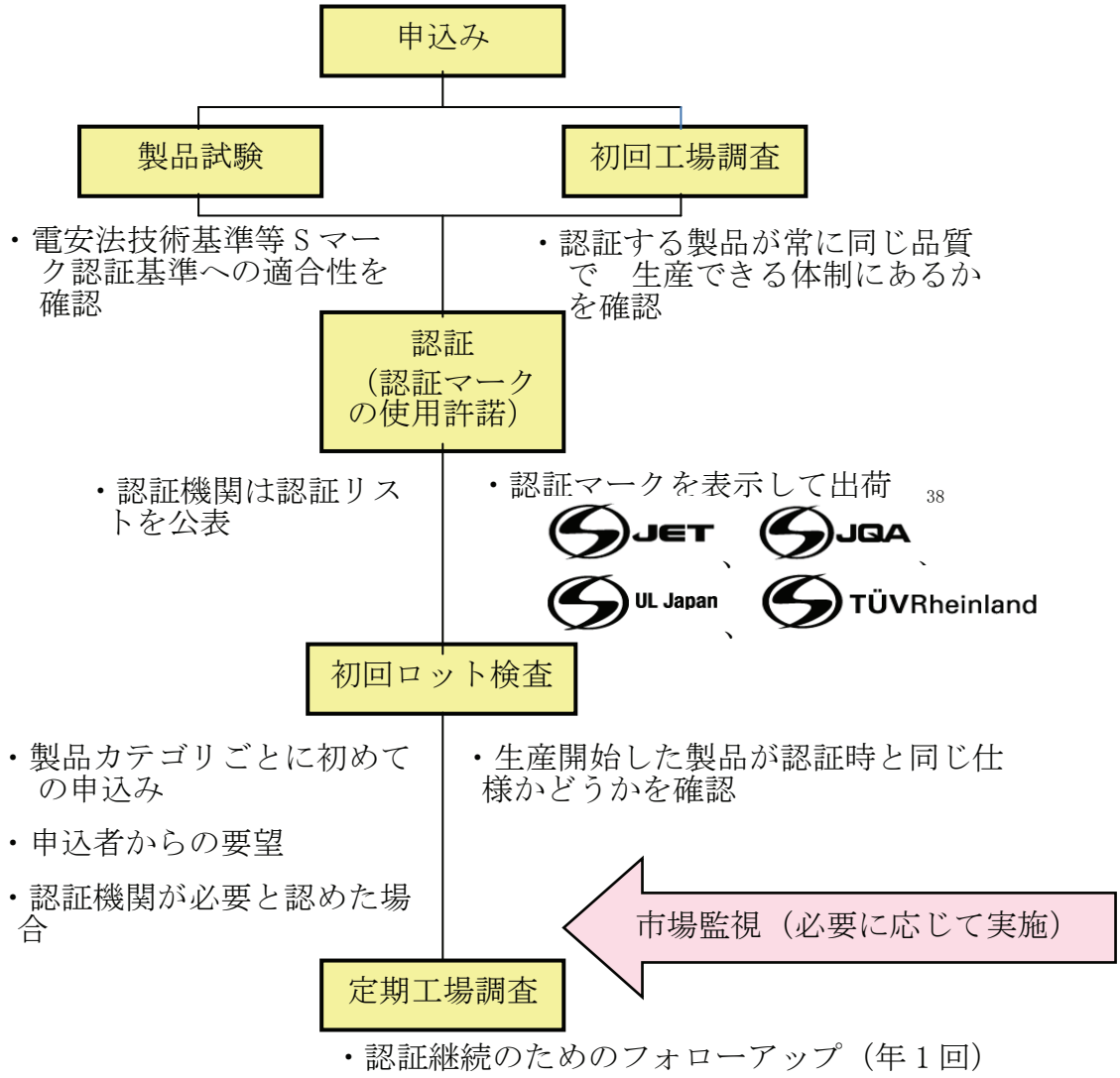

図 4：Sマーク認証スキームの流れ

（4）　今後の課題

（i）　Sマークの社会的信頼性向上

Sマークの社会的信頼性向上の観点から、今後とも SCEA・関係機関の協力を得てルール化等を推進し、透明性・公平性の確保に努める必要がある。

[38] http://www.s-ninsho.com/s_meaning.html［最終アクセス日：2012 年 2 月 3 日］

（ⅱ）　行政の動きへの迅速対応

法改正等に迅速に対応し、常に安全性の評価体制をリードすることが求められていることから、人員、設備等の確保に努める必要がある。

（ⅲ）　マーク不正使用対策

認証機関、認証取得者、流通業者、消費者等の不利益回避の観点から、契約外の製品に認証マークが付されていた場合の対応について、手順等を検討する必要がある。

５．　認定機関としての認証・証明業務の実態

（１）　認定機関：公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の概要

1992 年に日本工業標準調査会（JISC）から、認定機関の設立が答申され、1993 年社団法人経済団体連合会（現在の日本経済団体連合会）傘下の 35 団体の支援を受け、日本初の認定機関として、民間の非営利機関である財団法人日本品質システム審査登録認定協会が設立された。

当初は品質マネジメントシステムの認証機関認定がその業務であったが、1996 年、環境マネジメントシステム認証機関及び試験所の認定を開始するにあたり、名称を財団法人日本適合性認定協会に改め、その後、製品認証、食品安全マネジメントシステム、臨床検査室などの認定を順次開始、現在は、日本唯一の総合認定機関として活動を展開している。なお、2010 年には、公益財団法人へ移行した。

JAB が現在行っている認定プログラムとその対応する国際規格は、次の表 1 に示すとおりである。

	試験・校正	臨床検査	標準物質生産者	検査	MS 認証	要員認証	製品認証	温室効果ガス排出量妥当性確認／検証
国際的相互承認	ILAC				IAF			
地域相互承認	APLAC,EA,IAAC				PAC,EA,IAAC			
認定機関	JAB(認定機関) ISO/IEC 17011							
適合性評価機関	試験所・校正機関	臨床検査室	標準物質生産者	検査機関	QMS/EMS/FSMS/ISMS 認証機関	要員認証機関	製品認証機関	温室効果ガス排出量検証機関
	ISO/IEC 17025	ISO 15189	ISO/IEC 17025＋ISO Guide34	ISO/IEC 17020	ISO/IEC 17021	ISO/IEC 17024	ISO/IEC Guide 65	ISO 14065
評価対象	サンプル	検体	標準物質	製品、サービス等	組織の MS	要員の力量	製品（プロセス、サービスを含む）	プロジェクトの妥当性検証プロセス
	試験規格	臨床検査法	標準物質生産方法	一般要求事項及び検査法	ISO 9001 ISO 14001 ISO 22000 ISO /IEC 27001	各種力量を規定した規格	製品規格	ISO 14064-1 ISO 14064-2

表 1：JAB の認定プログラムと対応国際規格

（2） 適合性評価制度の生い立ち

現在の適合性評価制度の生い立ちは、1980 年頃にさかのぼる。当時の経済のグローバル化に伴い、適合性評価に関し、①評価規格が各国でばらばらであること、②規格制定の意図および過程が通知されず不透明であること、③評価手続がまちまちであること、④ルールを決める業務と適合性評価を実施する業務が区分されていないこと、などを原因として、透明性・公平性が担保されないし、また重複評価が避けられないという問題が認識された。このため、「Certified once, accepted everywhere」あるいは「One stop testing」を実現することが課題であった。

こうした課題の解決の手本となったのは、欧州の市場統合に備えて開発され、実現された仕組みである、1985 年のニューアプローチ（基準認証制度の統一）、1989 年グローバルアプローチ（適合性評価制度確立）である。

この欧州で実現された仕組みは、世界貿易機関（WTO:World Trade Organization）の設立とともに、1994 年に締結された「貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定：Technical Barrier to Trade ）」において、「適合性評価」が貿易障害回避の重要な要素として取り上げられ、国際的な仕組みとして展開されることになった。

この協定では、規格・適合性評価に関して、公平性、公開性、透明性の確保というコンセプトのもとに、次のようなことが推奨されている。

・製品の仕様規定は、国際規格を使用すること
・適合性評価の手順は、国際的に定められた手順を遵守すること

・お互いに同等であると認められれば、相手の結果を受け入れるという相互承認を推進すること

（３）　適合性評価制度の概要

適合性評価とは、ISO/IEC 17000 の定義によれば「製品、プロセス、システム、人又は機関に関する規定要求事項が達成されることの実証」である。そしてこの適合性評価を行う組織体を「適合性評価機関」という。

適合性評価機関には、評価する対象などにより、試験所、校正機関、臨床検査室、検査機関、認証機関などがある。さらに認証機関は、マネジメントシステム認証機関、製品認証機関、要員認証機関などに区分される。

一方、認定とは、「適合性評価機関が特定の適合性評価を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明」であり、適合性評価機関を認定する組織体を認定機関という。

適合性評価機関と認定機関の関係を、マネジメントシステム認証、製品認証を例に表したものが図５である。この場合、適合性評価機関は、一般に認証機関と呼ばれる。

認定機関が認証機関を認定し、更に認証機関が、マネジメントシステムでは企業などの組織を、製品認証では、製品・サービスに対して認証を与える。

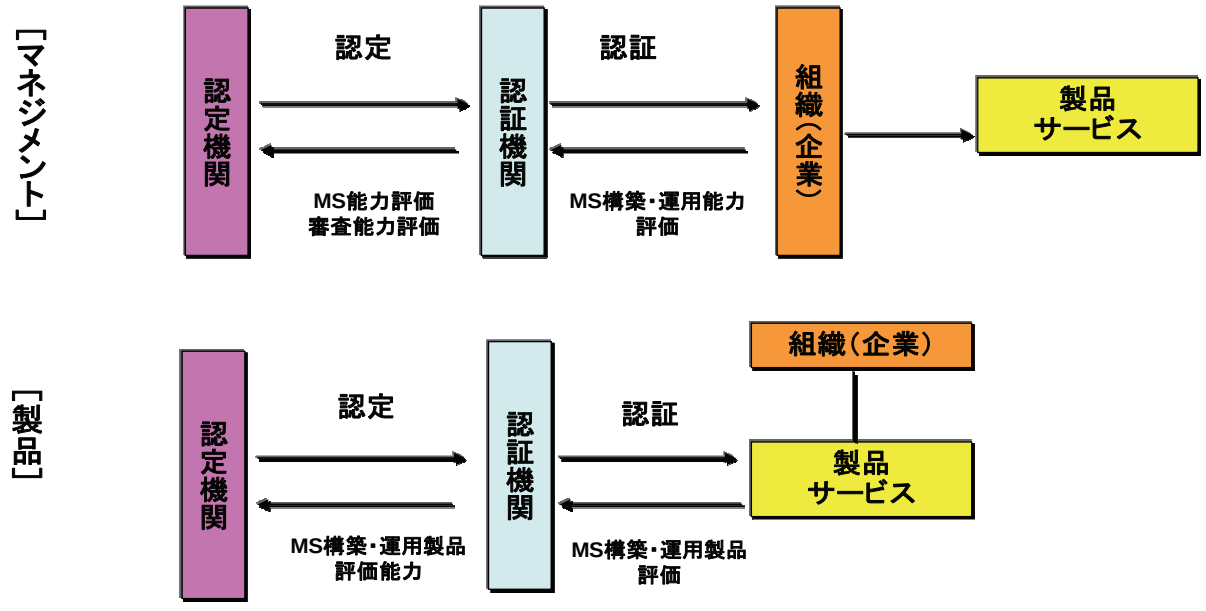

図５：認定と認証の位置づけ

認定及び認証の役割・関係を、製品認証を例に図 6 に示す。

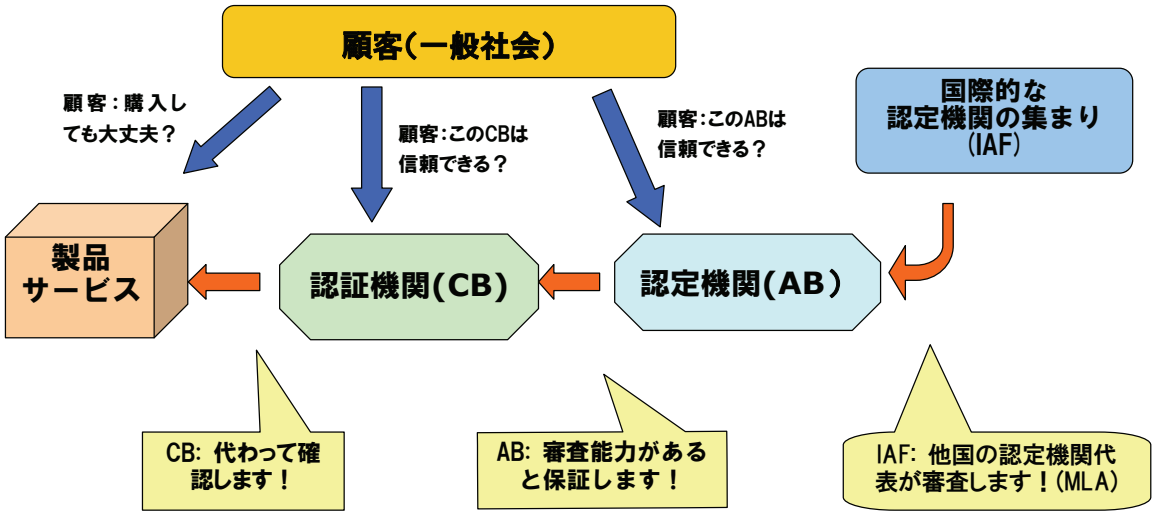

図 6：認定と認証の役割と関係

製品あるいはサービスを購入する顧客は、まずそれらを購入して大丈夫かとの不安を持つ。これを解消するには、自身でその製品やサービスが仕様どおりに作られているか、品質は大丈夫かなどを確認する必要があるが、それは多くの時間と労力を要する。そこで顧客に代わって確認しますというのが認証機関である。しかし、顧客は、認証機関に任せて大丈夫なのかという不安を感じる。そこで、顧客に代わって、認証機関の審査能力を確認し、保証するのが、認定機関である。さらに、顧客は、その認定機関は信頼できるかという次の不安を感じる。それには、国際的な認定機関の集まりである国際認定フォーラム（IAF）が、他国の認定機関代表で構成する評価チームを派遣、認定機関を審査することで、認定機関の能力を保証することになる。このような形で、認定・認証の信頼性が担保されるわけである。

（4）　国際相互承認

国際相互承認を推進することを大きな役割としている国際的な認定機関の集まりとして、マネジメントシステム、製品などの認証の認定機関で構成される国際認定フォーラム（IAF)、試験所、校正機関等の認定機関で構成される国際試験所認定協力機構（ILAC）が結成されている。そして、その下部組織として、太平洋地区、欧州、アメリカ地区、アフリカ地区それぞれに地域組織がある。日本の認定機関は、太平洋認定協力機構（PAC)、アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）に加盟すると同時に、IAF、ILAC にそれぞれ加盟することになる。

国際相互承認は、MLA（Multilateral Recognition Arrangement）あるいは MRA（Mutual Recognition Arrangement）と称されるが、いずれも同じものである。その目的は、適合性評価を一回実施すると、国境を越えてもその評価結果が通用することを実現することであり、相互評価により同等性を確認し、この仕組みへの加盟後は同等性を受け入れるというものである。国際相互承認には、適合性評価機関間、認定機関間、政府間と多様であり、任意分野でも、強制分野でも活用されている。

図 7 に、IAF や ILAC で行われている認定機関間の相互承認を示す。IAF、ILAC の相互承認メンバーとなった両国の認定機関は相互の認定プログラムの同等性が確認され、それら認定機関から認定を受けた適合性評価機関の評価結果は、同等または等しく信頼されるとして、両国に受け入れられる。

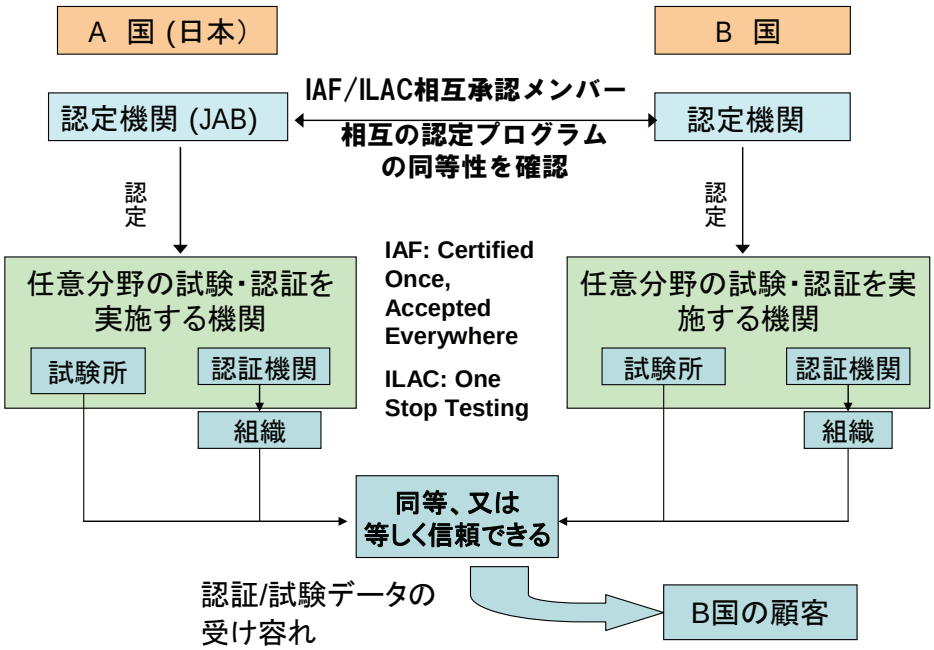

図 7 ：IAF/ILAC の国際相互承認

（5） 認証証明マークの利用

認定機関は、認定の証明表示として、マークを使用しており、JAB では認定シンボルと称している。

認定シンボルの使い方の例を図 8 の左に示す。

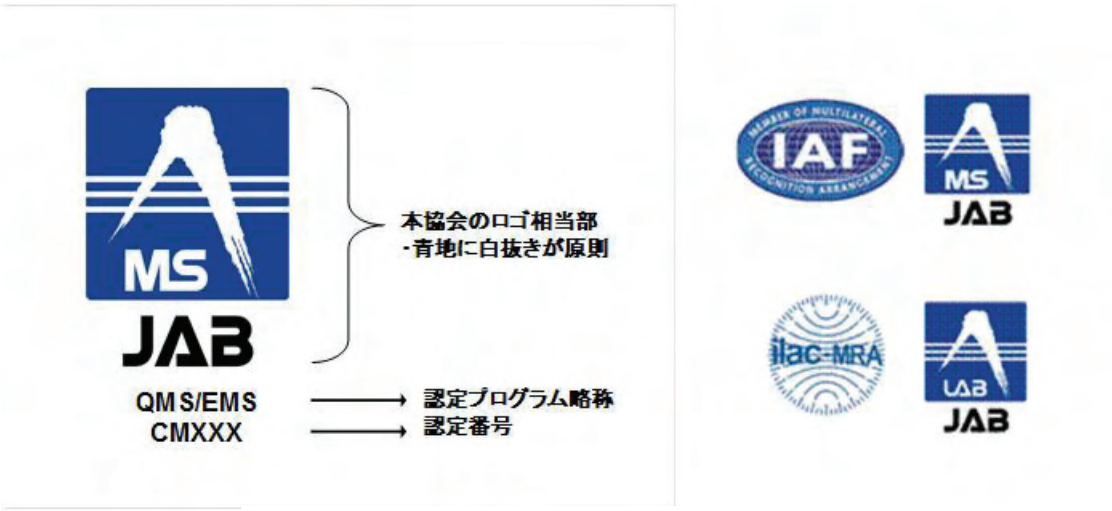

図 8：JAB 認定シンボルとその使用

認定シンボルは、ロゴ部分と対象の認定プログラムグラムと認定を与えた機関に固有に与えられる認定番号からなっている。ロゴ部分については、図柄と「JAB」の文字、それぞれを第 42 類（証明･評価等の役務）で商標登録している[39]。

認定シンボルは、IAF や ILAC の相互承認メンバーであることを示す場合は、図 8 右側に示すように、IAF[40]や ILAC[41]のマークとへ並列配置して、使用する場合もある。認定シンボルや、IAF/ILAC のマーク、認証機関のマークは、それぞれ自身の発行する証書や広報宣伝物に使用するほか、認定、相互承認、認証を与えた組織体にも使用の許諾が行われる。

この使用とその許諾の実態を表したものが、図 9 である。認定シンボルの場合で説明すると、認定機関は適合性評価機関に認定シンボルの使用を許諾し、適合性評価機関は、発行する認証書あるいは試験報告書に自身のマークとともに認定シンボルを表示する。また、適合性評価機関の広報宣伝物でも、自身のマークとともに認定シンボルを表示することができる。このようにして適合性評価機関は、認定付の適合性評価であることを第三者に訴求することができる。さらに、認証の場合は、認証を受けた組織にも認定シンボル及び認証マークの使用許諾がなされ、組織は、自身の広報宣伝物で認定付認証を取得していることを顧客に訴求することができることになる。製品認証においては、製品そのものに、認証マークと認定シンボルの両方を表示することが可能である。

[39] 商標登録第 5221862 号、商標登録第 5209401 号、商標登録第 4343631 号、http://www.jab.or.jp/cgi-bin/bal/jab_bal_rb_j.cgi JAB N410:2011 第 13 版 認定シンボル使用規則 5 頁［最終アクセス日：2012 年 2 月 9 日］
[40] 国際登録番号 848938
[41] 国際登録番号 840857

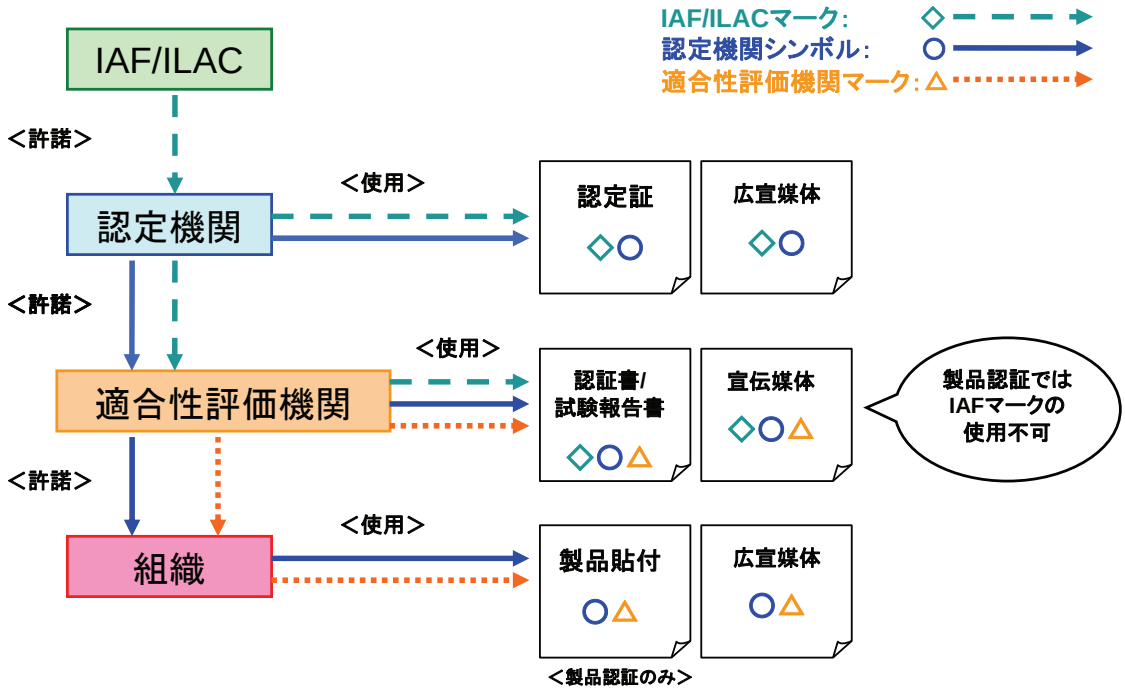

図 9：適合性評価の各マークの使用許諾と使用状況

認定証及び認証書におけるマークの使用例を、図 10 及び図 11 に示す。

図 10：認定証でのマーク使用例

図 11：認証書（登録証）でのマークの使用例

（６）　JAB が経験した商標登録の問題

認証証明マークに関連して JAB が経験した商標登録上の問題を紹介したい。

機能性を有するある繊維の製品認証の立ち上げにあたり、その繊維を使用する製品に認定シンボルをはり付ける場合、JAB はその製品の分類で商標登録しなくてよいのかと、スキームオーナーから問題提起があった。JAB は、それまで第 42 類（証明･評価等の役務）での商標登録をしていたが、弁理士と相談の結果、権利保護のために、認証対象の繊維が使用される製品のすべての分野について商標登録を行うことにした。しかしながら、第 24 類（織物、フェルト等）及び第 26 類（レース、刺繍等）の分野では、「JAB」が既に海外の某メーカーから登録がなされており、やむなく同分野の製品には、日本語表記ではり付けることになった。このように、登録に係る費用負担増及び商標権に係る係争回避のための対応処置を取らざるを得なかった。

（７）　認証・証明商標に係る疑問・課題

適合性評価制度を運用する立場から、現行の商標制度及び今回の検討対象である認証・証明商標制度に関する疑問点・課題点について委員会において提起した。

以下、それらの疑問点・課題点について、委員会における検討・指摘は以下のとおりであった。

（ｉ）認証マークの使用許諾は複数の組織になされるが（専用使用権ではない)、認証されていない他の組織が同じマークを使用した場合、認証された組織は差止請求権を有するのか。

（上記に対する委員会での指摘）

差止請求権は有しないと考える。現行の商標法上、権利行使の主体として差止請求を行使できるのは商標権者及び専用使用権者のみと規定されている。(商標法第 36 条)

（ⅱ）認定シンボルは、認証機関に使用許諾され、さらに認証された組織にも使用許諾される。差止請求権は、再使用許諾を与えられた組織にも認められるか。

（上記に対する委員会での指摘）

認められないと考える。上記のとおり、現行の商標法上、権利行使の主体として差止請求を行使できるのは商標権者及び専用使用権者のみと規定されている。(商標法第 36 条)

（ⅲ）認定・認証を受けていない組織が、認証・証明目的以外でマークを使用することを防ぐことができるか。

（上記に対する委員会での指摘）
原則、類似商品・役務の範囲を超えて対抗することはできないと考える。認証行為であれば第42類の「(各種の）試験・検査又は研究」を権利範囲とすればいいが、認証・証明マークを各商品に付する場合、あるいは、その商品分野における他人の使用等に対抗するには、その商品について適切な類を指定して出願・登録する必要があると考える。

（ⅳ）第42類以外で商標権を保有する組織からの訴訟に第42類の登録だけで対抗することはできるか。また、その限界はあるか。
（上記に対する委員会での指摘）
対抗することはできないと考える。理由は上記と同じ。

（ⅴ）認定・認証マークの使用実態からみて、第 42 類に商標登録を得ることのみで適切か。
（上記に対する委員会での指摘）
認証機関が、認証を行う行為自体について、その認証機関のマークを使用するのであれば、第42類の「(各種の）試験・検査又は研究」を指定役務として、商標権を取得するのみで十分と考える。
例えば、「JAB」が認定（認証）行為を行っていて、その認定（認証）行為について商標権を取得したいのであれば、「JAB」のマークについて第42類の「(各種の）試験・検査又は研究」を権利範囲とすれば十分と考える。
しかしながら、認証された認証・証明マークを、認証を受けていない第三者が商品に付して製造・販売することを防止するためには、それぞれの商品について適切な類を指定して出願・登録する必要があると考える。
証明商標制度を導入する際には、その権利範囲としての指定商品・役務の指定方法等は今後の検討課題と考える（米国は商品をA部、役務をB部として区分は二部制を採用している。）

６．　国内の実態調査及び分析

（１）　国内アンケート調査の結果及び分析

（ⅰ）　国内アンケート調査の結果及び分析

国内アンケート調査から得られた情報を元に分析した結果を、以下説明する。

① 認証・証明機関

認証・証明機関から得られた調査結果を以下説明する。

マークを使用している対象品目の商品は、繊維、プラスチック製品、金属製品に多い傾向があるが、品目にかかわらず満遍なく使用されている傾向がある[42]。

マークを使用している対象品目の役務は、小売業に多い傾向があるが、役務にかかわらず満遍なく使用されている傾向がある[43]。

認証・証明機関で行われる製品認証は、安全と品質の側面を認証している点に特徴がある[44]。

マークを付す基準は、(a)法令で定める基準に基づいてマークを製品に付する場合、(b)業界団体が定める基準に基づき該業界団体の検査を経てマークを製品に付する場合、(c)業界団体が定める基準に基づき企業の自主検査を経てマークを製品に付する場合、(d)業界団体が定める基準に基づきマネジメントシステム認証をしてマークをホームページ等に付する場合の 4 つに分類できる[45]。

マークを不正使用されたことがある機関が、27 機関（36%）あった[46]。

マークの商標登録について区分が多岐に渡って不利益と回答する機関が 12 機関あった。また、法人格を有さない任意団体が認証業務を行っている事例が 3 機関（1 機関は企業向けアンケートからの事例）あった[47]。

マークを商標登録しない理由として、マークが他の法令で守られているからと回答した機関が 11 機関あった[48]。

マークを国内で商標登録している割合は 76%[49]、海外で商標登録している割合は 12%[50]である。海外で登録する理由として、日本で販売する製品を海外で生産する際に、マークを表示したラベルやタグを現地で製品に付けられるようにするためが挙げられていた[51]。

海外で商標登録をしようとした際に、我が国の商標法上に特別な証明商標制度がないことによる不便を感じたことがあると回答した機関は 2 機関であり、その 2 機関共にマドリッド協定議定書を利用できないことによる不便を回答している[52]。

---

[42] 資料編 I-3 問 3
[43] 資料編 I-3 問 3
[44] 資料編 I-3 問 4
[45] 資料編 I-3 問 5
[46] 資料編 I-3 問 8
[47] 資料編 I-3 問 10.3
[48] 資料編 I-3 問 10.5
[49] 資料編 I-3 問 10
[50] 資料編 I-3 問 11
[51] 資料編 I-3 問 11.1
[52] 資料編 I-3 問 11.2

② 企業

マークを使用している企業から得られた調査結果を以下説明する。

マークを使用している企業の割合は 48%であった[53]。

マークを使用する理由は、(a)需要者の信用を獲得するため、(b)法令上の義務、(c)他社との差別化を図るため、(d)業界団体内の取決め、(e)環境に貢献することや規格に適合していることをアピールするため、が挙げられる[54]。

マークの不正使用があった企業は 3 者であり、認証機関に比べると少なかった[55]。

マークが不正に付された製品が市場に出回った場合に、(a)当該マークを製品に付して販売等する企業（正規ライセンシー）が被った損害（製品の販売数量の減少分など）の補充を求める企業は 50 者、②本来の認証に要する費用の補充を求める企業は 15 者であった[56]。

現行法で困っている企業は 1 者にとどまり、その内容は、協議会が法人格を備えないというものであった[57]。

③ 特許事務所（弁理士）

現行法で困っている点として、1 者がマドリッド協定議定書を利用できないことによる不便を挙げた[58]。

（ⅱ） 証明商標制度導入の是非について

証明商標制度導入に賛成する企業が 66%、特許事務所が 71%に対して、認証機関が 43%にとどまるのは、証明商標制度そのものがわからない 44%に基づくものである[59]。

反対意見も、通常の商標として商標法で守られておりそれで十分、JIS 法や JAS 法等他の法律で守られておりそれで十分という回答であって、積極的な反対理由はなかった[60]。

[53] 資料編 I-5 問 5
[54] 資料編 I-5 問 10
[55] 資料編 I-5 問 12
[56] 資料編 I-5 問 13
[57] 資料編 I-5 問 15
[58] 資料編 I-7 問 1
[59] 資料編 I-9
[60] JIS 法及び JAS 法が規定するマークの不適正使用の制裁規定については、資料編の参考資料を参照のこと。

（２）　国内ヒアリング調査の結果及び分析

（ｉ）　マークの使用形態について

マーク単独での使用よりも、マークと認定・認証番号とがあわされて使用されることも多い。下記のマークの使用例では、マークの下にある「CMXXX」「認証番号〇〇〇〇〇〇〇」が認定・認証番号である。認定・認証番号があることにより、マークがコピーされて使用されたとしても、そのコピー元の商品や製造元企業を特定することができる。

＜認定機関：JAB 認定マークの使用例[61]＞

＜認証機関：SEK 認証マークの使用例[62]＞

また、認証機関が日本適合性認定協会（JAB）によって認定されたことを示すため、認証機関の認証マークの近傍に JAB 認定マークが置かれて使用されることもある。

[61] 商標登録第 5221862 号、商標登録第 5209401 号、商標登録第 4343631 号、http://www.jab.or.jp/cgi-bin/bal/jab_bal_rb_j.cgi

[62] http://www.sengikyo.or.jp/sek/?eid=00001「SEK さわやか繊維パンフレット」5 頁［最終アクセス日：2012 年 2 月 2 日］

（ⅱ）　海外でマークを商標登録していない理由について

アンケート調査によると海外でマークを商標登録している割合は 12%と低いため、海外でマークを商標登録していない理由を聞いた。

・製品認証のマーク
海外で（特に中国を始めとするアジアで）製品を製造していることが多いため、商標登録する必要性があると考える認証機関は多いが、権利活用や費用対効果の面から登録するという判断に至っていないからである。

・マネジメントシステム認証のマーク
マネジメントシステム認証の認証範囲が国内のサイト（企業の本社、支店、工場、工場内の製品を製造するライン等、認証する範囲を指す）のみだからである。また、海外のサイトのマネジメントシステム認証は、その国の認証機関に依頼して認証を求めることが多いからである。

（ⅲ）　現行法でマークを通常の商標として商標登録する際の問題点

認証マークによっては、商標登録時の区分が多岐にわたり、登録費用や維持費用が高くなるという意見があった。
商標登録出願の際に、一部の区分で、他社の登録商標があってマークを変更せざるを得なかったとの意見があった。

（ⅳ）　マークを使用する企業と結んでいる契約について

マーク（登録商標）を使用するライセンス契約を結んでいる。

・使用契約・使用規則（使用管理規則）について
使用契約に付随してマークの使用規則（使用管理規則）がある。マークの使用規則には、マークをはり付ける場所やサイズ等のマークの正しい表示方法（使用方法）、マークの誤使用の例、使用規則に違反した場合の是正に関する処置、マークの有効期間、マークを付する商品等の追加や変更に関する手続、契約の解除、マークの使用料の支払方法などが含まれている。

・使用規則（使用管理規則）の公開について
　使用規則（使用管理規則）等をホームページ等で公開しているところが多い。仮に公報等で公開されたとしても、特段問題なしとするところが多かった。

・契約に関する、差別的な取扱いについて
　認証契約を行うにあたって、差別的な取扱いをするところはなかった。ただし、自主認証を行っている機関等では、会員・非会員によるマークの使用料の差はあるとの意見があった。なお、非会員のために認証を行わないとする機関等は見あたらなかった。

④　契約のタイプについて

　契約には2つのタイプがある。
・電化製品等機能が重なるシリーズにおいては包括的に一つの契約を結び、契約に付随するリストを認証ごとに作り、認証の追加や変更があると、そのたびにリストを更新するタイプ。
・認証製品・認証サイトごとに認証し、契約を結ぶタイプ。
なお、別途、マークの使用料支払いに関する契約を結ぶケースもある。

（ｖ）　認証後の更新（品質維持の確認）について

①　製品認証のマーク

　認証の更新の有無で2つのタイプがある。
・認証の更新がないタイプであって、電気安全環境研究所のSマーク、自転車協会のBAAマークなどが挙げられる。
・認証の更新があるタイプであって、認証の更新には更に２つのタイプに分かれ、(a)認証の有効期間があり、有効期間が切れる前に再認証を行うタイプであって、エコマークなどが挙げられる。(b)定期的な検査（品質管理状況の確認）を行うタイプであって、SGマークなどが挙げられる。

②　マネジメントシステム認証のマーク

　マネジメントシステム認証の更新はISO 17021で規定されており、以下のように実施される。

・定期審査（1 年ごとの審査）
　最初の認証時の 1/3 の審査工数を要する。
・更新審査（再認証）（3 年ごとの審査）
　最初の認証時の 2/3 の審査工数を要する。

（vi）　不正使用を見つける体制について

不正使用には以下の 3 つの種類がある。

・無断使用
認証を受けていないのに勝手にマークを使用しているケースである。マークの信用にただ乗りされた不正使用であり、不正使用がゲリラ的に行われ、対応も難しいのが特徴である。
・不適正使用
製品認証の場合、マークの使用を契約している企業が、認証された製品以外の製品にも使用しているケースである。例えば、認証された製品の一部にバージョンアップがあっても、そのまま使用しているケースの場合、バージョンアップした部分が認証外になってしまうため、バージョンアップした部分の認証を追加的に取る必要がある。
また、マネジメントシステム認証の場合、サイトの範囲外にも認証されているかのように使用されているケースである。例えば、工場 A のみが認証されているのに工場 B も認証されたかのように使用されるケースである。
・誤使用
マークを製品に付す際の使用形態に誤りがあるケースである。例えば、マークの下に認証番号がない、マークの下の文字が指定された表現でない、等が挙げられる。

認証の更新があるマークの場合、その審査の過程で不正使用が見つかることがある。この審査で見つけられた不適正使用または誤使用は、是正することで解消する。もし、一定期間内に是正内容が解消しなければ、認証の取消しとなる。
また、苦情等を受け付ける窓口から不正使用（無断使用、不適正使用、誤使用）に関する情報を得ている。
市場で実際に製品を購入して調査を行って、マークの不正使用を見つけている場合もある（試買テスト）。

（vii）　不正使用の実例について

代表的な不正使用の実例を以下に挙げる。

①　無断使用

・認証していない品質の悪い製品にマークを使われた。
・コンサルティング業務に係るホームページ上において、勝手にマークを使用された。
・認定期間または認証期間が終了したが、マークを使い続けられた。
・正規の認証番号を含めたマークのコピーが、正規の認証番号と異なる製品に使われていたため、不正使用の識別が容易であった。
・販売促進用のシールにマークが印刷されていたところ、そのマークが切り取られて、認証していない製品にはり付けられていた。
・東南アジアで認証書（認証されると企業に渡される、マークが印刷された証明書）を無断使用されたことがある。企業からの問い合わせを契機に見つけた。認証番号も含めてコピーされた。
・無断使用された事例で、マークの使用契約に基づいた正規の認証に要する費用相当額の損害賠償金を請求したことがある。

②　不適正使用・誤使用

・認証外の製品にまでマークを使われた。
・本来は JAB 認定マークと認証機関のマークとを隣り合わせて商品に付さなければならないところ、2 つのマークを別々の箇所に付されて使用された。
・マネジメントシステム認証の認証範囲は A 支店だけなのに B 支店も認証されたかのように使われていた。同様に、製造部門のみマネジメントシステム認証したにもかかわらず、販売部門もあたかも認証されているかのような表現で使われた。
・マネジメントシステム認証された会社で製造された製品の取扱説明書中、マネジメントシステム認証対象である会社の名称の所にマークを置くのが正しいのにもかかわらず、取扱説明書の冒頭に製品名と共にマネジメントシステム認証マークが置かれ、あたかも製品が認証されたかのように見えていた。
・マークの変更があり、事前に通告したにもかかわらず、変更の猶予期間が過ぎても古いマークが使われていた。

③　その他

・マークの不正使用とは異なる事例だが、認証に関する記述として「ISO9001 を取りました」という文字列の表示を製品に付してあった事例で、この記述のとおり過去に取得したことは事実だが、現在は取得していないにもかかわらず、依然としてその表示がされていた。

（viii）　不正使用への対応について

マークの不適正使用と誤使用は、是正や話合いで解決している。
マークの無断使用は、話合いや警告で解決しており、訴訟にまで至ったケースはなかった。

（ix）　権利者自身のマークの使用について

諸外国の証明商標制度の特徴として、原則、権利者が認証されたマークを商品に付して使用することを禁止し、使用許諾された者のみが使用できる制度となっている。マークの権利者（認証機関を想定）自身が認証されたマークを商品等に付して使用することがあるとしたら、どのような態様を想定できるか。
認証機関自身が製品等を製造・販売するようなケースは想定し得ないとの回答のみであった。

（ｘ）　専用使用権の設定について

証明商標制度が導入された場合、専用使用権を設定することがあるとしたら、どのような態様か。
専用使用権の設定については想定し得ないとの回答のみであった。

（ｘｉ）　マークの権利者と使用許諾について

マークが証明商標として保護されることとなった場合、マークの権利は貴社が保有することとなり、認証を受けた企業に使用許諾することになるか。
マークの権利は認証機関等が保有し、認証を受けた企業に使用許諾をすることになるとの回答がほとんどであり、例外として、外資系（多国籍）の認証機関では、その母体の機関が権利者となっているケースがあった。

（ｘⅱ）　その他

意図的にマークを無断使用する業者は、ゲリラ的に行うため対応が難しい。意図的でない不正使用は、話合い（きちんと認証を受けるように）や是正で解決できている。

認証機関の業務は、ガイド65、ISOの要求により規定されており、それに合致した認証機関のみが第三者認証機関と認められる。

（３）　認証・証明マークの保護に対する必要性（ニーズ）について

認証・証明マークは、既に通常の商標として商標登録されて保護されているか、工業標準化法（JIS 法）等の準拠法令で一定の保護がされているマークであることも多い。その一方で、商標法や準拠法令による保護の裏付けのないマークも存在している。

本節では、認証機関、企業、学識経験者に対して実施したアンケート調査結果及びヒアリング調査結果（中間報告）から得られた認証・証明マークの実態、並びに証明商標制度の導入に関するユーザーの意見について報告し、認証・証明マークの保護に対する必要性（ニーズ）について考察する。

（ⅰ）　アンケート調査から得られた認証・証明マークの保護について

①　商標登録の割合について

認証機関が自己の認証・証明マークを通常の商標として商標登録をしている割合は、76%（=57/75 者）と高い割合であった。

②　不正使用の割合について

認証・証明マークを不正使用（無断使用、不適正使用、誤使用）されたことがある割合が 35%（=26/75 者）であった。

また、認証・証明マークを付する基準の根拠（法令で定める基準に基づく／業界団体が自主的に定める基準に基づく）と不正使用との相関関係を見ると、業界団体等が自主的に定める基準に基づく検査を経て製品等に付される場合に、不正使用があった事例が多い[63]。

[63] 資料編 I-8

③　認証・証明マークを使用する理由について

認証・証明マークを使用している企業が当該マークを使用する理由として、以下の理由を掲げている（複数回答)。

・需要者の信用を獲得するため：71%（=55/77 者）
・法令上の義務　　：48%（=37/77 者）
・他者との差別化をするため　：26%（=20/77 者）
・業界団体内の取決め　　：22%（=17/77 者）

また、その他に以下の理由を挙げている企業もあった。

・環境に貢献している企業であることをアピールするため（1 者）
・規格に適合しているかどうかを需要者にアピールするため（1 者）

④　証明商標制度の導入に関する意見について

証明商標制度の導入に関するアンケート質問に対して、

・賛成　　60%（=150/251 者）
・賛成できない　　17%（=42/251 者）
・証明制度そのものがわからない　23%（=59/251 者）

※251 者は、認証機関、企業、特許事務所の合計値

という回答結果であり、賛成の割合が 60%であった[64]。

賛成の理由は、「認証マークの信頼性を高めることができる」、「標準化及び品質の維持向上に有効」、「認証・証明マークが不正に付された製品が市場に出回ることを防止できる」、「現行法では保護できないニーズが出た場合に対応できる」、「認証マークは通常の商標とは用途・機能が異なるためにその実態にあった保護制度の導入が望ましい」等の意見があった。

賛成できない理由は、「通常の商標として商標法により保護されておりそれで十分」、「商標法以外の法令でマークが守られており十分」というものであり、証明商標制度そのものに反対する積極的なものはなかった。

次に、認証機関が認証の対象としている製品・役務と証明商標制度の導入に関するアンケートへの回答との相関関係を見ると、プラスチック製品、金属製品、小売業、専門サービス業等を認証対象とする認証機関の賛成が多かったが、押し並べて相関関係は見あたらなかった[65]。

また、マークを使用する企業の業種と証明商標制度の導入に関するアンケートへの回答

[64] 資料編 I-9
[65] 資料編 I-10

との相関関係を見ると、医薬品製造業で若干賛成できないという回答があったが、その理由は、「医薬品製造業では、薬事法等で製品の品質が担保されているため、証明商標制度がなくても品質は十分に担保されている」という意見であった[66]。

（ⅱ）　ヒアリング調査から得られた認証・証明マークの保護について

①　認証・証明マークの不正使用について

認証・証明マークの不正使用には以下の 3 つの類型に分けられると考えられる。

(a)　無断使用

認証を受けていないのに勝手にマークを使用しているケース。

(b)　不適正使用

製品認証についてマークの使用を契約している企業が、認証された製品以外の製品にも使用しているケース。

マネジメントシステム認証したサイトの範囲外にも使用しているケース。

(c)　誤使用

マークを製品に実施に付す際の使用形態に誤りがあるケース。

これらのうち、(b)不適正使用と(c)誤使用は、認証・証明マークのスキーム枠内で是正されるものである。つまり、マークの不適正使用と誤使用はあらかじめ想定されており（それだけ不適正使用と誤使用が絶えないということであり）、それを見つけるためのサーベイランス等の体制（品質を維持するための体制）が組まれている。見つけた不適正使用と誤使用を是正する手順がマークの使用規則であらかじめ規定されており、認証機関等が制御することができる。

一方、(a)無断使用は認証・証明マークのスキーム枠外であり、法令により無断使用を排除することができる認証・証明マーク以外は認証機関等による制御を行うことはできない。また、無断使用されたマークが付された製品の品質は悪いことが多いため、品質の悪い製品をつかまされた消費者は被害を被ることになり、それによって認証・証明マークに化体する信用が落ちて認証機関等が被害を被ることにもなる。

②　証明商標制度の導入について

証明商標制度の導入について以下の理由とする賛成意見があった。

・証明商標制度が導入されると、認証・証明マークが社会的に広く認知される。

[66] 資料編 I-11

・商品の品質が担保されていることを周知できる。
・消費者からすると「認証」という用語はなじみがないため、「認証マーク」より証明という用語を含む「証明商標」の方が、消費者にアピールできてよい。
・マドリッド協定議定書を利用して、簡単に（一つの手続で）外国において権利化できる点がよい。
・多国籍な認証機関の本国の法務部門では、日本に証明商標制度が導入される点を期待している。

７．　証明商標制度に関する諸外国の制度について

（１）　米国

（ｉ）　定義

米国商標法（以下「ランハム法」という。）第 45 条では、証明標章[67]を以下のとおり定義している。

「証明標章」という用語は、語、名称、記号若しくは図形又はその結合であって、次の条件に該当するものを意味する。
(1) その所有者以外の者によって使用されているか、又は
(2) それを、その所有者が所有者以外の者に取引上使用させる誠実な意図を有しており、かつ、この章によって設定された主登録簿への登録を出願するものであって、
その目的が当該人の商品若しくはサービスに関する地域的若しくはその他の出所、材料、製造方法、品質、精度若しくはその他の特徴を、又はその商品若しくはサービスについての作業若しくは労働が組合若しくはその他の組織の構成員によって行われたことを証明することにあるもの。

（ⅱ）　主体要件

出願人たる主体要件について TMEP（Trademark Manual of Examination Procedure 8th edition）では、以下のとおり規定している。
・証明に責任を有する証明標章の所有者であること[68]
・通常は政府機関又は政府の許可を受けて運営されている機関[69]

[67] 原文では”Certification mark”
[68] TMEP 1306.04 “The owner of a certification mark is the party responsible for the certification that is conveyed by the mark.”と記載している。

なお、組合も主体となり得る[70]

（iii） 提出書類

出願時の提出書類を TMEP では、以下のとおり規定している。
・商標の証明する特性等の説明（statement）[71]
・使用規則（使用基準）(Standards）の写し[72]
・適法な管理者であることの主張[73]
・証明標章が出願人の認証の下で、最初に使用した日の特定[74]
・出願人自身は証明標章を使用していない旨の説明（statement）[75]

（iv） 使用規則（使用基準）の記載項目

証明標章の使用規則（使用基準）の記載項目について、法令や TMEP（1306.06）では明確に規定していない。

（v） 審査

審査は、原則的に通常の商標の登録要件の審査と同じである。しかし、単に地理的表示からなる標章を証明標章として登録する場合には、記述的標章であることを理由とした拒絶の対象とならず、セカンダリーミーニングを有していることは要求されない。地理的表示からなる標章は、セカンダリーミーニングを有しない限り通常商標として登録を受けることはできないが、セカンダリーミーニングを有しなくても証明標章としての登録をうけることはできる[76]。

また、証明標章特有の審査として、以下の点の形式審査を行う[77]。
・商標の証明する特性等の説明（statement）
・使用基準（Standards）の写し
・適法な管理者であることの主張

---

[69] TMEP 1306.02(b)“Normally, the entity that has authority to exercise control over the use of a geographical term as a certification mark is a governmental body or a body operating with governmental authorization.“と記載している。
[70] 22 年度報告書：資料編Ⅳ-2-1 P221
[71] TMEP 1306.06(f)(i)
[72] TMEP 1306.06(f)(ii)
[73] TMEP 1306.06(f)(iii)
[74] TMEP 1306.06(f)(iv)
[75] TMEP 1306.06(f)(v)
[76] 22 年度報告書：本編 P61。TMEP 1306.02
[77] TMEP 1306.06(f)(i)から(v)

・証明標章が出願人の認証の下で、最初に使用した日の特定
・出願人自身は証明標章を使用していない旨の説明（statement）

（vi）　使用規則（使用基準）の審査

審査官は、提出された使用規則（使用基準）の適否については審査しない[78]。

（vii）　使用規則（使用基準）の公開

使用規則（使用基準）の写しは、公報に要旨が掲載される。出願ファイル及びこれに含まれる書類はすべて、USPTO のウェブサイト上で公衆の閲覧に供される[79]。

（viii）　関係省庁への照会

審査官が証明標章出願の審査にあたって関係省庁の意見を求めることはない[80]。

（ix）　権利の効力

証明標章の権利の効力は、通常の商標権と同じである[81]。
証明標章に係る損害賠償については、商標権侵害に係る損害賠償以外の特別な法規定は定められていない[82]。

（ix-1）　許諾により証明標章を使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか

明確な規定はない。
証明を受ける当事者は厳密には証明標章の所有者又は登録者ではないため、ランハム法第 32 条（15 USC 1114）によれば、当該当事者又はライセンシーは登録商標権の侵害訴訟の原告適格を有しないこととなる。しかし、未登録のコモン・ロー・マークの場合には、証明を受ける使用者も、標章所有者と同じく、無断使用者に対してランハム法第 43 条(a)（15 USC 1125(a)）に基づき未登録商標侵害又は不正競争について原告適格が認められる場合がある[83]。

[78] 22 年度報告書：資料編Ⅳ-2-1 P222 f）
[79] 22 年度報告書：資料編Ⅳ-2-1 P225 k）
[80] 22 年度報告書：資料編Ⅳ-2-1 P225 追加質問 14
[81] 商標法 32、34 及び 35 条
[82] 22 年度報告書：資料編 IV-2-1 I.1.(1) 218 頁 USPTO の回答
[83] 22 年度報告書：資料編 IV-2-1 I.1.(1) 223 頁追加質問 11 の USPTO 回答。

（ix-2）　権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾により証明標章を使用する者の損害が勘案されるか

勘案されない。
証明標章の所有者は商品に標章を使用することはできないため、逸失利益の損害賠償を請求するために商品の収益を立証することは不可能である[84]。

（ix-3）　通常使用権と許諾により証明標章を使用する者の権利との差

以下の規定以外に明確に規定されていない。
証明標章が登録されたときは，商標に関してこの章に定められる保護を受ける権原を有する[85]。

（ｘ）　第三者の正当な使用

descriptive fair use doctrine（商標としてではない、記述的な表示としての使用）
この原則によれば、商品、サービス又は地理的原産地を表示する目的で、記述的名称、地域の記述的名称又は個人名称を商標以外で利用することは常に認められる[86]。

（ｘｉ）　商標権者自身の使用

商標権者が自ら当該商品・サービスに従事する場合は、請求により登録が取り消される[87]。

（ｘｉｉ）　商標権者の管理義務違反への制裁

登録証明標章が、以下のいずれかに該当するときは、何人もその取消しを請求することができる[88]。
・権利者が当該商標の管理をしていない又は管理できない場合
・商標権者が自ら当該商品・サービスの生産・販売に従事している場合

平成 16 年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「主要国における産業財産権の設定及び移転に係る手続及びその第三者対抗要件に関する調査研究報告書」平成 17 年 3 月　財団法人知的財産研究所。P54
[84] 22 年度報告書：資料編 IV-2-1 I.1.(1) 218 頁 USPTO の回答
[85] 商標法 4 条
[86] 22 年度報告書：資料編Ⅳ-2-1 P270、P325
[87] 商標法 14 条 5 項 (B)
[88] 商標法 14 条 5 項

・商標権者が証明以外の目的で使用を許可した場合
・商標権者が証明基準を満たしている者の商品・サービスを証明することを差別的に拒絶する場合

（ｘiii）　許諾によりマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しが免れるか

明確な規定はない。許諾により証明標章を使用する者が当該証明標章を使用することを予定していることから、免れることができると解される。

（ｘiv）　出願料、更新料について

証明標章の区分は、商品は区分A，サービスは区分Bと、2つに整理されている[89]。
・出願料（規則§2.6，庁ホームページのFees一覧より）
　紙面による出願：1区分につき$375（なお、通常の商標も同額）
　オンラインによる出願：1区分につき$325（なお、通常の商標も同額）
・更新料（規則2.6(a)(5)）
　1区分に付き$400（なお、通常の商標も同額）

（２）　英国

（ｉ）　定義

商標法第50条では、証明標章[90]を以下のとおり定義している。
証明標章とは、当該標章が使用されている商品又はサービスについて、その原産地、原材料、製造方法若しくは提供方法、品質、精度又はその他の特徴が標章の所有者によって証明されていることを表示する標章をいう[91]。

（ii）　主体要件

出願人たる主体要件は、法人格（legal personality）を有すること以外に制約はない

[89] TMEP 1306.06(d) In applications to register certification marks, all goods are classified in Class A and all services are classified in Class B.
[90] 原文では”certification mark”
[91] 商標法50条1項
同50条2項 本法の規定は、附則2の規定に従うことを条件として、証明標章に適用される。

[92]。通常は特定分野の標準を監視・維持する機関が該当する。

（iii） 提出書類

証明標章の登録出願人は、当該標章の使用を管理する規約（Regulations governing the use of the mark）を登録官に提出しなければならない[93]。

（iv） 使用規則（使用管理規約）の記載項目

使用規則（使用管理規約）の記載項目は、以下のとおりである[94]。
・標章の使用を許可された者
・標章により証明されるべき特徴
・認証機関が当該特徴を試験する方法及び標章の使用を管理する方法
・手数料
・紛争を解決するための手続

（v） 審査

証明標章は、通常商標と同様の登録要件に関する審査を受ける。地理的名称のみからなる商標の場合でも、識別機能を果たす場合にのみ登録が認められる。例えば、羊肉について「British」という証明標章は識別的機能を発揮できないとして拒絶される。しかしながら、特定の名称が慣行や実務に基づき証明された商品を識別できる場合には、識別機能を発揮できるとして、証明標章として認められる。例えば「Bordeaux」（ワイン）は証明されたワインを識別することができる[95]。

また、証明標章特有の審査として、以下の点が審査される。
・使用管理規約が附則2第6項及び規則に課された更なる条件を満たしていること[96]
・使用管理規約が公の秩序又は容認された道徳原理に反さないこと[97]
・出願人が、標章が登録されるべき商品又はサービスを証明することができること[98]
・標章の所有者が証明に係る種類の商品又はサービスの供給を含む営業を行っている場合は，登録されない[99]。

---

[92] Manual of trade marks practice Chapter 4 3.4.1
[93] 商標法附則2第6項(1)
[94] 商標法附則2第6項(2)
[95] 22年度報告書：資料編 P61
[96] 商標法附則2第7項(1)(a)
[97] 商標法附則2第7項(1)(b)
[98] 商標法附則2第7項(2)
[99] 商標法附則2第4項

・標章の特徴又は意味について公衆が誤認するおそれがある場合、特に、証明標章以外のものと誤認するおそれがある場合は、登録されない[100]。
・商標法第 3 条(1)(c)[101]にかかわらず、取引において商品又はサービスの原産地を指定するのに役立つ標識又は表示からなる証明標章は、登録することができる[102]。

（vi） 使用規則（使用管理規約）の審査

使用規則（使用管理規約）について、形式要件の具備、公序良俗に関して審査を行う[103]。

（vii） 使用規則（使用管理規約）の公開

使用規則（使用管理規約）は公告され、異議申立ての対象となる[104]。

（viii） 関係省庁への照会

審査官が、証明標章の出願手続において、標章に係る商品・サービスを実施し又はこれを創造する者に対して、専門的知見を求めることはない[105]。

（ix） 権利の効力

通常の商標と同じである[106]。

（ix-1） 許諾により証明標章を使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか

商標法附則 1（団体標章）第 12 条において、一定の条件の下（同第 12 条(3)(4)[107]）で、訴訟手続ができる旨の規定が明記しているのに対し、商標法附則 2（証明標章）には、そのような規定がないため、「提起できない」可能性がある[108]。

---

[100] 商標法附則 2 第 5 項
[101] 商標法第 3 条（登録の絶対的拒絶理由）(1)(C) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期若しくは提供時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴を表すために取引上役立つことができる標識又は表示のみからなる商標
[102] 商標法附則 2 第 3 項(1)
[103] 商標法附則 2 第 7 項(1)(a)
[104] 商標法附則 2 第 9 項
[105] 22 年度報告書：資料編 IV-4 P382
[106] 商標法 50 条 2 項 本法の規定は、附則 2 に従うことを条件として、証明商標にも適用される。
[107] 商標法附則 1（団体標章）第 12 条(3) 次の場合は，許可を受けた使用者は，標章の所有者であるものとして，自己の名義で訴訟手続を提起することができる。
[108] 参考までに、商標法第 30 条において「侵害の場合における使用権者の権利に関する一般規定」があり、一定の要件のもと、使用権者は自己の名義で訴訟を提起することができる。

（ix-2）　権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾により証明標章を使用する者の損害が勘案されるか

勘案される。

登録証明標章の所有書により提起された侵害訴訟手続においては、許可を受けた使用者が被った、又は被るおそれのあるすべての損害が考慮される。また、裁判所は、原告が当該使用者のために確保すべき金銭的救済の受取金の範囲について、裁判所が適切と認める指示を与えることができる[109]。

（ix-3）　通常使用権と許諾による証明標章を使用する者の権利との差

次の規定は、商標の使用権者に対して適用されるのと同様に、登録証明標章の許可を受けた使用者に対して適用される[110]。

(a) 第 10 条(5)（侵害の定義：許可を受けないで一定の素材の標章を付すこと）

(b) 第 19 条(2)（侵害にあたる商品、素材又は物品の処分に関する命令：他の救済で十分であること）

(c) 第 89 条（侵害にあたる商品、素材又は物品の輸入禁止：税関管理官に対する申請）

（x）　第三者の正当な使用

当該標章の所有者は、工業上又は商業上の公正な慣行に従った（特に地理的名称を使用する権原を有する者による）標識又は表示の使用を禁止する権原を有さない[111]。

（x i）　商標権者自身の使用

証明標章は、標章の所有者が証明に係る商品又はサービスの供給を含む営業を行っている場合は、登録されない[112]。

（x ii）　商標権者の管理義務違反への制裁

証明標章の登録は、（通常商標の取消事由に加え、）以下の理由に基づき、取り消すことができる[113]。

---

109 商標法附則 2 第 14 項

110 商標法附則 2 第 13 項。なお、ライセンス許諾の一般規定は商標法 28 条に規定されている。

111 商標法附則 2 第 3 項(2)

112 商標法附則 2 第 4 項

113 商標法附則 2 第 15 項

・商標権者が営業を開始した場合
・商標権者による標章の使用の態様が、標章の特徴又は意味について公衆を誤認させるおそれがあるものになった場合
・商標権者が使用管理規約を遵守しなくなった、又は遵守を確保することができなくなった場合
・修正規約が所定の又は公の秩序又は容認された道徳原理に反するものとなった場合
・商標権者が証明資格を失った場合

（ｘiii）　許諾によるマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しが免れるか

不使用取消しを免れる。
商標が、登録手続の完了した日から5年の期間内に、商標の所有者により又はその同意（the proprietor or with his consent）により，その登録に係る商品又はサービスについて連合王国において真正に使用されておらず，かつ，その不使用について正当な理由がない場合、取り消すことができる[114]。

（ｘiv）　出願料、更新料について

・出願料（庁ホームページのFees一覧より）
　Online filing：最初の1区分170ユーロ（なお、通常の商標も同額）
　Paper filing：最初の1区分200ユーロ（なお、通常の商標も同額）
　1区分追加するごとに、50ユーロ追加（なお、通常の商標も同額）
　使用規則の提出　200ユーロ
・更新料
　1区分200ユーロ（なお、通常の商標も同額）
　1区分追加するごとに、50ユーロ追加（なお、通常の商標も同額）

（３）　豪州

（ｉ）　定義

商標法第169条では、証明商標[115]を以下のとおり定義している。

[114] 商標法第46条(1)(a)
[115] 原文では“certification trade mark”

「証明商標」とは、次の商品又はサービス、すなわち、
(a) 業として取引又は提供され、かつ
(b) ある者（「証明商標の所有者」）又はその者によって承認された他の者が、（商品の場合は）原産地、原料又は製造方法を含め、品質、精度又はその他の特徴について証明したものを、業として取引又は提供されるが、前記の証明を受けていない他の商品又はサービスから識別するために使用されるか又は使用予定の標識をいう。

（ⅱ） 主体要件

証明商標の権利者であると主張している者は誰でも出願できる[116]。
個人、中小企業、政府機関、公益団体も出願できる[117]。
法人格が必要である[118]。

（ⅲ） 提出書類

証明商標登録の出願をした者は、規則に従って、証明商標の使用を規制する規約の写しを提出しなければならない。規約の写しは、第 27 条(2)に規定する書類に対する追加として、提出しなければならない[119]。

（ⅳ） 使用規則（証明商標の使用を規制する規約）の記載項目

使用規則（証明商標の使用を規制する規約）には以下の事項を記載する[120]。
・証明商標の適用に関して商品・サービスが満たさなければならない使用が認められる商品・サービスの要件（証明要件）
・商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かを決定するための手順
・ある者が，商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かを評価することを承認される者（「承認証明者」）になるための特性
・証明商標の所有者又は承認使用者である者が、商品・サービスに関して証明商標を使用するために満たさなければならない要件
・証明商標の所有者又は承認使用者である者による証明商標の使用に関するその他の要

[116] 商標法第 27 条(1)何人も、次の条件を満たしている場合は、商品・サービスに関して商標の登録を求める出願をすることができる。(a) その者が当該商標の所有者であると主張し、かつ（(b)以下略）
第 170 条（本法の適用）この部（第 16 部証明商標）に従うことを条件として、商標に関する本法の規定（・・・を除く）を証明商標に適用するものとし、適用に際しては、商標への言及を含んでいるものとみなす。
[117] 22 年度報告書：資料編 IV-6-1 P443
[118] 商標法第 27 条(2)(c) 法人格を有する者が行わなければならない。
[119] 商標法第 173 条第 1 項（証明商標の使用を規制する規約）
[120] 商標法第 173 条第 2,3,4 項

件
・商品・サービスが証明要件を満たしているか否かに関する紛争解決手順
・証明商標に関するその他の問題に関する紛争解決手順
・オーストラリア競争及び消費者委員会（ACCC: Australian Competition and Consumer Commission）が要求するその他の事項

（ｖ） 審査

審査は、以下の手順で行われる[121]。
① 登録官は、規則に従って、出願に関連する所定の書類を ACCC に送付しなければならない[122]。
② 次に、ACCC は，第 174 条に基づいて受領した出願及び書類を，規則に従って検討しなければならない[123]。
・ある者が承認証明者になるための特性が、商品・サービスが証明要件を満たしているか否かをその者に適格に評価させるのに十分であること
・商標法第 173 条にいう規約（使用規則）が、公衆にとって有害でないこと
・商標法第 173 条にいう規約（使用規則）が、1974 年取引慣行法の第四章に定める基本原則を充分に考慮したものであること
③ そして、登録官による、証明に関する「識別力」の審査が行われる。つまり、証明商標の登録出願を拒絶すること、又は、証明商標の登録に異議申立をすることができる他の全ての理由に加え、その商標が、出願人又は承認証明者によって証明される商品又はサービスを、そのような証明を受けていない商品又はサービスから識別する能力を有していない場合は、出願は拒絶される[124]。

（ⅵ） 使用規則（証明商標の使用を規制する規約）の審査

ACCC が使用規則を審査する[125]。

（ⅶ） 使用規則（証明商標の使用を規制する規約）の公開

登録官は、規約の写しが第 173 条(1)に従って提出された後速やかに、証明商標の使用

[121] 22 年度報告書：本編 P36、資料編 IV-6-1 P453
[122] 商標法第 174 条
[123] 商標法第 175 条第 1 項
[124] 商標法第 177 条第 1 項
[125] 商標法第 175 条第 1 項

を規制する規約を公表しなければならない[126]。

（viii） 関係省庁への照会

登録官は、規則に従って、出願に関連する所定の書類を委員会（ACCC）に送付しなければならない[127]。

ACCC は、第 174 条に基づいて受領した出願及び書類を、規則に従って検討しなければならない[128]。

（ix） 権利の効力

原則、通常の商標権と同じである。商標法 171 条は以下のとおり規定する。

（商標法）第 20 条[129]を、(1)が抹消され、次の規定に代えられたものとして、証明商標に関して適用する。

「(1) 証明商標が登録された場合は、その登録所有者は、この部に従うことを条件として、当該証明商標の登録に係わる商品・サービスに関し、当該証明商標を使用し、かつ、他の者にその使用を許可する排他権を有する。ただし、登録所有者は、証明商標の使用を規制する規約に従っている場合に限り、その証明商標を使用することができる。」

（ix-1） 許諾によりマークを使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか

明確な規定はない[130]。

商標法第 26 条[131]によれば、一定の条件の下、使用権者（authorized user）は侵害訴訟

---

126 商標規則 16.12（規約の公表）

127 商標法第 174 条

128 商標法第 175 条

129 商標法第 20 条（商標登録によって与えられる権利）
(1) 商標が登録された場合は、その商標の登録所有者は、この部に従うことを条件として、その商標の登録に係わる商品・サービスに関して、次の行為を行う排他権を有する。
(a) 当該商標を使用すること、及び
(b) 他人に当該商標を使用する権限を与えること
(2) 商標の登録所有者はまた、その商標が侵害された場合は、本法に基づく救済を受ける権利を有する。
(3)以下略

130 2012 年 9 月に豪州特許庁へ質問を行ったところ、「証明商標の使用権者が差止・損害賠償請求できるかどうか条文上は明確な規定がなく、裁判例等もない。証明商標の権利者が訴訟を起こす必要があると思われる。」との回答があった。（It would therefore appear that it is necessary for the registered owner of the certification trade mark to take infringement action, including seeking injunctions.）。

131 第 26 条（登録商標の許諾使用者が有する権限）
(1) 登録商標の登録所有者とその商標の許諾使用者との間の契約に従うことを条件として、許諾使用者は、次の事項を行うことができる。
(a) 許諾使用者は、登録に際して付された条件又は制限に従うことを条件として、商標を商標登録に係わる商品・役務に関して使用することができる。
(b) 許諾使用者は（(2)に従うことを条件として)、次の時期に商標についての侵害訴訟を提起することができる。

を提起できると規定している。一方、第 172 条[132]によれば、証明商標の使用者（approved user）が当該商標を使用する権利を有することを規定しているが、第 26 条に規定する侵害訴訟を提起できるか明確に規定していない。

（ix-2）　権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案されるか

明確な規定はない[133]。

（ix-3）通常使用権と許諾によるマークを使用する者の権利との差について

許諾によるマークを使用する者が当該証明商標を使用する権利を有することのみ規定している（商標法第 172 条)。一方、通常の商標の通常使用権に関しては、第 26 条に規定している。

（ｘ）　第三者の正当な使用

何人も善意で、商品・サービスの原産地又はその他の特徴を表示する標識を使用する場合は、登録商標を侵害しない[134]。
(1) 第 120 条にかかわらず、次の場合に該当するときは、何人も登録商標を侵害しない。
(a) 何人も善意で、
(i) 自己の名称又は自己の営業所の名称、又は
（以下略）

（ｘｉ）　商標権者自身の使用

登録所有者は、証明商標の使用を規制する規約に従っている場合に限り、その証明商標

（以下略）
132 第 170 条（本法の適用）
この部（第 16 部証明商標）に従うことを条件として、商標に関する本法の規定（第８条、第 26 条、第 27 条(1)(b)、第 33 条、第 34 条、第 41 条、第 121 条、第 127 条、第９部－不使用による登録簿からの商標の抹消、及び第 17 部－防護標章、を除く）を証明商標に適用するものとし、適用に際しては、商標への言及を含んでいるものとみなす。
第 172 条（証明商標の使用を許可された者の権利）
登録証明商標の登録所有者が、他の者（「承認使用者」）に証明商標の登録に係わる商品又はサービスに関して証明商標を使用することを許可したときは、承認使用者は、当該証明商標の使用を規制する規約に従い、前記の商品又はサービスに関して当該証明商標を使用する権利を有する。
133 2012 年 9 月に豪州特許庁へ質問を行ったところ、裁判例等もなくわからないという回答があった。
134 商標法第 122 条 1 項(b)

を使用することができる[135]。

（ｘⅱ）　商標権者の管理義務違反への制裁

所定の裁判所は、証明商標に関する第8部第2節（裁判所による処置）に基づく権限に加え、被害者から申請があったときは、次の理由に基づき、証明商標の登録を取り消すこと又は証明商標に関する登録簿の記入を抹消若しくは補正することによって登録簿を更正するよう命じることができる[136]。

・商標権者又は承認証明者が証明権限を失っている場合
・使用規則が公衆に有害な場合
・商標権者又は承認証明者が使用規則に従わない場合

（ｘⅲ）　許諾によるマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しが免れるか

不使用取消しを免れる。

商標法第170条により、第9部を適用除外としている。不使用を理由とした通常の商標の取消しは、証明商標には適用されない。

（ｘⅳ）出願料、更新料について

・出願料（庁ホームページのFees一覧より）

Filing online using the Goods and Services pick-list：$120 per class
Filing online not using the Goods and Services pick-list：$160 per class
Filing a paper application：$180 per class（なお、通常の商標も同額）

・登録料

$250 per class（なお、通常の商標も同額）

・更新料

$300 per class（なお、通常の商標も同額）

[135] 商標法第171条
[136] 商標法第181条第2項

（4） 中国

（ⅰ） 定義

商標法第 3 条では、証明商標を以下のとおり定義している。

本法でいう証明商標とは、特定の商品又はサービスに対して監督能力を有する組織が管理しており、当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又はサービスについて使用し、当該商品又はサービスの原産地、原料、製造方法、品質又はその他の特定の品質を証明するための標章をいう。

（ⅱ） 主体要件

出願人たる主体要件については、以下のとおり規定している。

・法により設立された組織であること[137]。具体的には、中国国内の社会団体、事業団体、行政機関、企業及び外国の協会、政府系機関である[138]。個人は、除外されている[139]。

・当該証明商標により証明される特定の商品の品質を監督する能力を備えていること[140]。

・地理的表示をもって証明商標登録を出願する場合、当該地理的表示の示す地域の人民政府又は業種主管部門の認可を取得していること[141]。

・地理的表示をもって証明商標登録を出願する場合、外国の出願人の場合は、当該地理的表示が既にその名義により本国において法的保護を受けていること[142]。

（ⅲ） 提出書類

出願時の提出書類は、以下のとおり規定されている。

・出願人の主体資格証明[143]

・出願人の監督・検査能力を証明する資料[144]

・地域の人民政府等が登録出願権及び監督管理権を付与した文書[145]

・地理的表示製品の品質・信望に関する資料、商品の特定の品質が地域環境・人的要素により決定されることの説明、地域範囲の区分に関する資料[146]

---

[137] 商標審査基準第六部四（一）1,2
[138] 資料編 II P233
[139] 商標審査基準第六部分四（一）1
[140] 商標審査基準第六部分四（一）1,2
[141] 団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法（以下、「管理弁法」という。）第 6 条
[142] 管理弁法第 6 条
[143] 管理弁法第 5 条
[144] 管理弁法第 5 条
[145] 管理弁法第 6 条
[146] 管理弁法第 7 条

・証明商標の使用管理規則[147]

（ⅳ）　使用規則（使用管理規則）の記載項目

証明商標の使用規則（使用管理規則）の記載項目は、以下のとおり規定されている[148]。
・証明商標を使用する目的
・商品の特定の品質
・証明商標を使用するための条件
・証明商標を使用するための手続
・証明商標を使用する権利・義務
・使用規則に違反した場合の制裁
・商標権者の検査監督制度

（ⅴ）　審査

審査について、以下のとおり規定されている。
・出願人の主体資格[149]
・出願人の監督能力[150]
・使用管理規則の審査[151]
・（外国出願人の場合の）本国における法的保護[152]

（ⅵ）　使用規則（使用管理規則）の審査

審査基準に従った証明資料を提出すれば、認定されるといえる[153]。

（ⅶ）　使用規則（使用管理規則）の公開

証明商標が予備的査定された公告内容には、使用管理規則の前文又は要約を含めなければならない。証明商標の登録権者は使用管理規則に対するいかなる修正も商標局での審査と認可を得なければならず、かつ、公告日より効力を有する[154]。

147 管理弁法第 11 条
148 管理弁法第 11 条
149 商標審査基準第六部分四
150 商標審査基準第六部分四
151 商標審査基準第六部分四
152 管理弁法第 6 条
153 22 年度報告書：資料編Ⅳ-7 P550
154 管理弁法第 13 条

（viii）　関係省庁への照会

農産物の地理的表示については、農業部（地理的表示技術審査機構）の意見を求め、かつ、農業部が書面により意見を提出する[155]。

（ix）　権利の効力

権利の効力は、原則、通常の商標権と同じである[156]。
また、刑事責任を追及される場合がある[157]。

（ix-1）　許諾によりマークを使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか

提起できない[158]。

（ix-2）　権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案されるか

「商標使用の排他権を侵害する賠償の額は，被侵害者が侵害された期間中に侵害によって被った損害とする」[159]と規定されているが、この「被侵害者」に許諾によりマークを使用する者が含まれるかは、明確に規定されていない。

（ix-3）　通常使用権と許諾によりマークを使用する者の権利との差

証明商標の登録者が他人にその商標の使用を許諾する場合、登録権者は、1 年以内に商標局に登録し、商標局はこれを公告しなければならない[160]。
証明商標を使用する場合は、登録権者は使用者に「証明商標使用証」を発行しなければならない[161]。

---

[155] 22 年度報告書：資料編Ⅳ-7 P550
[156] 商標法第 51、52 及び 53 条
[157] 商標法第 59 条
[158] 特許事務所へ問い合わせたが「実例は見当たりません。なお、これに触れた関連法律規定、論文も見当たりません。」という回答であった。22 年度報告書：IV-7 P546。
資料編 II P233
[159] 商標法第 56 条
[160] 管理弁法第 15 条
[161] 管理弁法第 19 条

（ｘ）　第三者の正当な使用

（地理的表示を含む商標について）
・商標がそれを使用する商品の地理的表示を含むが，その商品が表示された地域の原産ではなく，公衆に誤認させるときは，登録を拒絶し，かつ，その使用を禁止する。ただし，既に善意によって登録した商標は引き続き有効である[162]。
・他人の団体商標、証明商標として登録されたワイン、スピリッツの地理的表示を使用し、当該地理的表示に表記された地域に由来しないワイン、スピリッツを表記する場合であって、商品の本当の出所を同時に表記し、又は翻訳文字を使用し、もしくはある「種」、「型」、「式」、「類」などの言葉で表示した場合でも、商標法第 16 条の規定を適用する[163]。

（ｘｉ）　商標権者自身の使用

証明商標の登録権者は、自己が提供する商品について当該証明商標を使用してはならない[164]。

（ｘ ⅱ）　商標権者の管理義務違反への制裁

・証明商標の登録権者は、当該商標の使用を有効に管理せずに当該商標が使用された商品が使用管理規則の要件に達せず、消費者に対し損害を与えた場合は、違法所得の三倍以下の過料に処す[165]。
・実施条例第 6 条（地理的表示の使用条件を満たす者の使用）、管理弁法第 14 条、第 15 条（使用者の登録・公告）、第 17 条、第 18 条（証明商標権者の使用に関する規定）、第 20 条（登録権者自身の使用不可）の規定に違反する場合、工商行政管理部門は期限を定めその是正を命じることができる。是正命令を拒絶した場合、違法所得の三倍以下の罰金を科料に処す[166]。

---

[162] 商標法第 16 条
[163] 管理弁法第 12 条
[164] 管理弁法第 20 条
[165] 管理弁法第 21 条
[166] 管理弁法第 22 条（なお、管理弁法第 14、17 条は、団体商標に関する規定。）
（参考）
・実施条例第 6 条：商標法第 16 条に規定した地理的表示を、商標法及び本条例の規定に基づき、証明商標又は団体商標として商標登録することができる。
地理的表示が証明商標として登録された場合には、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該証明商標の使用を請求することができ、当該証明商標を管理する団体はそれを承認しなければならない。
・管理弁法第 15 条：証明商標の登録権者は他人がその商標の使用を許可する場合、一年間以内に商標局に登録し、商標局はこれを公告しなければならない。
・管理弁法第 18 条：証明商標管理規則に規定された条件を満たし、当該証明商標使用管理規則に規定された手続を履行した者は当該証明商標を使用することができ、登録権者はこの手続を拒絶してはならない。

（ｘiii）　許諾によりマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しが免れるか

明確な規定はない。ただし、以下の規定から推測して、不使用取消しを免れることができると解される[167]。

・登録商標を使用する者が登録商標を継続して3年間使用していない場合、取り消される[168]。

・商標の使用の証拠資料とは、商標登録人が他人に登録商標の使用を許諾する場合の証拠資料を含む[169]。

（ｘiv）　出願料、更新料について[170]

・証明商標の区分

通常の商標と同じであり特別な扱いはない。

・証明商標の出願料

1出願1区分につき3,000元（参考：通常の商標　1出願1区分につき1,000元）

（また、日本と異なり1商標1出願1区分制である）

・更新料

1出願1区分につき2,000元　（証明商標と通常の商標との間に料金差はない）

（５）　韓国

（ｉ）　定義

商標法第2条では、証明標章と地理的表示証明標章を以下のとおり定義している[171]。

「証明標章」とは、商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性の証明を業とする者において、商品の生産・製造・加工若しくは販売を業にする者の商品、又はサービス業を営む者のサービス業が規定された品質、原産地、生産方法、その他特性を満

実施条例第6条第2項にいう「当該地理的表示を正当に使用」とは、当該地理的表示の地名を正当に使用することである。

・管理弁法第20条：証明商標の登録権者は、自分が提供する商品について当該証明商標を使用してはならない。

167 資料編 II P235

168 商標法第44条

169 実施条例第39条

170 資料編 II P236

171 以下条文は2011年12月2日公布された改正商標法のJETRO仮訳に基づく。正確を期すためには原文を参照のこと。

たすことを証明するのに使用するための標章をいう[172]。

「地理的表示証明標章」とは、商品の品質、原産地、生産方法、その他特性の証明を業にする者において、商品の生産・製造又は加工を業にする者の商品が規定された地理的特性を満たすことを証明するために使用する地理的表示がある証明標章をいう[173]。

（ⅱ） 主体要件

出願人たる主体要件については、以下のとおり規定している[174]。

・商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を業として証明し管理することができる者は、商品の生産・製造・加工若しくは販売を業とする者又はサービス業を営む者において、当該業に関する商品又はサービス業が規定された品質、原産地、生産方法、その他特性を満たすことを証明するのに使用するために、証明標章の登録を受けることができる。ただし、自己の業に関する商品又はサービス業に使用しようとする場合には、証明標章の登録を受けることができない。

・第1項の規定にもかかわらず、商標・サービス票・団体標章・業務標章登録出願人又は商標・サービス票・団体標章・業務標章登録を受けた者は、その出願商標・サービス票・団体標章・業務標章又は登録商標・サービス表・団体標章・業務標章と同一又は類似した標章を、その指定商品・サービス業と同一又は類似した商品・サービス業に対し、証明標章の登録を受けることができない。

・証明標章登録出願人又は証明標章の登録を受けた者は、その証明標章と同一又は類似した標章を、その指定商品・サービス業と同一又は類似した商品・サービス業に対し、商標・サービス票・団体標章・業務標章登録を受けることができない。

（ⅲ） 提出書類

証明標章登録出願時に以下の書類を提出する[175]。

・商標法第9条第1項各号の事項

・大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類（法人の場合には「定款」をいい、法人ではない場合には「規約」をいう）

・証明しようとする商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を証明して管理することができることを立証する書類[176]。

---

[172] 改正商標法第2条第1項第4号
[173] 改正商標法第2条第1項第4の2号
[174] 改正商標法第3条の3第1項から第3項
[175] 改正商標法第9条第5項
[176] 改正商標法第9条第5項

（ⅳ）　使用規則の記載項目

証明標章の使用規則には、以下の項目を記載する[177]。

・商標法第 9 条第 1 項各号の事項[178]

・大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類（法人の場合には「定款」をいい、法人ではない場合には「規約」をいう）であって、具体的には以下の事項[179]。

－証明しようとする商品またはサービス業の品質、原産地、生産方法、若しくはその他の特性（以下『品質等』とする）に関する事項

－証明標章の使用条件に関する事項

－証明標章の使用条件の規定を違反した者に対する制裁に関する事項

－その他に証明標章の使用に必要な事項

・証明しようとする商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を証明して管理することができることを立証する書類であって、具体的には以下の事項[180]。

－証明しようとする商品またはサービス業の品質等に対する試験・検事の基準、手続及び方法等に関する事項

－証明しようとする商品またはサービス業の品質等を証明して管理するために必要な専門設備、専門人材等に関する事項

－証明標章使用者に対する管理・監督等に関する事項

－その他に証明しようとする商品またはサービス業の品質等を証明して管理ができることを客観的に立証することができる事項

（ⅴ）　審査

以下の事項が審査される[181]。

・地理的表示証明標章等の定義との合致

・証明標章の使用に関する事項の記載要件を満たしていること

・出願人の主体要件（管理能力、自ら使用しないこと）を満たしていること

・証明標章を使用できる者に対して正当な理由なく定款や規約で使用を許諾しないことは

---

177 改正商標法第 9 条第 5 項

178 1. 出願人の氏名及び住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)
2. 出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名
3. 商標
4. 指定商品及びその類区分
5. 第 20 条第 3 項に規定された事項(優先権を主張しようとする場合に限り記載する。)
6. 〈削除 2001. 2. 3〉
7. その他知識財産部令で定める事項

179 改正商標法施行令第 1 条の 5

180 改正商標法施行令第 1 条の 5

181 改正商標法第 23 条第 1 項第 4～8 号

ないか

（vi）　使用規則の審査

以下の事項が審査で見つかると、拒絶理由が通知される[182]。
・定款若しくは規約に、大統領令で定める証明標章の使用に関する事項の全部又は一部を記載していない場合。
・証明標章出願において、その証明標章を使用することができる商品を生産・製造・加工若しくは販売することを業として営む者若しくはサービス業を営む者に対し、正当な事由がないにもかかわらず定款若しくは規約により使用を承諾していない場合、又は定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等実質的に使用を承諾していない場合

（vii）　使用規則の公開

出願公告として次の事項が商標公報に掲載される[183]。
・定款または規約の要約書

（viii）　関係省庁への照会

特許庁長は、証明標章登録出願の審査と関連して次の各号の事項に対し、関係行政機関、商品またはサービス業に関する知識と経験が豊かな者の意見を聞くことができ、必要な場合には、資料提出等の協助を要請することができる[184]。
・証明しようとする商品またはサービス業の品質等に関する事項
・証明標章登録出願人が該当の商品またはサービス業の品質等を証明して管理することができる能力を備えているかに関する事項
・その他に証明標章登録の要件に関する事項

（参考）
農産物、林産物、水産物等の地理的表示については、農業振興庁、山林庁、農林部に意見を求める[185]。
特許庁長は、農産物品質管理法または「農産物品質管理法」若しくは「水産物品質管理法」による地理的表示登録対象品目に対して地理的表示団体標章が出願された場合、地理

[182] 改正商標法第 23 条第 1 項第 6 号及び第 8 号
[183] 改正商標法第 89 条、改正商標法施行令第 3 条
[184] 改正商標法施行令第 1 条の 6
[185] 22 年度報告書：資料編Ⅳ-8 P572

的表示の該当可否に関して農林水産食品部長官の意見を聞かなければならない[186]。

（ix） 権利の効力

通常の商標権と同じである[187]。

地理的表示証明標章については、商標法第 51 条第 2 項の商標権の効力が及ばない範囲が適用される[188]。

なお、改正商標法第 2 条第 4 項により、地理的表示証明標章に関しては、この法で特別に規定する場合を除き、地理的表示団体標章に関する規定が適用される。

（ix-1） 許諾によりマークを使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか

明確な規定はない[189]。

（ix-2） 権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案されるか

明確な規定はない[190]。

（ix-3） 通常使用権と許諾によりマークを使用する者の権利との差

明確な規定はない。

---

[186] 改正商標法第 22 条の 2 第 3 項

[187] 改正商標法第 50 条、第 51 条第 1 項、22 年度報告書：資料編 IV-8 P574

[188] 商標法第 51 条第 2 項

地理的表示証明商標権は次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その効力が及ばない。

①自己の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章又は著名な雅号・芸名・筆名とこれらの著名な略称を普通に使用する方法で表示する商標。ただし、商標権の設定登録があった後に不正競争の目的でその商標を使用する場合には、この限りでない。

登録商標の指定商品と同一又は類似の商品の普通名称・産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む。)・価格又は生産方法・加工方法・使用方法及び時期を普通に使用する方法で表示する商標(産地に該当する場合を除く)。

登録商標の指定商品又はその指定商品の包装の機能を確保するのに不可欠な形状、色彩、色彩の組合せ、音又はにおいからなった商標。

②地理的表示登録団体標章の指定商品と同一又は同一と認識されている商品に対して慣用する商標

③地理的表示登録団体標章の指定商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する地理的表示で、当該地域でその商品を生産・製造又は加工することを業として営為する者が使用する地理的表示または同音異義語地理的表示

④先出願による登録商標が地理的表示登録団体標章と同一又は類似の地理的表示を含んでいる場合に、商標権者・専用使用権者又は通常使用権者が指定商品に使用する登録商標

[189] 22 年度報告書：資料編Ⅳ-8 P578

[190] 22 年度報告書：資料編Ⅳ-8 P578

（ｘ）　第三者の正当な使用

地理的表示証明標章については、商標法第 51 条第 2 項の商標権の効力が及ばない範囲が適用される[191]。

（ｘｉ）　商標権者自身の使用

商標権者が自己の業に関する商品又はサービス業に使用しようとする場合には、証明標章の登録を受けることができない[192]。

また、証明標章権者が自らの商品・役務に使用した場合は、登録取消しの請求ができる[193]。

（ｘⅱ）　商標権者の管理義務違反への制裁

登録証明標章が、以下のいずれかに該当するときは、何人もその取消しを請求することができる[194]。

---

[191] 商標法第 51 条第 2 項、22 年度報告書：資料編Ⅳ-8 P574

[192] 改正商標法第 3 条の 3

① 商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を業として証明し管理することができる者は、商品の生産・製造・加工若しくは販売を業とする者又はサービス業を営む者において、当該業に関する商品又はサービス業が規定された品質、原産地、生産方法、その他特性を満たすことを証明するのに使用するために、証明標章の登録を受けることができる。ただし、自己の業に関する商品又はサービス業に使用しようとする場合には、証明標章の登録を受けることができない。

② 第 1 項の規定にもかかわらず、商標・サービス票・団体標章・業務標章登録出願人又は商標・サービス票・団体標章・業務標章登録を受けた者は、その出願商標・サービス票・団体標章・業務標章又は登録商標・サービス表・団体標章・業務標章と同一又は類似した標章を、その指定商品・サービス業と同一又は類似した商品・サービス業に対し、証明標章の登録を受けることができない。

③ 証明標章登録出願人又は証明標章の登録を受けた者は、その証明標章と同一又は類似した標章を、その指定商品・サービス業と同一又は類似した商品・サービス業に対し、商標・サービス票・団体標章・業務標章登録を受けることができない。

[193] 改正商標法 73 条 1 項 13 号ロ

[194] 改正商標法第 73 条第 1 項第 13 号

登録商標が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その商標登録の取消審判を請求することができる。

（第 1 号～第 12 号略）

13．証明標章において次の各目のいずれか一つに該当する場合。

イ．証明標章権者が第 9 条第 5 項により提出された定款又は規約に違反して証明標章の使用を承諾した場合

ロ．証明標章権者が第 3 条の 3 第 1 項ただし書に違反して証明標章を自分の商品又はサービス業に対して使用した場合

ハ．証明標章の使用の承諾を受けた者が定款又は規約に違反して他人に使用させた場合、又は使用の承諾を受けた者が定款又は規約に違反して証明標章を使用することで、需要者に商品又はサービス業の品質、 原産地、生産方法、その外の特性に関して誤認を生じさせた場合。ただし、証明標章権者が使用の承諾を受けた者に対する監督に相当な注意を行った場合には、この限りではない。

ニ．証明標章権者から使用の承諾を受けていない第 3 者が証明標章を使用することで、需要者に商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法やその外の商品の特性に関して誤認を生じさせたにもかかわらず、証明標章権者が故意に相当な措置を取らない場合

ホ．　証明標章権者が当該証明標章を使用することができる商品を生産、製造、加工若しくは販売することを業する者又はサービス業を営む者に対し、正当な事由なしに定款若しくは規約により使用を承諾していない場合、又は定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、実質的に使用を承諾していない場合。

・証明標章権者が、提出された定款又は規約に違反して証明標章の使用を承諾した場合
・証明標章権者が、証明標章を自分の商品又はサービス業に対して使用した場合
・証明標章の使用の承諾を受けた者が定款又は規約に違反して他人に使用させた場合
・使用の承諾を受けた者が定款又は規約に違反して証明標章を使用することで、需要者に商品の品質等に関して誤認を生じさせた場合
・証明標章権者から使用の承諾を受けていない第三者が証明標章を使用することで、需要者に商品の品質等に関して誤認を生じさせたにもかかわらず、証明標章権者が故意に相当な措置を取らない場合
・証明標章権者が当該証明標章を使用することができる商品を生産等する者に対し、正当な事由なしに定款若しくは規約により使用を承諾していない場合
・証明標章権者が当該証明標章を使用することができる商品を生産等する者に対し、定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、実質的に使用を承諾していない場合

（ｘiii） 許諾によりマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しが免れるか

明確な規定はない。証明標章を許諾によりマークを使用する者が使用することを予定していることから、免れることができると解される。

（ｘiv） 出願料、更新料について

通常の商標と証明標章との差はなく、以下のとおりである[195]。
・出願料
1区分につき 56,000 ウォン
・登録料
1区分につき 211,000 ウォン
・更新登録料
1区分につき 310,000 ウォン

[195] 特許料などの徴収規則第5条第1項第1号、第2項第1号、第2項第3号

項	項目	米国	英国	豪州	中国	韓国
1	定義	「証明標章」という用語は、語、名称、記号若しくは図形又はその結合であって、次の条件に該当するものを意味する。 (1) その所有者以外の者によって使用されているか、又は (2) それを、その所有者が所有者以外の者に取引上使用させる誠実な意図を有しており、かつ、この章によって設定された主登録簿への登録を出願するものであって、 その目的が当該人の商品若しくはサービスに関する地域的若しくはその他の出所、材料、製造方法、品質、精度若しくはその他の特徴を、又はその商品若しくはサービスについての作業若しくは労働が組合若しくはその他の組織の構成員によって行われたことを証明することにあるもの	証明標章とは、当該標章が使用されている商品又はサービスについて、その原産地、原材料、製造方法若しくは提供方法、品質、精度又はその他の特徴が標章の所有者によって証明されていることを表示する標章をいう。	「証明商標」とは、次の商品又はサービス、すなわち、 (a) 業として取引又は提供され、かつ (b) ある者（「証明商標の所有者」）又はその者によって承認された他の者が、（商品の場合は）原産地、原料又は製造方法を含め、品質、精度又はその他の特徴について証明したものを、業として取引又は提供されるが、前記の証明を受けていない他の商品又はサービスから識別するために使用されるか又は使用予定の標識をいう。	証明商標とは、特定の商品又はサービスに対して監督能力を有する組織が管理しており、当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又はサービスについて使用し、当該商品又はサービスの原産地、原料、製造方法、品質又はその他の特定の品質を証明するための標章をいう。	・「証明標章」とは、商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性の証明を業とする者において、商品の生産・製造・加工若しくは販売を業にする者の商品、又はサービス業を営む者のサービス業が規定された品質、原産地、生産方法、その他特性を満たすことを証明するのに使用するための標章をいう。 ・「地理的表示証明標章」とは、商品の品質、原産地、生産方法、その他特性の証明を業にする者において、商品の生産・製造又は加工を業にする者の商品が規定された地理的特性を満たすことを証明するために使用する地理的表示がある証明標章をいう。
2	主体要件	・証明に責任を有する証明標章の所有者であること ・通常は政府機関又は政府の許可を受けて運営されている機関 ・組合も主体となり得る	法人格（legal personality）を有すること以外制約なし。通常は特定分野の標準を監視・維持する機関。	・証明商標の権利者であると主張している者は誰でも出願できる ・個人、中小企業、政府機関、公益団体も可能 ・法人格必要	・法により設立された組織であること ・特定の商品の品質を監督する能力を備えていること	商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を業として証明し管理することができる者
3	提出書類	・商標の証明する特性等の説明 ・使用規則の写し ・適法な管理者であることの主張 ・証明標章が出願人の認証の下で、最初に使用した日の特定 ・出願人自身は証明標章を使用していない旨の説明	証明標章の使用を管理する規約。	証明商標の使用を規制する規約の写し。	・出願人の主体資格証明 ・出願人の監督・検査能力を証明する資料 ・地域の人民政府等が登録出願権及び監督管理権を付与した文書 ・証明商標の使用管理規則	・大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類（定款、規約） ・証明しようとする商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を証明して管理することができることを立証する書類
4	使用規則の記載項目	使用規則の記載項目について、法令・TMEP（1306.06）では明確に規定していない。	・標章の使用を許可された者 ・標章により証明されるべき特徴 ・認証機関が当該特徴を試験する方法及び標章の使用を管理する方法 ・手数料 ・紛争を解決するための手続	・商品・サービスが満たさなければならない要件 ・商品・サービスが証明要件を満たしているかを決定するための手順 ・商品・サービスが証明要件を満たしているか否かを評価する承認証明者になるための特性 ・証明商標の所有者又は承認使用者による証明商標の使用に関する要件 ・紛争解決手順 ・ACCCが要求するその他の事項	・証明商標を使用する目的 ・商品の特定の品質 ・証明商標を使用するための条件 ・証明商標を使用するための手続き ・証明商標を使用する権利・義務 ・使用規則に違反した場合の制裁 ・商標権者の検査監督制度	・大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類（定款、規約） ・証明しようとする商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法、その他特性を証明して管理することができることを立証する書類
5	審査	・原則的に通常の商標の登録要件と同じであるが、単に地理的表示からなる標章を証明標章として登録する場合には、記述的標章であることを理由とした拒絶の対象とならず、セカンダリーミーニングを有していることは要求されない。 ・提出書類の形式審査を行う。	・使用管理規約が所定の条件を満たしていること ・公序良俗に違反していないこと ・出願人が、標章が登録されるべき商品又はサービスを証明することができること ・所有者が営業を行っていないこと ・標章の特徴又は意味について公衆が誤認するおそれがないこと、特に、証明標章以外のものと誤認するおそれがないこと	①登録官は、所定の書類をACCCに送付する。 ②委員会（ACCC）が、承認証明者としての適格性と使用規則を審査する。 ③登録官は、証明に関する「識別力」を審査する。	・出願人の主体資格 ・出願人の監督能力 ・使用管理規則の審査 ・(外国出願人の場合の)本国における法的保護	・地理的表示証明標章等の定義との合致 ・証明標章の使用に関する事項の記載要件を満たしていること ・出願人の主体要件（管理能力、自ら使用しないこと）を満たしていること ・証明標章を使用できる者に対して正当な理由なく定款や規約で使用を許諾しないことはないか

項	項目	米国	英国	豪州	中国	韓国
6	使用規則の審査	審査官は、提出された使用規則の適否については審査しない。	使用規則について、形式要件の具備、公序良俗に関して審査を行う。	ACCCが使用規則を審査する。	審査基準に従った証明資料を提出すれば、認定されるといえる。	・定款若しくは規約に証明標章の使用に関する事項を記載しているか。 ・商品を生産等することを業として営む者に対し、正当な事由がないにもかかわらず定款若しくは規約により使用を拒否していないか。 ・定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、実質的に使用を承諾していないか。
7	使用規則の公開	使用規則の写しは、公報に要旨が掲載される。出願ファイル及びこれに含まれる書類はすべて、USPTOのウェブサイト上で公衆の閲覧に供される。	使用規則は公告される。	証明商標の使用を規制する規約は、公表される。	証明商標の公告内容には、使用管理規則の前文又は要約が含まれる。	定款または規約の要約書
8	関係省庁への照会	審査官が証明標章出願の審査にあたって関係省庁の意見を求めることはない。	審査官が証明標章の出願手続において、標章に係る商品・サービスを実施し又はこれを創造する者に対して、専門的知見を求めることはない。	登録官は、規則に従って、出願に関連する所定の書類を委員会（ACCC）に送付する。 委員会（ACCC）は、第174条に基づいて受領した出願及び書類を、規則に従って検討する。	農産物の地理的表示については、農業部（地理的表示技術審査機構）の意見を求め、かつ、農業部が書面により意見を提出する。	特許庁長は、関係行政機関、商品またはサービス業に関する知識と経験が豊かな者の意見を聞くことができ、必要な場合には、資料提出等の協助を要請することができる。
9	権利の効力 ※下記の**項10,11,12**も参照）	通常の商標権と同じ。 証明標章に係る損害賠償については、商標権侵害に係る損害賠償以外の特別な法規定は定められていない。	通常の商標と同じ。	原則、通常の商標権と同じ。	原則、通常の商標権と同じ。 刑事責任を追及される場合がある。	通常の商標権と同じ。 地理的表示証明標章については、51条2項の商標権の効力が及ばない範囲が適用される。（商標法第2条第4項により、地理的表示証明標章に関しては、この法で特別に規定する場合を除き、地理的表示団体標章に関する規定が適用される。）
10	許諾によりマークを使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか	明確な規定はない。 証明を受ける当事者は厳密には証明標章の所有者又は登録者ではないため、ランハム法第32条によれば、当該当事者又はライセンシーは登録商標権の侵害訴訟の原告適格を有しないこととなる。しかし、未登録のコモン・ロー・マークの場合には、証明を受ける使用者も、標章所有者と同じく、無断使用者に対して第43条(a)に基づき未登録商標侵害又は不正競争について原告適格が認められる場合がある。	商標法附則1（団体標章）において、一定の条件の下で、訴訟手続きができる旨の規定が明記しているのに対し、商標法附則2（証明標章）には、そのような規定がないため、「提起できない」の可能性がある。	明確な規定はない。 26条によれば一定の条件の下、使用権者(authorised user)は侵害訴訟を提起できる。一方、172条によれば、証明商標の使用者(approved user)が該商標を使用する権利を有する事を規定するが、26条に規定する侵害訴訟を提起できるか明確に規定していない。	提起できない	明確な規定なし。
11	権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案されるか	勘案されない。 証明標章の所有者は商品に標章を使用することはできないため、逸失利益の損害賠償を請求するために商品の収益を立証することは不可能である。	勘案される。	明確な規定なし。	商標使用の排他権を侵害する賠償の額は，被侵害者が侵害された期間中に侵害によって被った損害とする。（この「被侵害者」に許諾によりマークを使用する者が含まれるかは、明確に規定されていない。）	明確な規定なし。
12	通常使用権と許諾によるマークを使用する者の権利との差	以下の規定以外に明確に規定されていない。 証明標章が登録されたときは，商標に関してこの章に定められる保護を受ける権原を有する。	次の規定は、商標の使用権者に対して適用されるのと同様に、登録証明標章の許可を受けた使用者に対して適用される。 第10条(5)、第19条(2)、第89条	許諾によるマークを使用する者が当該証明商標を使用する権利を有することのみ規定（第172条）。一方、通常使用権に関しては、第26条に規定。	・証明商標の登録者が他人にその商標の使用を許諾する場合、登録権者は、1年以内に商標局に登録し、商標局はこれを公告する。 ・証明商標を使用する場合は、登録権者は使用者に「証明商標使用証」を発行する。	明確な規定なし。

項	項目	米国	英国	豪州	中国	韓国
13	第三者の正当な使用	・descriptive fair use doctrine(商標としてではない、記述的な表示としての使用) この原則によれば、商品、サービス又は地理的原産地を表示する目的で、記述的名称、地域の記述的名称又は個人名称を商標以外で利用することは常に認められる。	所有者は、工業上又は商業上の公正な慣行に従った(特に地理的名称を使用する権原を有する者による)標識又は表示の使用を禁止する権原を有さない	・何人も善意で、商品・サービスの原産地又はその他の特徴を表示する標識を使用する場合は、登録商標を侵害しない。 ・何人も善意で、自己の名称又は自己の営業所の名称に標識を使用する場合は、登録商標を侵害しない。	・商品の地理的表示を含む商標が，その商品が表示された地域の原産ではなく，公衆に誤認させるときは，登録を拒絶し，その使用を禁止する。ただし，既に善意によって登録した商標は引き続き有効である。 ・他人の証明商標として登録されたワイン等の地理的表示を使用し、当該地理的表示に表記された地域に由来しないワイン等を表記する場合であって、商品の本当の出所を同時に表記した場合でも、商標法第16 条の規定を適用する。	・地理的表示証明標章権は、商標権の効力が及ばない範囲が適用される。
14	商標権者自身の使用	商標権者が自ら当該商品・サービスに従事する場合は、請求により、登録取消し。	証明標章は、所有者が証明に係る商品又はサービスの供給を含む営業を行っている場合は、登録されない。	登録所有者は、証明商標の使用を規制する規約に従っている場合に限り、その証明商標を使用することができる。	登録権者は、自己が提供する商品について当該証明商標を使用してはならない。	・自己の営業に関する商品・役務に使用しようとする場合には、証明標章の登録を受けることができない。 ・証明標章権者が自らの商品・役務に使用した場合は、登録取消しの請求ができる。
15	商標権者の管理義務違反への制裁	登録証明標章が、以下のいずれかに該当するときは、何人もその取消しを請求することができる。 ・権利者が当該商標の管理をしていない又は管理できない場合 ・商標権者が自ら当該商品・サービスの生産・販売に従事している場合 ・商標権者が証明以外の目的で使用を許可した場合 ・商標権者が証明基準を満たしている者の商品・サービスを証明することを差別的に拒絶する場合	証明標章の登録は、(通常商標の取消事由に加え、)以下の理由に基づき、取り消すことができる。 ・商標権者が営業を開始した場合。 ・商標権者による標章の使用の態様が、標章の特徴又は意味について公衆を誤認させるおそれがあるものになった場合 ・商標権者が使用管理規約を遵守しなくなった、又は遵守を確保することができなくなった場合 ・修正規約が所定の又は公の秩序又は容認された道徳原理に反するものとなった場合 ・商標権者が証明資格を失った場合	所定の裁判所は、証明商標に関する第８部第２節(裁判所による処置)に基づく権限に加え、被害者から申請があったときは、次の理由に基づき、証明商標の登録を取り消すこと又は証明商標に関する登録簿の記入を抹消若しくは補正することをによって登録簿を更正するよう命じることができる。 ・商標権者又は承認証明者が証明権限を失っている場合 ・使用規則が公衆に有害な場合 ・商標権者又は承認証明者が使用規則に従わない場合	・登録権者は、当該商標の使用を有効に管理せずに当該商標が使用された商品が使用管理規則の要件に達せず、消費者に対し損害を与えた場合は、違法所得の3倍以下の過料に処す。 ・実施条例第6条、管理弁法第14条、第15条、第17条、第18条、第20条の規定に違反する場合、工商行政管理部門は期限を定めその是正を命じることができる。是正命令を拒絶した場合、違法所得の三倍以下の罰金を科料に処す。	・証明標章権者が規約等に違反して証明標章の使用を承諾した場合 ・証明標章権者が証明標章を自分の商品等に使用した場合 ・証明標章の使用者が規約等に違反して他人に使用させた場合 ・使用者が規約等に違反した使用で、需要者に商品の品質等の誤認を生じさせた場合。 ・第三者の使用により需要者に商品の品質等の誤認を生じさせたにもかかわらず、証明標章権者が故意に相当な措置を取らない場合 ・証明標章権者が正当な事由なしに使用を承諾しない場合 ・規約等に満たし難い使用条件を規定する等実質的に使用を承諾しない場合。
16	許諾によるマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しを免れるか	明確な規定はなし。 許諾により証明標章を使用する者が使用することを予定していることから、免れることができると解される。	免れる。	免れる。	明確な規定はなし。ただし、以下の規定から推測して免れることができると解される。 ・登録商標を使用する者が登録商標を継続して3年間使用していない場合、取り消される。 ・商標の使用の証拠資料とは、商標登録人が他人に登録商標の使用を許諾する場合の証拠資料を含む。	明確な規定はなし。証明標章を許諾によりマークを使用する者が使用することを予定していることから、免れることができると解される。

項	項目	米国	英国	豪州	中国	韓国
17	商標登録の例 ・ULマーク（商品認証）	登録番号0782589（証明標章）区分A	登録番号1177428（証明標章） Class 01, 02, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 12, 14, 16, 17, 19, 21	登録番号1235819（証明商標） Class: 7, 9, 10, 11, 17, 19, 20	1219957(証明）2類、1219956(証明）6類、 7276039(証明）6類、1219954(証明）7類、 1219958(証明）8類、1219955(証明）9類、 7276038(証明）9類、1219959(証明)10類、 1219953(通常)11類、1219962(証明)14類、 1219951(証明)16類、7427682(証明)17類、 1219960(証明)19類、1219961(証明)20類、 1219952(証明)28類、3151097(通常)35類、	
18	・UL REGISTERD FIRMマーク（マネジメントシステム認証）	登録番号3898432（証明標章）区分B	登録番号2559099（通常商標）（証明標章としての出願はWithdrawn）Class 42	登録番号1343044（証明商標）Class: 42	登録番号7282047（証明商標）42類	
19	・ウールマーク	登録番号0790140（証明標章）区分A	919701(証明）03類、919700（証明）07類、 565377(通常）09類、859955（証明）18類、 1256704(通常）20類、859956（証明）22類、 859957(証明）23類、859958（証明）24類、 859959（証明）25類、859960（証明）27類、	185841（証明） 1類、631142（証明） 3類、 631143（証明） 7類、185840（証明）10類、 328924（証明）12類、185839（証明）18類、 185838（証明）22類、185837（証明）23類、 185836（証明）24類、185835（証明）25類、 185842（証明）27類、471915（証明）28類、	681974（通常） 3類、681951（通常） 7類、 4977176（通常)18類、4834174（通常）20類、 181306（通常）23類、181307（通常）24類、 4834180（通常）24類、181308（通常）25類、 181311（通常）27類、	
20	・PARMAマーク	登録番号2014627（証明標章） 区分A	登録番号E116201（団体商標） 29類 登録番号E2249514（通常商標） 35類、42類	登録番号458141（通常商標）29類、 登録番号815585（証明商標）29類、 登録番号1386005（団体商標）29類	3267115（団体商標）29類 G733212（通常商標）29類	
21	出願料、更新料（法定手数料のみ） ★は証明商標特有	・証明標章の区分は、商品は区分A，サービスは区分Bと、2つに整理されている。★ ・出願料 紙面による出願：1区分につき＄375 オンラインによる出願：1区分につき＄325 ・更新料 1区分に付き＄400	・出願料 Online filing: 最初の1区分170ユーロ Paper filing: 最初の1区分200ユーロ 1区分追加する毎に、50ユーロ追加 使用規則の提出 200ユーロ ★ ・更新料 1区分200ユーロ 1区分追加する毎に、50ユーロ追加	・出願料 Filing online using the Goods and Services pick-list $120 per class Filing online not using the Goods and Services pick-list $160 per class Filing a paper application $180 per class ・登録料 $250 per class ・更新料 $300 per class	・証明商標の出願料 1出願1区分につき 3000元★ ・更新料 1出願1区分につき2000元	・出願料 1区分につき 56000ウォン ・登録料 1区分につき211000ウォン ・更新登録料 1区分につき310000ウォン

８．　証明商標制度の導入に関する法的論点の整理

（１）　現行法の整理

（ｉ）　商標法における「証明商標」の位置づけ

①　商標法第２条第１項の規定における証明

＜商標法第２条第１項の規定＞
（定義等）
第二条　この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。
一　業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
二　業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

ここで「証明」とは、「商品を検査して品位、品質等を保証することをいう」[196]、「主として商品の品質又は役務の質を保証するような場合である。」[197]とされている。

上記の現行法の商標の定義には、「証明」との語が含まれており、旧法（大正10年法）においても「証明」との語が含まれていた[198]。しかしながら、「商標」の定義に「証明」との語が含まれることから、当然に証明商標も「商標」に含まれると解釈できるものではない。すなわち、商標の定義における「その商品（役務）について使用をするもの」との文言、及び「使用」の定義（商標法第２条第３項）からすれば、いわゆる「証明商標」の場合、証明の対象となった商品や役務との関係では、証明商標の使用許諾を受けた者が自己の生産、譲渡する商品や提供する役務について使用をするものであるという点では、「商標」であることに変わりはないが、証明機関は、証明をした商品について自ら商標の使用をするわけではないことに留意する必要がある。

[196] 注解商標法【新版】上巻84頁
[197] 特許庁編逐条解説〔第17版〕1160頁
[198] 旧法（大正10年法）第１条第１項は、「自己の生産、製造、加工、選択、証明、取扱又は販売の営業に係る商品なることを表彰する為商標を専用せむるとする者は商標の登録を受くることを得」と規定していた。

② 商標法第 3 条第 1 項柱書

＜商標法第 3 条第 1 項柱書の規定＞
（商標登録の要件）
第三条　自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

この規定に関しては、商標登録の対象となる商標は自ら使用をしているもの、あるいは使用をしようとするものに限るのか、他人に使用をさせるものでもよいのかという問題があるが、当初から自ら使用をするものでないものに排他独占的な権利を設定するのは妥当ではない反面、いったん権利が設定された以上はその処分は 1 つの私的財産権として私的自治に任せた方がよいとの見解から、現行法においても商標登録は「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」に限っていると説明されている[199]。

かかる理解からすれば、少なくとも商標登録を受ける際には、自己が使用をする、又は使用をしようとする商標でなければならないというのが現行法の立場であると理解される。この観点から、いわゆる「証明商標」は、自己が使用（商標法第 2 条第 3 項における「使用」）をする商標ではなく、自己が証明をした第三者の商品・役務について、当該第三者が商標の使用許諾を受けて使用するものであるから、第 3 条第 1 項柱書の登録要件を満たさないものと理解すべきであると考えられる。

③ 団体商標・地域団体商標

商標権者自身が使用をすることを要しない商標の例として、商標法には、第 7 条の団体商標及びその枠組みを利用した第 7 条の 2 の地域団体商標がある。団体商標及び地域団体商標については、一定の法人がその構成員に使用をさせる商標について、団体商標又は地域団体商標の商標登録を受けることができるとされており、第 3 条第 1 項柱書の適用については、「自己の」を「自己又は構成員の」と読み替えるが、「証明商標」についても同様に、第 3 条第 1 項柱書の「自己の」を「通常使用権者の」と読み替えるなどの措置を講じることが適切であると考えられる。さらに、「自己又は通常使用権者の」と読み替えるかどうかについては、商標権者自身による使用を許容するか否かによる（この論点については、後述する）。

[199] 前掲逐条解説 1169 頁

（ⅱ）　既存の証明商標的な通常の商標の取扱い

①　現行法上の取扱い

現行法上、実質的に証明商標として使用をされている商標は、通常の商標として登録されている。商標法第2条第1項の「商標」の定義には「証明」も含まれているため、このような商標は、少なくとも「商標」の要件は満たすと言えるが、上述した第3条第1項柱書の解釈からすれば、厳密に言えば、登録時において第3条第1項柱書の要件を満たしていなかったと考えるのが筋である。もっとも、第3条に違反していても商標登録から5年が経過していれば無効審判の対象とはならない（第47条第1項)。また、不使用取消審判（第 50 条第 1 項）に関しては、商標権者自身は使用をしていなくても、商標の使用許諾を受けた通常使用権者が使用をしていれば、取消の対象とはならないと解される。

②　通常の商標から「証明商標」への移行

「証明商標」制度を導入することとした場合、実質的には証明商標として使用されているが通常の商標として登録されている商標の取扱いが問題となる。

(a)　団体商標導入時の措置

この点、平成8年法改正による団体商標の導入の際には、以下のような対応がとられた。

団体商標については、登録を認め、かつ保護することがパリ条約上の義務となっており、改正前においても、使用許諾制度によって実質的には保護されてきたものである。このため、旧法（大正10年法）時に登録された団体商標（昭和34年の法改正の際に、商標法施行法により、旧法による団体標章権は新法による商標権とみなされ、団体標章登録出願は商標登録出願とみなされた。）はもとより、施行前にされた商標登録出願や商標登録に係る商標の中にも、実体的には団体商標である商標が含まれているものと考えられるものとした。

改正法附則第5条第1項は、このような実情を踏まえ、この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願に係る商標登録出願人又はこの法律の施行前にされた商標登録に係る商標権者が改正後の商標法第7条第1項に規定する法人であるときは、その商標登録出願人又は商標権者は、施行の日から1年以内（平成10年3月31日まで）に特許庁長官にその旨を申し出た場合に限り、その商標登録出願又は商標登録を団体商標の商標登録出願又は団体商標の商標登録に変更することができることとした。

(b)　「証明商標」の導入に際しての措置

「証明商標」に関しても、既にされた商標登録出願や商標登録には実体的には証明商標である商標が含まれているという点で団体商標と同様であるから、同じように、1 年程度の移行期間を置いて、証明商標の商標登録出願又は商標登録に変更することができる措置を講じることが考えられる。但し、団体商標の場合は、主体の点を除いて通常の商標と同じ登録要件が適用されるが、証明商標の場合には、使用管理規則の提出や証明商標であるとの要件等が問題となりうるため、変更に際して使用管理規則を提出させ、証明商標であるかどうかを審査する等の措置が必要である。

(c)　地域団体商標からの変更

団体商標として登録されている商標が実質的に証明商標である場合には、第 3 条第 1 項又は 2 項の要件を満たすもののみ登録されているため、特段の問題なく「証明商標」への変更が認められると考えられる。しかし、地域団体商標については、本来第 3 条第 1 項第 3 号等に該当して登録が認められない商標であり、第 3 条第 2 項の要件を満たす必要があり、実務上は全国的に識別力を発揮していることが要求されていたところ、その要件を緩和して、商標が例えば複数都道府県に亘る範囲において、事業協同組合等の構成員の業務にかかる商品・役務を識別しうる状態になっていれば、登録を認めるというものである。したがって、当然に「証明商標」への変更を認めることはできず、使用管理規則の提出や証明商標であるかどうかの審査に加えて、その商標が現に証明された商品・役務とそれ以外とを識別することができるものであるかどうかを審査し（かかる要件については後述する)、それが認められる場合に限り、「証明商標」への変更を認められるように措置すべきであると考える。

なお、地域団体商標とするか、それとも証明商標とするかは、地域団体商標の場合主体が構成員を有する一定の団体に限られるという点に加え、商標の構成が地域団体商標の地域の名称及び商品（役務）名か、それ以外か、商標の使用実態が出所を表示するものか、証明にかかることを表示するものか、商標権者自身による使用が予定されるか等の諸事情を考慮して、出願人により判断されることになるものと思われる。

③　指定商品・指定役務

ところで、証明商標の商標権者となりうるような主体が、通常の商標として受けている商標登録の指定商品・指定役務は、自己の証明業務に関する 42 類の役務（例えば「商品の品質又は役務の質の認定基準への適合性についての審査・認定又は証明」）と、証明対

象となる個別の商品や役務を包含するものであることが多い。

このうち 42 類の自己の証明業務に関する役務を対象とする登録については、自己の提供する役務について、自ら使用をする商標であるといえるから、通常の商標であって、そもそも「証明商標」ではないと思われる。したがって、通常の商標から「証明商標」に変更する際には、自己の提供する証明業務に関する 42 類の役務については、通常商標として残し、その他の他人に証明商標の使用をさせる商品・役務について、分割して「証明商標」に変更しうるような措置を講じることが必要となると考えられる。

（２）　証明商標の保有主体・使用者

（ｉ）　証明商標の保有主体

①　保有主体の範囲

証明商標の主体に関しては、権利帰属主体たりうるために、法人格は必要であるが、それ以外の限定は設けず、国や地方公共団体も含め、広く、「法人、国若しくは地方公共団体又はこれらに相当する外国の法人」とするのが妥当と考える。なお、特許法、商標法等の登録を権利発生要件とする産業財産権法では、法人格のない団体は権利能力がなく、権利者となりえないという理解に立っているため、いわゆる権利能力なき社団は商標権者となることができないが[200]、この点は、制度全体での権利能力なき社団の取扱いに関わる問題であり、「証明商標」についても同様の取扱いとせざるを得ないと思われる。

②　個人を含めるか

主体の範囲に関しては、個人を含めるかという問題がある。WIPO/SCT 会合の証明商標と団体商標の登録に関する技術的及び手続的側面・事務局作成文書[201]（以下「WIPO/SCT 事務局作成文書」）のパラグラフ 27 には、「個人が証明商標を所有することを排除することもできる。」とされている。諸外国では、中国では「法により設立された組織であること」を要件としているようであるが、米国、欧州共同体、英国、豪州については、必ずしも個人を排除するものではないと理解される。

一般的に個人が証明機関となるケースは少ないと考えられるが、一方で、証明機関が権利能力なき社団の場合であって、代表者又は管理者の個人名義で登録する必要がある場合

[200] 前掲逐条解説 23 頁。一方、著作権法２条６項では、「『法人』には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。」としている。

[201] “TECHNICAL AND PROCEDURAL ASPECTS RELATING TO THE REGISTRATION OF CERTIFICATION AND COLLECTIVE MARKS” SCT/22/3 2009.10.23 WIPO 事務局 http://www.wipo.int/edocs/mdocs/sct/en/sct_22/sct_22_3.pdf［最終アクセス日 2012.02.24］

なども考えられることから、実体を踏まえて判断すべきである。実際に、実態としては証明商標である通常商標について、証明を行う団体が法人格を有さないため、代表者となる個人の名義で出願・登録されているケースもあるようである。なお、出願手続において実務上は、そのような場合に、代表者個人が、法人格のない団体の代表である旨の肩書きを付すことは認められていない。仮に、代表者個人の名義による出願を認める場合には、どのようにして証明機関の代表としての名義人であることを明示するかという問題がある。認証機関が複数の企業からなる法人格のない団体である場合に、代表企業の名義で出願することを認める場合にも、同様の問題がある。

（ⅱ）証明商標の使用者

①　通常使用権

「証明商標」は、原則的には、証明を行う者が証明した商品・役務について、商標の使用許諾を受けた者が使用をする商標であると理解される。このような使用許諾を受ける場合については、基本的には現行の通常使用権の規定（第 31 条）で足りるのではないかと思われる。

この点、団体商標や地域団体商標に係る商標権を有する法人の構成員には、法定の通常使用権（第 31 条の 2）が認められるが、「証明商標」の場合にも、法定の通常使用権の規定を設けるべきであるかが問題となる。

上述したような、使用者が使用許諾を受ける場合を想定する場合には、個別の使用許諾契約による通常使用権を認めれば実務上足りると思われるため、法定の通常使用権の規定を設ける必要はないものと考える。他方で、証明商標の中には、使用者が使用規則に従った使用をする限りは、個別の使用許諾契約を締結していなくても使用が認められている場合もありうる。そのような場合については、黙示的な通常使用権の許諾を受けているという考え方も採りうると考えるが、更に法定の通常使用権の規定を設けるべきか否かについては、今後も検討する必要がある。

②　商標権者自身による使用の可否

(a)　諸外国の制度

商標権者自身による使用を認めるか。この点、諸外国の制度では、米国（14 条 5 項）、英国（附則 4 項）、中国（管理弁法 20 条）の各制度及び韓国の改正法案（3 条の 3 第 1 項、73 条 1 項 13 号）では、登録拒絶事由、登録取消事由ないしは禁止事項となっている。一

方、豪州では、商標権者は、証明商標の使用管理規則に従っている場合に限り、当該証明商標を使用できる（171 条)。豪州においても、元々は商標権者による使用を認めていなかったが、後にこれを撤廃したということである。その理由は、この要件があることによって、例えば肉類製品の地理的原産地を証する団体的な証明標章など、団体が自ら販売を行う商品・サービスについて証明商標の登録を受けることができなかったためである。また、すなわち、事業者が自己の製品について証明標章を登録することを禁止すれば、原産地名称の国際的な商標登録を有する者が、豪州ではこれに対応する証明商標登録を受けられない場合があることも考慮された[202]。

(b)　我が国に「証明商標」を導入する場合に商標権者自身による使用を認めるか

「証明商標」については、商標権者自身が使用をしない商標についても第 3 条第 1 項柱書の規定にかかわらず、登録を認めるものであること、また、「証明」は本来第三者性・客観性・公平性が要求されるものと考えられることからすれば、原則的には、商標権者自身が自己の生産、譲渡する商品について自ら「証明」を行い、「証明商標」を使用することは禁止すべきではないかと思われる。

もっとも、豪州のように、使用管理規則に従っていることを条件として商標権者自身による当該商品・役務についての使用を認めている例もある。したがって、商標権者による使用を認めるか否かは、日本における証明商標の使用実態や、外国において原産地名称の商標登録を受けている商標権者は商標を自ら使用しているかといった証明商標の保護ニーズに照らして、検討すべきである。日本における証明商標の使用実態としては、例えば、複数の同業企業が法人格のない協議会などを設立し、代表企業がその会社の名義で証明商標の出願をするような場合において、当該代表企業も商標を使用する必要がある場合なども考えられる。

なお、証明商標の商標権者が、自己の証明業務（第 42 類）に関して広告宣伝等に使用をする商標については、通常の商標として登録し、使用をすることができるものと解される。

③　「使用」の定義

「証明商標」についての「使用」の定義そのものについては、「標章」の「使用」に関する第 2 条第 3 項の規定をそのまま適用することで、特段問題はないと考える。

[202] 22 年度報告書：資料編Ⅳ-6-1 P443

（３）　証明商標の登録要件

（ｉ）　定義

①　諸外国における証明商標の定義

諸外国においては、証明商標は以下のように定義されている。

＜米国＞
語，名称，記号若しくは図形又はその結合であって，次の条件に該当するものを意味する。
(1) その所有者以外の者によって使用されているか，又は
(2) それを，その所有者が所有者以外の者に取引上使用させる誠実な意図を有しており，かつ，この章によって設定された主登録簿への登録を出願するものであって，
その目的が当該人の商品若しくはサービスに関する地域的若しくはその他の出所，材料，製造方法，品質，精度若しくはその他の特徴，又はその商品若しくはサービスについての作業若しくは労働が組合若しくはその他の組織の構成員によって行われたことを証明することにあるもの（45 条）

＜英国＞
証明標章が、使用される商品・サービスについてその原産地、原材料、製造方法若しくは提供の方法、品質、精度又はその他の特徴が標章の所有者によって証明されていることを表示する標章（50 条 1 項）

＜豪州＞
ある者又はその者によって承認された者が原産地、材料又は製造方法を含め、品質、精度又はその他の特徴について証明したものを上記証明を受けていない他の商品又はサービスから識別するために使用される標識（169 条）

＜中国＞
特定の商品又はサービスに対して監督能力を有する組織が管理しており、当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又はサービスについて使用し、当該商品又はサービスの原産地、原料、製造方法、品質又はその他の特定の品質を証明する標章（3 条 3 項）

＜韓国（改正案）＞
「証明標章」とは、商品や役務の品質、原産地、生産方法やその他の特性の証明を業とす

る者が商品の生産・製造・加工又は販売を業とする者の商品や役務を営む者の役務が定められた品質、原産地、生産方法やその他の特性を満たすことを証明するところに使用させるための標章をいう。(改正案2条1項4号)

② 我が国における証明商標の定義

上述した諸外国の「証明商標」の定義は、いずれも証明商標の本質を表したものとなっている。

一方、日本の商標法における「商標」の定義は、前記のとおりであるところ、証明商標の場合、通常使用権者が自己の生産、譲渡する証明を受けた商品に使用をする商標であるという点において、「商標」であるという解釈もできなくはないが、現行の「商標」の定義は、証明商標の本質とはかなり離れたものとなるため、別途「証明商標」又は「証明標章」についての定義を設けることが望ましいように思われる[203]。

また、「証明商標」(ないし「証明標章」)についての定義を設ける場合には、併せて通常の「商標」の定義についても見直しを行い、識別性の要素を入れることを検討すべきであろう。通常の「商標」の定義の見直しに際しては、「証明商標」との関係で疑義を避けるため、現在の「証明」との文言を削除することも考えられる。その場合であっても、商品の「生産」若しくは「譲渡」や役務の「提供」には、生産者ないし販売者としての商品の品質の証明や、役務の提供者としての役務の質の証明が含まれていると解され、特段支障はないのではないだろうか(この点、平成3年改正法において「加工」を削除した際には、商品に係る商標として扱うべきものについての「加工」は商品を「譲渡」する行為を伴うことから、「譲渡」に含めて読むこととしており[204]、同様の考え方が参考となる)。

(ⅱ) 使用管理規則の提出

① 諸外国における制度

使用管理規則の提出は、米国、欧州共同体、英国、豪州、中国、韓国(改正法)のいずれにおいても求められており、証明商標制度を有する多くの国で要件とされている[205]。

---

[203] 「証明商標」とするか「証明標章」とするかは、「商標」の定義との関係による。

[204] 前掲逐条解説1163頁

[205] "TECHNICAL AND PROCEDURAL ASPECTS RELATING TO THE REGISTRATION OF CERTIFICATION AND COLLECTIVE MARKS" SCT/22/3 2009.10.23 WIPO事務局 パラグラフ34 P8,
http://www.wipo.int/edocs/mdocs/sct/en/sct_22/sct_22_3.pdf [最終アクセス日2012.02.24]

② 使用管理規則の提出

商標登録出願にかかる標章が「証明商標」であるか、出願人が業として証明を行う者であるかの判断に際しては、商標の使用管理規則その他の証拠を確認することが必要不可欠であること、また諸外国においても使用管理に関する規則提出が要件となっていることから、出願時の証明商標の使用管理規則の提出を要件とすべきであると考える。

その際には、例えば、審査の便宜のために、使用管理規則を明示して提出を義務づけるとともに、その他の「証明商標」であることを証明するため必要な書類の提出を義務づけることが考えられる。

その他の「証明商標」であることを証明するため必要な書類としては、出願人が証明機関であることを証明する書類（例えば、商業登記上の事業目的が証明される書類（現在事項証明書)、定款、会社案内、パンフレット、証明の実績が記載された書面等）が挙げられる。ここでは、「証明商標」の定義中に、証明機関が証明したことを示す標章であるとの要件が含まれることを念頭に置いているが、出願人が証明機関であることを別個の主体要件とする場合には、かかる主体要件の充足を示す書類の提出を義務づけることも考えられる。

③ 使用管理規則の審査

商標の使用管理規則については、必要事項が規定されているか、どのような基準を満たせば「証明」を行うのかが明確となっているか否か、かかる基準が公序良俗に反しないか（例えば、不当に差別的なものでないか）等を審査すべきであると考える。ただし、証明基準、商標の使用規則、管理規則の内容そのものの妥当性、相当性については、原則として商標権者の自主的な運用にゆだねるべきであり、仮に需要者に商品の品質や役務の質を誤認させることになれば取消審判の可能性があること、また商標法以外の独禁法、不正競争防止法、景表法その他の法令や関連するガイドライン等による規制にも服することで間接的に担保すべきである 。

特許庁における審査の困難性が指摘されうると考えられるが、上述したような明確性や公序良俗違反、不当に差別的か否かの判断は、特許庁の審査官であれば、研修等を受け、研さんを積むことによって、十分に行いうるのではないかと思われるが、補完的に所管庁（農水省や経産省等）に対し意見を聞くことができる制度を設けることも考えられる。

また、異議申立や取消審判・無効審判等による事後的な第三者のチェックに期待するという考え方もありうる。

④　使用管理規則の公表

使用管理規則については、誰もがその内容を確認できるよう公開されているべきである。諸外国の制度においても、使用管理規則は公開・公告がされている[206]。

公表の方法については、商標権者である証明機関のウェブサイト等での自主的な公表と、特許庁の商標登録に関するデータベースを通じた公表とが考えられる。公表を担保するうえでは後者のほうが望ましいが、使用管理規則は、時折改訂されるものであるため、使用管理規則の改訂の度にデータベースを更新することが可能かという実務上の問題がある。

特許庁のデータベースを通じた公表とする場合には、規則の改訂があった場合の取扱いが問題となる。最新の規則を提出させる方法としては、規則の改訂後正当な理由なく速やかに改訂後の規則を提出しないことを証明商標登録の取消事由とすることによって間接的に担保するという方法も考えられるだろう。

改訂については、商標権者の自主的な公表にゆだねるという考え方もありうる。その場合には、システム更新等の正当な理由なく使用管理規則を公表しない場合や、改訂後正当な理由なく速やかに改訂後の規則を公表しないことを取消事由とすることも考えられる。

（ⅲ）　第3条の登録要件

①　証明商標と識別性の要件

現在、通常商標として登録されているが、実体的には証明商標として使用をされている商標は、いずれも第3条の識別性の要件を満たすものである。しかし、証明商標制度の導入に際し、地理的表示の保護の観点から、地理的名称、地理的名称のみ、又は地理的名称とその他の識別力のない標章との組合せからなる証明商標を保護する場合、これらの商標は、商標法第3条第1項第3号の「商品の産地」や「役務の提供の場所」を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標に該当することが多いと考えられる。したがって、地理的表示の保護の観点からすれば、商標法第3条の適用につき何らかの措置が必要である。

②　諸外国の証明商標の場合

証明商標の場合、例えば米国においては、原則的には通常の商標の登録要件と同じであるが、単に地理的表示からなる標章を証明商標として登録する場合には、記述的標章であることを理由とした拒絶の対象とならず、セカンダリーミーニングを有していることは要

[206] 前掲 SCT/22/3 WIPO 事務局 パラグラフ 34 P8

求されない（TMEP 1306.02)。すなわち、地理的表示からなる標章については、記述的なものであるため、セカンダリーミーニングを有しない限り通常商標（trade mark）としての登録は受けることはできないが、セカンダリーミーニングを有しなくても証明商標（certification mark）としての登録を受けることはできる。なお、米国は使用主義を採用しているため、少なくとも証明商標が使用されていることは必要である。

また、豪州では、審査の観点からは通常商標と証明商標で識別力の評価にほとんど違いはないが、証明商標の場合、証明機関が非常に専門的な商品または役務に関する唯一の証明機関である場合には、かかる事情が豪州商標法第 177 条にいう「他の事情」として認められ、その結果として登録が認められる場合もある[207]。地理的表示からなる証明商標についても同様である。

英国では、証明商標は通常商標と同様の登録要件に関する審査を受け、地理的名称のみからなる商標の場合でも、識別機能を果たす場合にのみ登録が認められる。豪州や英国では、実務上、証明がされることにより証明されたものとその他のものを識別できる場合には、証明商標が識別力を有すると評価されていると理解される。

③　証明商標の制度設計

(a)　第 3 条第 1 項各号及び第 2 項について

第 1 号の普通名称や第 2 号の慣用商標については、たとえ証明商標であるとしても第三者による自由な使用を認める必要性が高いため、適用を維持すべきと考える。第 3 条第 2 項や地域団体商標（第 7 条の 2 第 1 項）においても、第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に該当する商標は、登録を受けることができないとされている。

第 3 号については、上述のとおり、地理的名称からなる商標は、「商品の産地」等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標に該当する可能性が高い。したがって、地理的表示の保護の観点からは、第 3 号に該当する商標であっても一定の場合には登録を受けることができるように、なんらかの措置を講じる必要がある。

第 4 号及び第 5 号については、「前項第 3 号から第 5 号までに該当する商標であっても」と規定する第 3 条第 2 項や、「第 3 条の規定（同条第 1 項第 1 号又は第 2 号にかかる場合を除く。）にかかわらず」（すなわち、第 3 号から第 6 号までにかかわらず）と規定する地域団体商標の規定（第 7 条の 2 第 1 項）との整合性を考えれば、第 3 号と同様に、これらの規定に該当する場合であっても一定の識別力を獲得した場合には登録を受けることができるように措置すべきではないかと思われる。

[207] 平成 16 年 3 月社団法人日本国際知的財産保護協会「各国における団体・証明・保証商標制度の調査研究報告書」85 頁

第 6 号は、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」であると規定しているところ、地理的名称のみ、又は地理的名称とその他の識別力のない標章との組合せからなる証明商標の場合、第 6 号に該当しうると考えられることから、第 3 号ないし第 5 号と同様にこれらに該当する場合にも、一定の識別力が認められるには登録を受けることができるよう措置する必要があると考えられる。

第 3 条第 2 項は、第 6 号と対をなすように規定されており、第 3 号ないし第 5 号に該当する商標であっても「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」、すなわち使用により商標が自他商品（役務）の識別力を獲得するに至った場合には、登録を認めるものである。証明商標についても、証明という業務により証明対象の商品（役務）とそれ以外とを識別できている場合があるということで、第 3 条第 2 項をそのまま適用しうるということも考えられなくはないが、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」という規定の文言からすると、この規定は商標の本質的な機能である出所表示機能に着目して起草されているのではないかと思われる。この点、前掲逐条解説においては、「(1 項) 3 号から 5 号までのものは特定の者が長年その業務に係る商品又は役務について使用した結果、その商標がその商品又は役務と密接に結びついて出所表示機能をもつに至ることが経験的に認められるので、そのような場合には特別顕著性が発生したと考えて商標登録をしうることにしたのである。」と説明されている[208]。

これに対し、証明商標の場合、証明対象の商品・役務とそれ以外を識別する機能は有するものの、いわゆる出所表示とは性質が異なると考えられることからすれば、第 3 条第 2 項をそのまま適用するのは適切ではないと思われる。

以上からすれば、証明商標については、第 3 条第 2 項に代わる別の規定を設けて、使用をされたことにより現に証明された商品（役務）とそれ以外の商品（役務）とを識別することができる状態に至っている場合には、第 3 条第 1 項第 3 号ないし第 6 号の規定にかかわらず商標登録を受けうるように措置することが必要であると考える。

(b)　証明商標の使用による識別性の取得の要件

商標の本質的機能が自他商品の識別機能であることからすれば、我が国の商標法に証明商標を導入するに際しても、地理的名称からなる商標であるか否かにかかわらず、証明商標の構成上は、第 3 条第 1 項第 3 号ないし第 6 号に該当する場合であっても、証明にかかる商品・役務について証明商標が使用をされたことにより、現に証明された商品・役務とそれ以外とを識別することができるようになった場合には、登録を認めることとすべきである。

[208] 同 1173 頁

この点、証明商標の場合、証明機関（主体）が証明を行い、一定の基準の下に商標の使用を許諾することによって、現に証明対象となる商品・役務を、証明がされていない商品・役務との関係で識別できている場合があると考えることができる。すなわち、商標法第3条第2項や地域団体商標の第7条の2第1項では、商標の構成上第3条第1項各号に該当する場合であっても、現に識別力が認められる時には登録を受けることができるが、証明商標についてもこれと同じような考え方で、実際に証明機関が証明を行うことによって証明対象とそれ以外のものを現に識別することができている場合には、登録を受けることができるとすることができるのではないだろうか。

(c)　識別性の要件と需要者の認識の有無

ところで、通常商標の使用による識別性に関する第3条第2項の適用に際しては、独占適応性の観点から、特定の者の商品又は役務であることを示す表示として、その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されていなければならないと考えられている。識別性については、自他商品等を識別することができる状態と、その需要者への浸透度や地域的な広がりが観念されるが、後者について第3条第2項は浸透度が高く全国的であることを要し、地域団体商標にかかる第7条の2第1項は浸透度の高さと地域的な広がりの要件を緩和している 。

上述のとおり、証明商標の場合、証明主体が証明を行い、一定の基準の下に商標の使用を許諾することによって、証明対象となる商品・役務を、証明がされていない商品・役務との関係で識別できる場合があると考えられるが、第三者性のある証明主体による「証明」という行為が介在するため、需要者の認識の度合いやその地域的な広がりに必ずしも依拠しなくても、証明がされることによって証明商標を付された商品・役務とそれ以外を現に識別することができる状態となっている場合、すなわち客観的に識別できている場合には、使用による識別力の獲得を認めることができるように思われる。例えば、その証明商標にかかる商品の唯一の証明機関であって、証明を受けた者の他には同一の商標を使用している者がいないような場合には、たとえ全国的な範囲の需要者が当該証明商標を認識するまでには至っていなくても、証明商標が使用をされる証明対象となる商品・役務を、証明がされていない商品・役務との関係で客観的に識別できていると考えることができるように思われる。

また、第3条第1項各号（特に第3号）は、多くの事業者が使用を欲する標章であって第三者による自由な使用を確保する必要があり、独占に適さないという趣旨もあると考える。この点については、証明機関が、公表されている商標の使用管理規則に記載された一定の基準の下に証明を行い、適切に商標の管理を行うこと、商品・役務がかかる一定の基準を満たす限りは証明及び商標の使用許諾を不当に排除せず、差別的な取扱いをしないこ

とを、直接的に、又は商標の取消事由として間接的に、義務として課すことが、独占適応性を裏付けると考える。ただし、後述するように、第 26 条の適用は残すことによって、第三者による証明商標としてではない表示の使用の自由は確保する必要があると考える。

上記について、地理的名称からなる証明商標とそれ以外の証明商標とで登録要件に特段の違いを設ける必要はないように思われる。証明によって証明対象とそれ以外を識別できているかどうかの審査をある程度厳密に行うといった実務上の運用により、証明商標の乱立といった弊害は防ぐことができるのではないだろうか。

（ⅳ）　第 4 条の登録要件

①　諸外国の制度

米国、英国、豪州の証明商標においては、絶対的拒絶理由の審査は、通常の商標と同様である。

②　証明商標の制度設計

我が国に証明商標制度を設ける場合にも、第 4 条の登録要件については、特段の措置を設ける必要はないと考える。

第 4 条第 1 項第 11 号等の適用に関して、先行商標との類否（例えば、先行する地域団体商標と地理的名称を含む証明商標の類否）が問題となるが、通常の商標は出所識別機能が主たる機能であるにしても、品質保証機能も有するし、証明商標は品質保証機能が主な機能であるにしても、証明対象をそれ以外から識別するという点では、識別機能も有しているから、両者は必ずしも明確に区別できるものではない。そうしたことからすると、先行商標との類否判断についても、基本的には、原則どおりの適用とすべきではないかと考える。

もっとも、実際の類否判断に際しては、証明商標が出所を表示するための商標ではなく、証明の事実を表示する商標であるということを、一つの「取引の実情」として考慮しうる場合があるのではないかと思われる。特に、商標の構成中に証明商標であることを示す表示（例えば、「証明」、「認証」、「〇〇之証」との文字）が含まれる場合には、商標に接した者が証明商標であると容易に認識できることから、取引の実情を考慮すれば、先行する出所表示としての通常商標と混同を生じるおそれがなく非類似であるといえる場合があるのではないだろうか。

また、地域団体商標と同様に、地理的名称からなる証明商標の場合には、指定商品について、「〇〇産の△△」等の限定を付さない場合には、第 4 条第 1 項第 16 号に抵触するこ

とが考えられる。

（４）　証明商標に係る商標権の効力

（ⅰ）　証明商標に係る商標権の効力

証明商標にかかる商標権の効力については、通常の商標の商標権の効力と同じでよいと考える。したがって、証明商標に係る商標権の侵害に対しては、商標権者である証明機関には、差止請求権（商標法第 36 条）や損害賠償請求権（民法第 709 条、商標法第 39 条）が生じることとなる。損害賠償請求に関しては、商標権者自身は商標を使用しないことからすれば、基本的には、第 38 条第 3 項の使用料相当額の損害の賠償が問題となると理解される。

証明商標にかかる商標権の侵害に関しては、証明商標と類似する通常の商標の類似商品（役務）への使用は、証明商標に係る商標権の侵害となるのか、それとも需要者において「証明商標」であるとの誤認混同を生じるような態様で使用された場合にのみ侵害となるのかという問題がある。もっとも、かかる問題は、裁判において個別具体的な事案に応じて判断されるべき問題であり、立法的な手当ては必要ないと考える。

（ⅱ）　通常使用権者の権利

①　差止請求権

証明商標に係る商標権を侵害した者に対して、証明機関から商品・役務について証明を受けた通常使用権者による差止請求権を認めるべきか。これについては、商標法はもとより他の産業財産権法においても、商標の使用や特許発明の実施をする権利を専有する権利者にのみ差止請求権を認めていることからも、認めるべきではないし、そもそも他人による侵害に対する権利行使は、商標権者である証明機関において行うべき事項であることからすれば、その必要もないと考える。

②　損害賠償請求権

独占的通常使用権者であれば、侵害者に対して損害賠償請求を行うことが認められ得るが、証明商標の場合、証明機関が 1 者のみに対して証明を行い、独占的通常使用権を付与することは考えにくい。仮に、証明機関が、商標の使用許諾に係る業務を自己の関連会社に行わせるような場合であれば、独占的通常使用権の設定も考えられる。

通常使用権者の場合は、基本的に、商標権侵害を理由とする損害賠償請求はできないものと考える。

なお、証明商標と同一・類似の商標を同一・類似の商品・役務に使用することにより、証明がないのに証明を受けたかのような表示をした場合には、別途、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 13 号の原産地、品質等誤認じゃっ起行為に該当する可能性があり、正規に証明を受けた通常使用権者が不正競争防止法第 3 条に基づく差止請求権や第 4 条に基づく損害賠償請求権を行使しうる余地があるのではないかと考える。この点、「氷見うどん」事件（名古屋高判平 19.10.24）では、富山県氷見市において製造されていないうどんについて「氷見うどん」等の表示を付して販売した業者に対して、同号の原産地誤認じゃっ起行為をしたと判断され、同法第 5 条第 2 項が適用されて、不正競争行為をした被告の受けた利益の額に、被告を除いた場合の原告の市場占有率を乗じて、約 2 億 4000 万円の損害が認められている。

＜不正競争防止法第 2 条第 1 項第 13 号＞

商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

（５）　無効・取消理由について

（ｉ）　諸外国における取消事由

証明商標制度を有する多くの国では、事後的な取消事由を定めている。取消事由の内容としては、商標権者が証明商標の使用許可や管理を適切に行わない場合や使用管理規則に反している場合、自ら証明商標を使用している場合、証明を差別的に拒否する場合、使用管理規則が公序良俗に反する場合等がある。

＜米国＞

登録証明標章が以下のいずれかに該当するときは、何人もその取消しを請求することができる（米国商標法第 14 条第 5 項)。

(A) 商標権者が、当該証明標章の使用を管理していない又は正当に管理することができない場合

(B) 商標権者が、当該証明標章が適用される商品の又はサービスの生産又は販売に従事し

ている場合
(C) 商標権者が証明行為以外の目的で当該証明標章の使用を許可した場合
(D) 商標権者が、当該証明標章が証明する基準又は条件を維持している者の商品又は役務を証明することを差別的に拒絶する場合

＜豪州＞
裁判所は、被害者から申請があったときは、以下に掲げる理由に基づき、証明商標の登録を取り消すこと又は登録簿の記入を抹消若しくは補正することによって登録後簿を構成するよう命じることができる（豪州商標法第 181 条)。
(a) 商標権者又は承認証明者が、当該証明商標の登録に係る商品・サービスに関して証明する権限を失っていること
(b) 証明商標の使用を規制する使用管理規則が公衆にとって有害であること
(c) 商標権者又は承認使用者が、証明商標の使用を規制する使用管理規則の規定に従わなかったこと

＜英国＞
証明標章の登録は、英国商標法第 46 条に定める通常の商標における取消理由のほかに、附則 2 第 15 項に規定されているように、次の理由に基づいても取り消すことができる。
(a) 所有者が第 4 項（所有者の営業の性質）にいう事業を開始したこと
(b) 所有者が使用している標章の態様が、第 5 項(1)にいう態様において公衆を誤認させる虞があるものとなっていること
(c) 所有者が当該標章の使用を管理する定款を遵守せず、又は遵守を確保しなくなったこと
(d) 定款が修正された結果、その定款が、
(i) 第 6 項の規定及び規則により課されるその他の要件を満たさなくなったこと
(ii) 公の政策又は容認された道徳原理に反するものとなったこと
(e) 所有者が、もはや標章の登録に係る商品又は役務を証明する資格を有さなくなったこと

＜中国＞
証明商標の商標権者は、当該商標の使用に対し有効な管理又は制御を行わず、当該商標を使用する商品がその使用管理規則の要件に達せず、消費者に対し損害を与えた場合は、工商行政管理部門が期限を定めて改善を命じる。改善を拒絶した場合は、違法所得の三倍以下の過料に処する（登録・管理弁法第 21 条）

（ⅱ）　証明商標の制度設計

我が国に証明商標を導入する場合、要件を元々満たさない場合や事後的に満たさなくなった場合には、何人も商標の無効審判請求ないし取消審判請求を提起できるようにすることが望ましい。

すなわち、証明商標について、第3条第1項各号に該当する商標であっても、現に証明された商品等をそれ以外と識別している場合に商標登録による独占が認められる根拠は、証明について権限を有する証明機関が一定の基準の下に証明を行い、適切に商標の管理を行うこと、商品・役務が一定の基準を満たす限りは証明及び商標の使用許諾を不当に排除しないことに求められる。したがって、かかる要件を満たさない場合には、取り消されるべきである。

また、商標の使用管理規則についての出願時の審査の限界は、第三者による事後的チェック機能を働かせることによって、担保すべきであると考える。

証明機関が、使用管理規則に基づく基準を満たす限りは不当ないし差別的な取扱いをしないことについては、地域団体商標の場合は、設立根拠法上に加入の自由が設立根拠法上担保されていることを要件とし、義務の履行は義務違反に対する罰則の適用や監督官庁による指導・監督によって間接的に担保されることを念頭に置いているが[209]、証明商標について主体要件に限定を設けない以上は、例えば米国のように、差別的な取扱いをする場合を商標の取消事由として規定することも考えられる。

使用管理規則や証明の基準自体の相当性については、前述したように所管庁への意見照会制度を設けることも考えられるが、それでもなお出願段階で踏み込んだ審査を行うことは実務上の困難性も考えられることから、基準の内容が公序良俗に反する場合や不当・差別的である場合を取消事由とすることも考えられる。

商標の使用管理規則に従った管理を行っていない場合や、規則違反をいたずらに放置しているなどの管理を怠っている場合についても、取消理由とすることが考えられる。こうした事態が現行の第 53 条でどこまでカバーされるかをよく検討し、場合によっては、証明商標の取消理由を追加することも考え得る。

商標権者自身が「証明」を行う適切な主体ではなくなった場合や、商標が証明商標として使われていない場合（例えば、自己の商品・役務の出所を表す商標として使用している場合）などは、事後的に登録要件が失われた場合として、事後的な無効理由又は取消理由として規定することも考えられる。

[209] 平成17年改正解説9頁

（ⅲ）　除斥期間の適用

5 年間の無効審判の除斥期間の適用については、無効事由の内容に応じて、更なる検討が必要であるが、第 3 条第 1 項各号に該当するものの、証明によって現に識別できているとして登録された場合には、適用を制限することも考えられる。

（6）　その他

使用権の設定や移転等のその他の事項については、地理的表示・地名等にかかる商標の保護に関する調査研究報告書[210]を参照のこと。

[210] 22 年度報告書：Ⅱ．5．P69～

Ⅲ.　まとめと考察

本調査研究においては、商標法による認証・証明マークの保護の在り方に関して、主に認証・証明マークの実務的な側面の検討を踏まえた上で、証明商標として保護する場合の法的論点についての検討を行った。

証明商標について、現時点において国際的に確立した定義はないが、世界知的所有権機関（WIPO）が作成した文書（SCT/21/3）によれば、「証明商標は、取引上取り扱われ又は提供される商品又は役務（サービス）であって、証明商標の所有者によって商品の原産地、材料若しくは製造方法又は役務（サービス）の提供、品質、正確さその他の特徴との関係について証明されたものを、そのような証明がされていない他の商品又は役務（サービス）と区別するために使用される又は使用が意図された標識」とされている。このような認証・証明マークは、今後、我が国の商品・役務の優れた技術、品質等を需要者に認識させる重要なツールとなり得るものである。しかしながら、我が国の商標法においては諸外国と同様の「証明商標制度」はないのが現状である。

本調査研究においては、今後、我が国において証明商標制度の検討を進めるための基礎資料の作成を目的として、様々な情報収集及び検討を行った。具体的には、我が国には、どのような認証・証明マークが存在し、どのように認証が行われ、どのように使用されているか等の実情把握と、仮に証明商標制度を導入する場合の法的論点についての把握、分析、検討である。

調査研究の方法としては、商標制度に関わる各分野の有識者に加え、認証・証明マークの認証・証明業務に携わる有識者からなる委員会を設け、当該委員会を中心に検討を行った。

はじめに、委員会での検討に資するために、国内のニーズ調査及び国内外文献調査を行い、認証・証明マークの実態調査及びその保護を目的として証明商標制度の導入に関するニーズを把握するため、認証機関、企業及び特許事務所（弁理士）に対してアンケート調査を行ったところ、証明商標制度の導入に関する質問に対し、賛成の割合が 60%という高いニーズがあることが認められた。また、同様の趣旨で認証機関、企業、学識経験者に対して国内ヒアリング調査を行った。

さらに、昨年度、「地理的表示の証明商標制度による保護の可能性」について一般財団法人知的財産研究所に委託して調査研究を行っているところ、本年度は、その結果を基に、特に、米国、英国、豪州、中国及び韓国における、証明商標の定義、提出書類、審査、権利行使等に関して条文・審査基準レベルでの調査を行った。その結果、海外主要国の証明商標制度は国ごとに若干の相違はあるが、ほぼ同様の制度において運用されている事実を把握することができた。このように、本年度の調査研究は、昨年度の調査研究結果を発展

的に利用したものであるといえる。

そして、「認証マークと適合性評価」について住本守委員、「認証機関としての認証・証明業務の実態」について鈴木一弘委員及び「認定機関としての認証・証明業務の実態」について久保真委員に、それぞれ発表、執筆を担当いただき、認証・証明マークの実務的な側面（実情把握）として、認証・証明マークの使用態様、その認証方法、製品認証及びマネジメントシステム認証の相違点、認証マークに加えて認証機関に対する評価結果を表す認定マークとの関係及び認証に関する国際ルール等が報告され、それぞれの認証・証明マークの付されている使用形態並びにそれが商標法上の使用に該当するか否かについて等の検討がなされた。これらの報告・検討は、例えば、その認証方法、使用管理規則の取扱い等、証明商標の保護に関する法的論点の在り方を議論する上での重要な基礎知識となったものである。

上記の報告・検討を踏まえて、「証明商標制度の導入に関する法的論点の整理」について江幡奈歩委員に、発表、執筆を担当いただき、仮に我が国において証明商標制度を導入するとした場合の法的論点整理の側面として、証明商標の位置付け・定義、証明商標の主体要件・使用者、証明商標の登録要件、証明商標に係る権利の効力、無効・取消理由等について網羅的な報告・検討を行い、報告書として取りまとめたものである。

商標法第 3 条の登録要件に関し、江幡委員から、地理的名称により構成される商標の保護については、本来的な識別力を欠く証明商標であっても、使用により現に証明された商品とそれ以外とを識別し得る状態に至っている場合には、商標登録を受け得るような措置が必要であるとし、第 3 条第 2 項についても、証明商標については別の規定を設ける等の制度上の手当が必要ではないか、との報告がなされた。これについては、証明商標制度独自の新たな識別性の概念となるものであって、商標法の根幹に関わる重要な問題であるため、今後、更なる検討を期待したい。

また、登録要件に関しても、出願に際して出願人に証明商標に係る使用管理規則の提出を要件とし、使用管理規則に必要事項が規定されているか、公序良俗に反しないか等の一定事項についての審査を行い、事後的に使用管理規則がそれらの事項に該当することとなった場合には無効・取消理由とすべきとの報告があった。そのために使用管理規則は公開されるべきであるとの報告と、使用管理規則の審査について出願段階で特許庁が審査をするのは困難を伴うものではないかとの指摘もなされた。また、これに付随して、登録要件を満たさずに登録された場合又は事後的に登録要件を満たさなくなった場合の無効審判請求又は取消審判請求の提起や、使用管理規則に従った管理を怠った場合の新たな取消理由の追加等、制度上の手当の必要性が報告された。

その他にも様々な法的論点が報告され、例えば、証明商標の効力については、海外主要国における証明商標に係る権利の効力と同じく、通常の商標権と同様とすべきであるとの

報告がされた。主体要件については、法人格を有する限り、広く法人や国・地方公共団体等を含めるべきである旨報告がなされ、個人については使用の実態や保護のニーズに照らして、今後、更に検討すべきであるとされた。

江幡委員の報告の中で、現在、実質的に証明商標として使用されている通常の商標は、商標の所有者が自ら使用するものではなく「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」（商標法第 3 条第 1 項柱書）ではないために、現行法上は本来登録要件を満たしていないのではないかという指摘もあり、そのため、今後、証明商標制度の導入を検討する際には、第 3 条第 1 項柱書との関係を整理する必要性が議論され、制度上の手当が必要ではないか、との報告がなされた。また、これに関連して、証明商標の使用については、特に、証明商標の使用者として、商標の使用許諾を受けた者が使用をする商標であると理解されるべきであり、現行の通常使用権者の規定（商標法第 31 条）で足りるとの報告がなされた。

他方で、第 3 回委員会における法的論点の議論の際に、認証・証明業務を行う認証機関が認証・証明マークの権利者であるが、この権利者も「自己の業務に係る商品又は役務について使用を」していると理解すべきではないか、また、それは旧商標法（大正 10 年法）における整理にも沿うのではないか、とする意見もあった。

委員会において調査したところ、我が国の旧商標法（大正 10 年法）第 26 条に規定する「標章」について、その解説書[211]において標章の権利者と使用者は一致するとの記載があり、一方、英国商標法（1905 年法）においては Standardization mark（格付商標）について、解説書[212]によるとマークの所有者が商品を検査し、検査結果を証明する目的でマークを貼るという記載があった。その後、英国 1938 年法においては証明商標について所有者と使用者との文言の使い分けを行っており、また、英国の現行商標法（1994 年法）においては、証明商標の所有者は使用しないことを前提にした上で、通常商標の通常使用権者を licensee とし、証明商標の使用者を authorized user として通常使用権者と証明商標の使用者との条文上の文言の使い分けを行っている。我が国の旧法は、上述のとおり、英国 1905 年法の影響を受けて立法されたものとされ、「標章」使用に関する考え方も同様である。その後、英国法は上述のような変遷を経て、現在に至っていることが認められた。その変遷（つまり、①権利者と使用者の一致について、②通常使用権者を licensee と、証明商標の使用者を authorized user とする文言の使い分けについて）の背景や趣旨については、今後、更なる調査が必要であると報告され、併せて、この点に関する諸外国の証明商標制度の制度運用について、今後、更なる調査・検討をする必要があると報告された。

よって、本意見については、それらの調査・検討を踏まえ、国際的調和に配慮しつつ、

---

211 「三宅發士郎　日本商標法」((株)巌松堂書店　昭和 6 年 3 月 5 日）によると「標章の権利者と標章の使用者とは一致する」と説明があり、また、「特許と商標」第 9 巻第 8 号（弁理士会　昭和 15 年 8 月）によると「検査主体が標章権者であり同時にその標章の使用者である」旨の説明がある。

212 THE LAW OF TRADE MARKS”, LEWIS BOYD SEBASTIAN, B.C.L., M.A., STEVENS AND SONS, LIMITED, 1911 の 28 頁（副題 Certification marks）

この問題について更なる議論・検討が必要であるとされた。

最後に、商標法による認証・証明マークの保護の在り方に関する検討は、上述のように、認証・証明マークの実態を理解した上で、証明商標の主体要件・使用者、識別性の考え方、登録要件及び権利の効力等に関する慎重な議論が必要となる問題であるところ、本報告書が、今後の政府内における、望ましい制度・運用に関する検討に資することを期待するものである。

以上